【資料第５号】

平成 26 年度基本構想進行管理

「事務事業評価」結果一覧（案）

平成 26 年 7 月 30 日現在

目次

子育て・教育 …… 1 頁

福祉・健康 …… 23 頁

コミュニティ・産業・文化 …… 44 頁

まちづくり・環境 …… 64 頁

行財政運営 …… 80 頁

基本構想の進行管理 …… 84 頁

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	001	子ども家庭相談事業	子育て支援計画	家庭における子育ての支援と児童虐待の防止により、子どもが健やかに成長して自立できる環境を形成します。	子どもと家庭に関する相談に総合的に対応し、児童相談所などの専門機関や地域と連携しながら、要保護・要支援家庭のサポート、児童虐待通告対応等を行います。	虐待対応専門相談員配置により虐待対応力の強化を図り、虐待通告対応や家庭への支援として、訪問・面接・電話等により一般相談延5,769件、専門相談延385件の相談対応をしており、より深刻な虐待への進行を食い止めています。	虐待通告や、対応が困難な事例が一層増えています。	A	—	拡充	専門家のSV等を活用して、児童虐待や養育困難家庭に対する組織的対応力の強化に努めます。
	002	児童虐待防止対策事業	子育て支援計画	子どもと家庭に関わる関係機関の連携や、区民への児童虐待防止啓発事業を進めることにより、子どもが健やかに成長し自立できる環境を形成します。	地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営します。また、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパーの派遣や、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を実施します。	要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議・個別ケース会議等を63回開催し、関係機関の連携強化と専門性の向上を図りました。また、保護者が安定した子育てができるように子育て支援講座（CSP）を開催し、参加者延137人が、たたいたり怒鳴ったりしない子育ての技術を学びました。	事例の複雑化等により、子どもの安全確保や適切な支援を行うためには、関係機関の迅速な連携が必要です。	A	—	拡充	要保護児童対策地域協議会による関係機関連携の強化、マニュアル配布等により児童虐待防止の啓発を行います。
	003	親子ひろば事業	子育て支援計画	乳幼児とその保護者が集う場を提供することにより、区民が安心して子どもを産み育てることができる環境を形成します。	子ども家庭支援センター親子交流室において、乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供するとともに、支援員が利用者の子育てに関する相談を受け、助言することにより、子育て支援にあたります。	乳幼児とその保護者に情報交換や交流の場を提供（利用者延29,119人）するとともに、子どもとの関わり方や子育てに関する不安や悩み等をテーマに子育て支援講座を開催し、参加者の不安や悩みの軽減を図りました。	親子ひろばで受ける相談にも、複雑で深刻な内容が増えており、相談事業との連携の重要性が高まっています。	A	—	拡充	親子ひろばで行う子どもを伸ばす講座などを通じ、利用者の子育て環境の充実を図ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	004	家庭教育支援の推進	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画）、文京区教育振興基本計画	子どもたちの健やかな成長を図るため、家庭教育に関する保護者向けの講座や情報交換、保・幼・小・中のPTAの連携による支援などを行い、親子の育ちを支援します。	乳幼児から思春期までの保護者を対象に、気づきや学び合いを促す機会である家庭教育講座を提供します。また、子育て経験の豊かな先輩保護者との情報交換会をワールド・カフェ方式で開催し、家庭教育のスキルアップを図ります。			—	—	拡充	受講者数も多く、開催回数を増やしました。今後も引き続き、受講者の満足度向上に努めます。
	005	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援計画	地域の中でお互いに助け合いながら子育てができるような環境を整え、子育てに関する不安感や負担感を減らし、子育てと就労の両立を支援します。	子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、保育施設終了後の子どもの預かり等短期的かつ、補助的な相互援助活動を行います。	地域における子育ての相互援助活動として、子どもの一時預かり、送迎等を行いました。また、子どもの習い事の援助活動など、多様化する子育て世帯のニーズに対応することで、子育てと就労の両立を支援しました。 ＜会員数内訳＞ 依頼会員　2,020人 提供会員　　243人 両方会員　　19人	保育園等の終了後に、夜間に渡る子どもの預かりに対応できる提供会員が不足しており、地域における子育て支援活動の参画を促進し、さらに提供会員の増加を図る必要があります。	C	—	改善・見直し	現在のファミリー・サポート・センター事業を継続しながら、事業の受託者である文京区社会福祉協議会と連携し、依頼会員及び提供会員のニーズに合った、事業の見直しを検討します。
	006	乳幼児家庭支援保健事業	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画、保健医療計画）、男女平等参画推進計画	子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待の発生を予防します。	乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診等の活用により、虐待のおそれのある家族・保護者を早期発見するとともに、必要な支援内容について支援検討会で協議し、保健師・心理相談員による個別相談、集団指導等を実施します。	平成25年度4か月健診受診者1,810人の支援検討会を実施し、支援が必要と考えられた95人（5.2%）に支援を実施しました。	妊娠届出時から、継続した相談・支援を行うための体制が整ってきています。今後は、支援が必要と考えられる親子に対する適切で切れ目のないサービスにつながるよう、関係職員の技術のさらなる向上に努める必要があります。	A	—	拡充	引き続き乳児家庭全戸訪問事業と乳児健診後の検討会を活用し、早期からの継続支援に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	007	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画、保健医療計画)	乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。	出生通知票の受理数が順調に推移したことにより、事業は円滑に遂行できました。さらに、4か月児健診の対象者リストと突合して未訪問家庭を把握し、保健師が訪問することにより、訪問率は当初目標を上回ることができました。また、訪問家庭の約2割に、継続した支援を実施しました。	訪問率は目標を達成していますが、引き続きその向上に取り組み、支援を要する家庭の把握に努める必要があります。 また、保健師や助産師を対象に研修や連絡会を行い、適切なサービスの提供や継続的な支援に努める必要があります。	B	—	改善・見直し	引き続き当事業を実施し、訪問率の維持、向上に努めます。また、産後心理相談の実施回数を見直し、新たに産後の心と身体の健康を保持増進する方法を取得することを目的に産後ケア教室を開催します。
	008	子育てひろば事業の拡充		子育てに不安を感じたり身近なところに相談できる人がいない保護者の、子育てに伴う心理的な負担の軽減を図ります。	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。	25年度に子育てひろば千石が開設したことに伴い、利用者数は全体で81,528人、前年比24,768人増加しました。また、相談件数も全体で3,392件と、子育てに悩みを抱える保護者の支援に寄与しています。家庭で子育てをしている保護者を中心に、子育てひろばは子育てに関する相談や仲間作り、情報交換の場として、益々重要性が高くなっています。 また、27年4月に新福祉センター内に5か所目となる新たな子育てひろばを整備する予定です。	27年度に新福祉センター内に5番目となる新たなひろばを設置する予定であり、建築工事も含め円滑な開設に向けた準備が必要です。	A	—	拡充	新福祉センターへの子育てひろばの設置にあたっては、ショートステイ等他の子育て支援事業と連携を図り、子育てに不安や悩みを抱える保護者の支援と親子で安心して遊べる場の提供に努めます。
	009	子育て情報提供事業	子育て支援計画	地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者に対し、子育てに関する十分な情報を提供し、サービスの利用を勧めることにより、子育てに伴う心理的負担や肉体的負担を軽減し、すべての家庭が安心して子育てできるようにします。	民生児童委員と協働で「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳取得時に配布します。さらに子育て応援メールマガジンにより、電子媒体での情報提供を行います。	子育て支援施策に関する最新状況を掲載した子育てガイドを発行しました。 また、25年4月より、NPO法人きずなメールプロジェクトと協働で、子育て応援メールマガジンの配信を開始し、妊娠周期や子どもの月齢に合わせたタイムリーな情報提供を行うことで、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援しました。	25年4月に開始した子育て応援メールマガジンについて、さらなる登録者数の増加のため、効果的な周知活動を行う必要があります。	B	—	改善・見直し	子育てガイドの発行及び子育て応援メールマガジンの配信を継続して実施するとともに、子育て応援メールマガジンの周知活動の充実及び行政情報の追加を行い、登録者数の増加を図ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	010	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	子育て支援計画	生後すぐから満1歳未満の乳児の育児を行っている保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図り、すべての家庭が安心して子育てができるようにします。	生後から満1歳未満の乳児の保護者が、病気や通院、育児の疲れによるリフレッシュ等により保育ができないときにホームヘルパー（ベビーシッター）を派遣します。	26年1月より電子申請による受付を開始し、手続きの利便性を向上させることで、延利用回数が増加しており、満1歳未満の乳児の育児を行っている保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図ることができました。	利用申請の増加に伴い、ベビーシッターのマッチングに苦慮するケースが増えています。 また、料理や掃除などの家事援助の要望内容が高度化しており、ベビーシッターでは対応できない場合があります。	A	—	拡充	現在の子育て支援ホームヘルパー派遣事業を継続しながら、満1歳未満の乳児の育児を行っている保護者のニーズを踏まえた事業の拡充を検討します。
	011	一時保育事業		育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要や保護者の緊急の事由（疾病、出産等）により、保育に欠ける状態になった児童の一時保育等、子育てに伴う心理的な負担の軽減や多様な保育需要への対応を図ります。このことで安心・安全な子育てを促すとともに保護者の社会活動への参加を推進します。	キッズルーム目白台、キッズルームシビックで、満1歳から就学前までの幼児の一時保育を行います。また、緊急一時保育として区立保育園17園で平日の午前7時15分から午後6時15分まで、原則として1か月間を限度に一時保育を実施します。さらに、リフレッシュ一時は区立保育園17園で、緊急一時保育の空きがある場合に、月に10回までを限度として一日3時間以上8時間以内で一時保育を実施しています。	キッズルーム目白台にて、保育室等の改修工事を行い、保育環境を改善しました。 また、平成26年3月より、キッズルーム目白台の利用申請について、電子申請による受付を開始し、保護者の利便性の向上を図りました。 「区立保育園の一時保育の空き状況をホームページで確認できるようにしてほしい」という利用者から要望を受け、25年10月から区HPに空き状況を公表しました。	キッズルームシビックについて、定員が満員となる利用日が多くなっています。 保育園の一時保育は、利用者が増加したにもかかわらず、全体の定員に占める利用率は、56%です。利用が多い園と少ない園のばらつきも大きく、予約の入れ方や運用について検討が必要です。	C	—	拡充	キッズルームシビックの定員を12人から15人に拡大するとともに、かごまち保育園の跡地に新たなキッズルームの開室準備を進めます。また、保育園では26年度より3園で定員2名から3名へ1名増やしました。
	012	乳幼児ショートステイ		保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども（生後7日目から小学校就学前の乳幼児）を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行うことで、子育て支援を推進するとともに児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	社会福祉法人二葉保育園と委託契約を締結し、同法人が運営する二葉乳児院（新宿区南元町4番地）にて、宿泊を伴う一時預かりを行います。	保護者等が出生や疾病等の理由により、自宅で養育することが困難になった児童を、文京区が指定する福祉施設において短期的に養育を行うことで、子育て世帯の支援を行いました。 利用実績　延べ利用日数24日	1日1名の受入体制をとっていますが、緊急かつ一時的な理由での利用としているため、施設の稼働率が低くなっています。	—	—	拡充	二葉乳児院での乳幼児ショートステイを継続するとともに、新福祉センターにて新たなショートステイ事業を開始します。また、緊急かつ一時的な理由による利用がない時の空き施設の有効活用について検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	013	地域子育てステーションの充実		保育園のノウハウを生かし、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育て世帯が抱える悩みや不安・ストレスの軽減を図り、また、参加者親子同志が交流することで楽しみ、出産や育児に自信や喜びを実感してもらうようにします。	区立保育園18園で、各保育園が独自のメニューを設定して、子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育てステーション事業を月1回、午前中1時間程度実施します。	参加者数は、平成23年度が2,682人、平成24年度は3,020人、平成25年度は2,890人と3000人前後を推移しています。参加者からは、「日頃相談できない育児や子育ての相談ができ、大変参考になった。」、「短い時間であったが子育てから解放され、リフレッシュ出来た。」等の意見をいただくなど、区立保育園の子育てのノウハウを地域に広く還元しています。	地域子育てステーションの利用人数は、130人減少していますので、さらに実績を伸ばせるよう、引き続き魅力あるプログラムを検討し、PRしていきます。	C	—	現状維持	参加者のニーズを把握し、魅力あるプログラムを検討していきます。
	014	妊婦健康診査	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	妊婦の妊娠中の健康管理に努め、安全な出産を確保します。	妊娠届出をした妊婦に都内の委託医療機関で受診出来る妊婦健診14回分と経腹超音波検査1回分の受診票及び区内の委託医療機関で受診出来る歯周疾患検診の受診票を交付します。里帰り出産等による都外医療機関や、助産所での妊婦健診受診分については、償還払いで費用を助成します。	交付窓口等による周知や妊娠届出数の増加により、妊婦健診・超音波検診・歯周疾患検診の受診人数が順調に伸びています。また、平成26年度より妊娠届出時に妊婦さんサポートアンケートを記入していただくことにより、保健師との面談が難しい保健サービスセンター以外の窓口での妊娠届出でも、妊婦の詳細な状況を確認しやすくなりました。	妊娠中のサポート強化や虐待防止に役立てられるよう、アンケート結果から支援が必要な妊婦を抽出し、フォローにつなげていく体制を整備します。	B	—	拡充	保健サービスセンターと連携し、妊婦の妊娠中における健康管理に努めます。
	015	特定不妊治療への支援	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	健康保険が適用されず、一度に多額の費用が必要となる特定不妊治療を受ける区民に対し、経済的負担の軽減を図ることにより、次世代育成を支援します。	特定不妊治療を受ける区民に対し、当該不妊治療に係る医療費の一部を助成します。また、金融機関による融資をあっせんするとともに、当該金融機関に係る利子の補給を行います。	特定不妊治療費助成制度の周知が進み、認定件数が順調に伸びています。	特定不妊治療費融資あっせん制度については、引き続きホームページやポスター等による周知に努めていきます。	B	—	改善・見直し	引き続き、特定不妊治療費助成制度及び融資あっせん制度の周知を進めることで申請件数の増加に努め、次世代育成を支援します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	016	母親・両親学級の実施	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画、保健医療計画）、男女平等参画推進計画	妊婦及びその夫を対象に、妊娠、出産、子育てについての知識を学習し、不安の解消や地域での仲間づくりを目的としています。	臨床心理士、歯科医師、助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による講義及び実習を実施します。	育児について具体的なイメージができ、不安の解消につながるように、体験実習中心のプログラムを継続して行いました。また、就労等で平日の母親学級に参加できない初妊婦を対象に、1回制の母親学級ショートコースを3回実施しました。 延受講者数 母親学級　1,092人 両親学級　431組	教室に参加することで育児や出産後の生活のイメージがもてるよう、参加者のニーズを取り入れながら適宜内容の見直しを図る必要があります。	B	—	拡充	区民の多様なライフスタイルに対応するため、新たに平日開催の両親学級を開催するとともに、土曜開催分についても回数を増やします。また、就業している妊婦向けの母親学級ショートコースを本郷支所においても開催します。
	017	ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト		少子化対策の一環として、子どもを望むすべての人が子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産の正しい知識の普及と妊娠・出産等に関する正確な情報を提供していきます。	関係者・団体等で「ぶんきょうハッピーベイビー応援団」を設置し、会議を開催し、情報提供をするほか、保健師等による妊娠・出産・不妊等の相談、健康な体づくりに関する啓発事業を行います。			—	—	現状維持	応援団を設置し、区民や区内の関係団体でお互い情報交換をしながら、また妊娠・出産の相談窓口を充実して、文京区の少子化対策について検討していきます。
	018	育成室への障害児受入れ		保護者の就労や病気等のため保育の必要な小学校1年生から3年生までの児童に対して、指導員のもと遊びと生活を通して、健全な育成と保護をはかります。配慮を要する児童については必要に応じて6年生まで学年延長を行います。	障害児保育補助の非常勤職員を配置し、受入れ環境を整えます。指導員のための研修等を定期的に確保し、保育の質の向上を図ります。障害児育成室巡回指導を実施し、策定したサポートプラン（個別指導計画）に基づき、充実した保育を実施します。	育成室における障害児の受け入れ強化を求める声に対し、保育補助の非常勤職員の配置を行うとともに、サポートプランの作成・実施、障害児保育研修、巡回指導を行っており、事業の目的を達成しています。	近年申請者数が増加しており、また症状等も多様であることから個々の状況に応じた対応の在り方を検討していく必要があります。	A	—	現状維持	非常勤職員の配置、個別指導計画の作成・実施を行い、保育の充実に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	019	児童館等耐震補強工事等	子育て支援計画・耐震化整備プログラム	児童館等耐震補強工事の実施により、利用児童及び保護者が安全で安心して利用できる施設を目指すとともに、利便性を高めて子育てサービスの向上を図ります。	文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラムに沿って、優先順位の高い施設から耐震補強を実施します。耐震補強工事に併せ、内装改修及び設備整備を行うとともに、育成室の面積拡大などレイアウト等の見直しを行います。	各施設の安全確保の要望をふまえ目白台児童館の耐震補強工事等を実施しました（工事期間平成25年7月下旬から平成26年2月下旬まで）。	工事期間中の児童館及び育成室の安全かつ円滑な運営が課題です。	A	—	現状維持	向丘育成室の耐震補強工事の実地設計を行います。
	020	区立保育園の安心・安全確保	子育て支援計画・耐震化整備プログラム	耐震診断により補強工事が必要となった施設について、児童及び保護者に対して安全で安心な保育を提供できる施設として整備するとともに、利便性及び保育環境の向上とともにサービスの向上を図ります。	工事期間中に保育等を実施する仮園舎を設置してから、本園舎の耐震補強工事を行います。	目白台保育園について、耐震補強工事を実施し、耐震性能を確保するとともに、園舎を全面的に改修して、保育環境を向上させました。	26年度はさしがや保育園の耐震化工事を行います。礫川公園内に仮園舎を設置し、耐震化工事期間中は、仮園舎で保育を行っていきます。この工事により、耐震化工事が必要な園は向丘保育園1園のみとなります。今年度、向丘保育園の耐震化工事の実施設計に着手します。	A	—	現状維持	今後も年間1施設程度、区立保育園の耐震化に取り組み、平成27年度までに耐震化を完了します。
	021	私立認可保育所の整備拡充	子ども・子育て支援事業計画	就学前児童の保育ニーズにこたえるため、認可保育園（私立）の整備により保育サービス事業量の拡充を図り、保育所入所待機児童の解消を目指します。 また、開園後においては、質の高い保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実を図ります。	子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量に基づき、待機児童数の動向を見極めながら、認可保育園（私立）を整備します。 また、開設後に保育内容の充実を図るための事業経費の補助を行うとともに、区の職員（保育士）が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行います。	平成25年4月に「小学館アカデミー茗荷谷保育園」（定員49人）、10月にグローバルキッズ゛後楽二丁目園本園（定員54人）、11月にグローバルキッズ゛後楽二丁目園分園（定員33人）、12月にアスク本駒込保育園（定員55人）を開設し、合計191人の保育定員の拡充を図りました。	待機児童が依然として発生している状況を踏まえ、待機児童解消に向け、スピード感を持って、認可保育所の開設を進めていく必要があります。	A	—	拡充	子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量に基づき、認可保育所の開設を進めていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	022	保育園障害児保育		心身の発達の遅れなどにより保育にあたって特別な配慮を要する児童に対して、健やかな発達を促進することにより、児童福祉の向上を図ります。	個別支援計画を作成し、家庭や福祉センターと連携を図りながら子どもの健全な成長を図るとともに配慮を要する児童に対して非常勤職員を配置し、安全な集団保育を実施します。	要配慮児の入園増加及び通常保育時間外の安全な保育確保に対応するため、必要に応じて人員配置を行いました。	引き続き子どもの成長発達に合わせた支援体制の見直しも必要です。園長会で要配慮児保育についての課題の洗い出しと検討を行っています。	A	—	現状維持	今後もこれまでの取り組みと同様に、一人ひとりの発達に合わせた保育を実施していきます。
	023	区立幼稚園の預かり保育	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画）、文京区教育振興基本計画	就労している保護者への子育て支援と、区立幼稚園における保育内容の充実を図ることを目的としています。	区立幼稚園全園（10園）において、月～金曜日は教育課程終了後から午後6時まで（除：祝休日及び園休業日）、長期休業中（夏休み等）は月～金曜日の午前9時から午後6時まで（除：祝休日及び年末年始）預かり保育を実施します。 登録利用：月を単位とした預かり保育（利用には就労、自営、介護、療養等の条件あり） 一時利用：日を単位とした預かり保育	平成23年度から実施時間を午後5時まで、平成25年度から実施時間を午後6時まで延長し、登録利用の定員を最大25名まで拡大したことを積極的にPRしたことで、3歳以上の幼児の保育園待機児対策のひとつの選択肢となり、月を単位とした登録利用者数の増につなげました。	登録利用者数の増に伴い、一時利用者が希望する日に利用ができない場合があるため、実施定員を増やす検討が必要です。また、平成25年度からは実施時間を午後6時まで延長しているため、幼児個々の体調に合わせた休憩などに注意を払う必要があります。	A	—	拡充	預かり保育登録利用の需要が多いと見込まれる幼稚園では、平成26年度から実施定員を25人から35人まで増やすこととしました。
	024	育成室の整備拡充	子育て支援計画	保護者の就労状況等と児童を取り巻く環境の変化により、増加傾向にある待機児童の解消を図ります。また、児童に生活の場を提供し、援助並びに指導をすることで、その健全な育成を図ります。	定員を上回る児童の暫定受け入れ、改修時の面積拡大等の対策を講じるとともに、子育て支援計画により、新たな育成室の整備拡充を図ります。 職員研修の内容の充実等により、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成します。また、各育成室間での情報を共有化しスムーズな運営を行います。	育成室入室希望者の増加をふまえ待機児童の解消を図るため、既存育成室の定数増による対応や新たな育成室の設置場所について調整を行い、区全体としての待機児童の解消に努めました。	新設する場所の確保が困難であり、また、地域割等の変更や転室が必要な保護者の理解を得る必要があります。	A	—	拡充	平成27年度開室に向けた新設工事を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	025	多様な保育サービス事業の実施		0～2歳の保育需要が非常に高い現状を鑑み、家庭的保育事業に加え、低年齢児を対象とした家庭的な保育サービスを拡充し、多様な保育サービスを提供します。	複数の家庭的保育者が協力しながら保育を行うグループ型小規模保育事業を実施します。 開設後も保育の質を確保するため、再任用保育士による巡回相談を行うとともに、保育サービスの安定的な提供を図るため、運営費等を助成します。			—	—	現状維持	今後もサービス内容を維持しながら、区民への周知を図ることにより、定員の充足を目指します。
	026	認可外保育施設の認可化移行支援事業		保育サービスの安定的な提供と量的拡充を図るため、認可施設への移行を希望する認可外施設に対し、認可基準を満たすために必要な改修費等の支援を行います。	認可化の意向調査を実施し、認可化を希望する施設ごとに移行計画を策定します。また、移行に係る経費の助成及び保育士資格を保持しない保育従事者への資格取得を支援します。			—	—	拡充	認可化移行希望施設との個別ヒアリング等を行い、資格取得支援、施設改修支援等を行っていきます。
	027	区立幼稚園の認定こども園化		子ども・子育て支援新制度施行を見据え、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するために、区立幼稚園の認定こども園化を検討します。	文京区の子ども・子育て会議の検討状況を踏まえ、認定こども園の類型（幼保連携型、幼稚園型）、認定こども園への移行数、移行時期等について、庁内関連部署等と協議をして検討していきます。			—	—	現状維持	国の子ども・子育て支援新制度の整備・推進状況を踏まえ、幼児教育・保育における確保方策（量）と認定こども園化（質）のバランスを総合的に判断し、区立幼稚園の認定こども園化を検討していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	028	病児・病後児保育事業	子育て支援計画	病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	保坂こどもクリニックが運営する「保坂病児保育ルーム」及び順天堂が運営する「順天堂病後児ルーム『みつばち』」の2施設において、病児・病後児を預かり保育を行います。	26年2月より電子申請による利用登録を開始し、病児・病後児保育事業の手続きの利便性を向上させることで、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。	利用予約により、定員が満員になりますが、保護者の勤務予定や子どもの体調等の変化により、直前のキャンセルが多数あるため、施設の稼働率は7割程度にとどまっており、結果的に空きが出る状況になっています。	A	—	拡充	現在の施設型の病児・病後児保育事業を継続するとともに、多様な事業形態の検討を行います。
	029	放課後全児童向け事業	子育て支援計画	学校の放課後や休業日に校庭や図書室などを開放し、保護者及び地域の大人の見守りにより安心して子どもが自由に活動（遊びや学び）ができる、小学生を対象とした放課後の居場所を提供します。	小学校において、授業終了後に児童がランドセルのまま指定の受付場所で受付をし、（学校休業日は自宅等からの参加となる。）その後事業受託団体スタッフ見守りの下、校庭や図書室で自由な活動を行います。	林町小学校、駕籠町小学校、明化小学校において事業を実施しました。平成25年度は実施日数496日、延参加児童数20，850人となっています。	平日の実施を広げていくためには、学校側との調整や受託団体のスタッフ確保が課題です。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度に向け、放課後事業の再構築を検討しており、今後の方向性については次期子育て支援計画に盛り込むこととしています。	B	—	拡充	引き続き3校で事業を実施するとともに放課後事業の再構築の検討を進め、子育て支援計画の中で今後の事業展開を提示していきます。
	030	民間学童保育事業（都型学童クラブ補助）	子育て支援計画	保護者の就労形態の多様化や長時間就労、家族の介護等の理由により既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入等の保育ニーズが生じています。民間事業者を誘致し、放課後児童健全育成事業（民間学童クラブ）を開設することで様々な保育ニーズに応えるとともに児童の健全な育成に資することを目的とします。	区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを整備・運営する民間事業者に対し、経費の一部を補助します。あわせて、東京都へ都型学童クラブ事業補助金等を申請します。	民間事業者との調整を図りましたが、国の子ども・子育て新制度に基づく各基準の整備の遅れから、学童クラブの開設にはいたりませんでした。	民間学童クラブの運営基準・内容について民間事業者との調整が必要です。また、運営経費の一部への補助実施の為には要綱の整備が必要です。	—	C	現状維持	施設整備に要する経費の一部を補助します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	031	母子家庭等自立支援事業	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画）、文京区男女平等参画推進計画	児童扶養手当受給水準にある母子家庭の母及び父子家庭の父で、知識・技能を習得するための講座を受講している人を対象に、給付金を支給することで経済的な自立を図ります。	事前に相談を受け、就職や転職に有利な知識・技能の習得を希望する人からの申請に基づき、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費及び受講修了後の修了一時金を支給します。	区のホームページや児童扶養手当受給者用通知にチラシを同封する等、周知に努めましたが、前年度よりも申請数は減少しました。 支給を受けて修学された方は、取得された資格を活かし、就職したり収入が増加したりしたため、安定した生活に繋がった方が多くみられます。	資格取得にあたり、養成校等へ通学している間の生活費・学費の面で不安を感じて申請に至らない方への対応が課題となります。	B	—	現状維持	ホームページやチラシの個別配布等により事業の周知を図り、母子家庭及び父子家庭の自立のために適切な支援を行います。
	032	いのちの教育の推進	文京区教育振興基本計画	様々な体験活動や学習において、「いのち」について考える機会を提供し、「いのちを大切にする心」や自尊感情を育む教育の充実を図ります。	・全小・中学校において「いのちと心の授業」を実施します。 ・全小・中学校において「いのちと心のアサーションプログラム」を実践します。 ・全幼稚園において移動動物園を実施します。	・平成26年2月にモデル校の「いのちと心のアサーションプログラム」の実践報告会を開催しました。また「いのちと心の授業」は、外部講師を招聘し、児童・生徒に「命」の多様な価値について考えさせることができました。「いのちと人権を考える月間」も5月、12月の開催を継続し、各学校の意識を啓発してまいります。	・児童・生徒の適切な自己表現力を身につけさせていくためには、指導に加え、時間をかけて児童・生徒が学習した内容を実行できるようにする必要があります。また生命にかかわる重大な事故防止に向けて、教育委員会主催の研修だけでなく校内研修の充実を図るほか、幼小中連携ブロックを活用し、幼稚園からのいのちの教育の充実を図る必要があります。	A	—	改善・見直し	・「いのちと心のアサーションプログラム」の実施を各学校の教育課程に位置づけ、継続していきます。
	033	心の教育の推進	文京区教育振興基本計画	家庭や地域社会との連携を図りながら、社会の一員としての規範意識、倫理観やすべての人への思いやりの心、生命を尊重し自然を慈しむ心をもつ子どもを育てる取組を進めます。	・全小・中学校において「道徳授業地区公開講座」を実施します。 ・各学校の取組をまとめた啓発誌「かがやく心」を発行します。	全小・中学校において「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」を実施しました。「教科の授業地区公開講座」においては、授業改善推進プランに基づき、授業づくりについて保護者に説明しました。啓発誌「かがやく心」は、生命尊重と人権教育を中心テーマとし、各学校・園の実践を紹介しました。	引き続き各学校における「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」の実施方法を工夫していく必要があります。また、啓発誌「かがやく心」の内容改善にさらに進めてまいります。	A	—	現状維持	小・中学校、幼稚園の実践と成果の紹介のために、「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」の開催、啓発誌の作成・配布を継続実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	034	学校図書館の充実	文京区教育振興基本計画、文京区子ども読書活動推進計画	「学校図書館図書標準」充足率100%の達成に向けて、各校の図書を計画的に購入するとともに、区立図書館の人材を活用し、子供読書環境の整備を図ります。	学校図書館の資料として幅広い分野をバランスよく収集し、蔵書を魅力あるものにするとともに、区立図書館の人材を活用し、図書配列や児童・生徒の調べ学習の支援などを充実し学習支援へと結びつけていく。	学校図書館図書標準100%の達成を目指し、学校図書館の現状調査を基に、小学校9校、中学校7校に図書購入費を増額し、新たに小学校2校が学校図書標準100%を達成することができました。 小学校9校、中学校6校の学校図書館へ司書を派遣し、学校図書館の整備を行いました。	児童・生徒数の増減を踏まえ、適切に対応していく必要があります。 子どもの読書環境の更なる充実を図るため、人的支援の全校拡大や、回数、時間を増やしていく必要があります。	—	—	拡充	平成28年度までに、学校図書館図書標準100%の達成を目指し、図書購入費を増額する。
	035	情報教育事業	文京区教育振興基本計画	コンピュータを利用した情報教育に対する興味や関心を高めると共に、コンピュータ操作スキルや情報リテラシーの向上を図ります。	小中学生を対象とした「子どもパソコン教室」や保護者向けの「のんびりパソコンルーム」等の事業を実施します。	子どもパソコン教室では、延べ438人の参加がありました。従来から行っているパソコン教室のほか、情報処理学会の協力を得て、プログラムの基礎を学ぶ教室も開催しました。 また、親子でも参加でき、協力してパソコンを操作することで親子のコミュニケーションを深める良い機会にもなっています。	小学生から中学生までを対象とし、教室を実施していますが、小学校高学年、中学生の参加が少ないことから、参加者のニーズや、開催日時、回数、新たな内容の教室など、新教育センター移行を見据え全体的に検討する必要があります。	—	—	現状維持	平成27年4月の新教育センターへの移行に合わせ、より小学生や中学生が興味を持つ内容及び参加しやすい周知（申込）方法を検討していきます。
	036	科学教育事業	文京区教育振興基本計画	自然観察や実験・ものづくりを通じ、子ども一人ひとりの、自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育成します。	「科学教室」、「親子理科教室」、「やってみましょう楽しい実験」の教室を開催するほか、「子ども科学カレッジ」等の事業を通じ、大学連携を一層拡大します。また、移動科学教室や理科の出前授業等、小・中学校を会場とした事業も実施します。	科学教室等では述べ2,887人、うち高学年・中学生対象の子ども科学カレッジでは、231人の参加があり、年齢層の拡大で課題の低年齢化も一定程度解消し、幅広い年齢層に科学の魅力を提供できました。	5歳から中学生までの幅広い年齢層に適時的確に科学に対する興味や刺激を与えるために、受講者の年齢分布やニーズの把握及び分析、新たなメニューの追加、開催日時・回数など新教育センター移行を見据え全体的な検証及び見直しを行う必要があります。	A	—	拡充	平成27年4月の新教育センターへの移行に合わせ、より小学生や中学生が興味を持つ内容及び参加しやすい周知（申込）方法を検討していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	037	健康教育推進事業	文京区教育振興基本計画、文京区健康教育推進委員会　検討結果報告	区立小学校の児童を対象に、学校と家庭と地域が連携し、健康増進や疾病予防、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな健康教育を推進します。	区立小学校の児童が、個に応じた健康への取組を行えるよう、学校医会・学校保健会及び区内大学の協力を得て、健康事業を実施します。	岩井学園帰園児童在籍校を中心に6小学校へ週1回トレーナーを派遣し健康指導を実施。また、保護者等対象の健康教室や親子健康教室を実施しました。児童の体力向上・生活習慣の改善が進み、保護者にも意識の変容などの成果が得られました。また、都のアレルギー疾患マニュアル発出に伴い、本区のアレルギー対応てびきを改訂しました。	健康教室等は、教育指導課の「子どもの体力向上推進事業」と統合し27年度に教育センターへ移管するため、新事業への円滑な移行が課題となります。アレルギー疾患及び食育への取り組みは、本事業の発展解消後も通常業務に取り込み、常に情報の鮮度を保ち継続して行ってまいります。	A	—	現状維持	健康教室等は、27年度新教育センターへの業務移管に向け準備を進めます。他の二点は、本事業の発展解消後も常に情報の鮮度を保ち継続して行います。
	038	子どもの体力向上推進事業	文京区教育振興基本計画	子どもたちの基礎的な体力・運動能力を向上させるとともに、健康づくり・体力づくりの基本的習慣を身に付ける取組を推進します。	・各小学校・園で「体力向上プラン」を作成する。 ・「体力向上プラン」を実施するに当たり、各小学校・園に「体力向上アドバイザー」を派遣し、助言指導を行う。			—	—	現状維持	今後は、取組を継続しながら、学務課の健康教育推進事業と事業統合し、教育センターに業務移管していきます。
	039	学校防災宿泊体験事業	文京区教育振興基本計画	子どもたちが自らの身を守り、また、周りの人々を助けることができるよう、発達段階に応じた体系的な安全教育を行います。	全小学校で4年生を対象として、また、全中学校で2年生を対象として学校防災宿泊体験を実施します。	小学校20校全校、中学校3校で防災宿泊体験を実施しました。 実施した23校中19校において、地域保護者と連携を図った内容を取り入れて実施し、災害時の思いやりや助け合いの大切さを児童・生徒に実感させることができました。	発災時を想定した体験活動と防災教育のための体験活動とを明確に区別して計画するなど、各学校の実態に応じた実施内容をさらに検討し、充実を図っていく必要があります。	—	—	現状維持	今後も、災害時の自助・共助の意識を啓発するために事業を継続してまいります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	040	文京ふるさと学習プロジェクトの推進	文京区教育振興基本計画	ふるさと文京を愛する心、感動する心の情勢に取り組むため、「文京ふるさと学習プロジェクト」を推進します。	・文京ふるさと学習プロジェクト委員会を開催します。 ・平成27年度末に副読本を発行します。	・3回のプロジェクト委員会を開催し、ふるさと学習実践事例集を作成することができました。作成した実践事例集は全小中学校に配布するとともに、年間指導計画の中での授業実施を求めるなど、その活用について周知を図りました。さらに、文京ふるさと学習プロジェクト公開授業を実施し、具体的な指導例を示しました。	・地域の教材を発掘するとともに、児童・生徒の発達段階に応じた教材の開発を継続して進める必要があります。また、各教科等のねらいに即してふるさと学習を取り入れていくことについて各学校に一層の周知を図っていく必要があります。	A	—	現状維持	平成27年度副読本作成に向け事業を継続してまいります。
	041	確かな学力育成事業	文京区教育振興基本計画	区立小学校において校長の経営方針、指導の重点等を踏まえた指導を行い、学力向上を図ります。35人以上の小学校低学年では複数担任制によるきめ細やかな指導を行います。 区立中学校において、少人数指導やティームティーチングによる指導方法の工夫・改善を推進し、学力向上を図ります。	各小学校に1名非常勤講師を配置し、指導方法工夫・改善を推進するとともに、学校の個別対応が必要な学校に講師を配置します。 各中学校に、指導方法工夫・改善に向けた学校の計画・要望に基づいて非常勤講師を配置します。	区立全小学校に対して、校長の経営方針に即して、指導方法工夫・改善のための講師を配置しました。 学級が直面する課題に対応し、その解決を図るために講師を配置し、課題解決に努めることができました。 中学校に基礎基本の定着、少人数指導の充実を図るため、講師を配置しました。（少人数学習の充実）	引き続き、学習指導の充実が図られるよう効果的な講師の配置を進めてまいります。 各学級が抱える課題を解決するための学級支援となる講師配置についても、より効果的な配置ができるよう引き続き進めてまいります。	B	—	拡充	学習指導の一層の充実及び学級の教育課題の解決に向け、講師配置を継続実施します。
	042	学習内容定着状況調査活用事業	文京区教育振興基本計画	基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力を育成します。	・全小・中学校で学習内容定着状況調査を実施します。 ・調査の結果を踏まえて、全小・中学校で授業改善推進プランを作成し、授業改善を推進します。	調査結果を各学校で分析するとともに、児童・生徒一人一人の学習状況を把握し、授業改善に活用しました。また、各小・中学校が調査結果と授業をもとに「授業改善推進プラン」を改訂しホームページ等で公表するほか、保護者会等で説明しました。平均正答率については、全国比較で5．3ポイント（小4）、3．0ポイント（中1）上回っています。	調査結果の分析及び活用、授業改善推進プランに基づいたの具体的な授業改善の手立てについて各学校がさらに検討する必要があります。26年度は、これまでの調査を経年比較し、どの児童・生徒にも「わかる」授業づくりや見通しをもった学習活動を展開することにより、授業改善を図ってまいります。	—	—	拡充	調査結果を分析し、「授業改善推進プラン」の改訂に反映させ保護者会等で説明し、指導方法工夫・改善、家庭学習の啓発に生かしていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	043	英語力向上推進事業	文京区教育振興基本計画	文京区教育振興基本計画の趣旨の実現に向けて、小学校第1学年から中学校第3学年までの9年間で、外国人英語指導員を活用した授業を、具体的な教材を用い継続的に行うとともに、英語学習意欲及び学力向上を図るために英検受検の機会を保障することにより、基礎・基本の学力を育成します。	外国人英語指導員を区立小学校・中学校全校に派遣します。また、区立中学校においては、生徒自らが学習目標を設定するとともに英語運用力の現状を把握し、かつ卒業後の進路設計に生かせるよう、在学中に実用英語技能検定（英検）5～2級を各学年で1回受検する機会を保障し、中学校3年間で英検3級を取得させることを通して英語学習への意欲を高め、学力向上を図ります。			—	—	拡充	多くの区立中学生が年1回、より高いレベルの級を受検できるようにしていく。
	044	大学との連携による学習指導補助員配置事業	文京区教育振興基本計画	教育職員以外の人材を学習指導に活用するため、大学との連携により、大学生もしくは大学院生を学習指導補助員として、区立小学校及び中学校に派遣する。教員と協力し、様々な学習支援活動を行うことにより、児童・生徒の確かな学力の向上を図り、可能性を伸ばすとともに、学校の教育力の全体的な向上に努めます。	派遣回数は、文京区教育委員会が、各学校から提出された計画書により、内容を精査するとともに、各学校の少人数学習等の教員配置も考慮し、決定します。	通常の学級に在籍する児童・生徒の中には、特別な支援が必要な場合が多く、教師と協力して、様々な学習支援を行える学習指導補助員が配置されることによって、個別の対応やより重点的な指導が行えました。	年度当初各小・中学校から多くの要望があげられ、実施計画を基に予算配当を行っているが、昨年度は執行率が悪く、計画に即した実施が行われなかった学校もありました。	C	—	現状維持	児童・生徒の学力向上を支援するため、今後も継続実施してまいります。
	045	保・幼・小・中の連携教育の推進	文京区教育振興基本計画	「小1問題」及び「中1ギャップ」の未然防止及び円滑な接続の実現に向け、区立保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携協力を推進し、教育課程の改善と相互交流、相互理解等による教育的効果を総合的に検討します。	・プロジェクトを設置し、連携教育カリキュラムの改善等を含む保幼小中連携に関する教育施策の検討を行います。 ・9つの連携推進ブロックにおいて、連携協議会を開催し、各ブロックの現状に応じて教育課程連携、交流活動、情報交換、合同研修等を推進します。 ・保幼小中連携実践発表会を開催し、実践を校園、保護者等に広く周知します。	就学前教育の充実と保育園及び幼稚園、小学校、中学校の円滑な接続を図ることと併せて、「小1問題」「中1ギャップ」を未然に防止するために、3回のプロジェクトを開催し、協議を行いました。幼稚園から小学校へのアプローチカリキュラム、小学校生活のスタートカリキュラムの実践及び改善について協議し、幼小中の円滑な接続の充実を図りました。	9つあるブロックにより、その取組の状況が異なってきており、各ブロックとも幼小中の円滑な接続を目指してより相互理解を深め、密接な連携を図っていく必要があります。	—	—	現状維持	各ブロックでのより密接な連携を実現するため、今後も継続実施してまいります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	046	地域・大学連携教育情報ネットワーク～「文の京」の先生プロジェクト～	文京区教育振興基本計画	区内大学・NPO等の団体と各学校・園の双方向への情報発信や情報共有を推進して緊密な連携を構築することにより、団体への地域連携や研究の場の提供、子どもたちへの豊かな教育環境の提供を図ります。また、教育資料室においては、教育資料の収集・保存をし、学校・教職員に対して教育資料に特化した専門的な情報提供サービスを行います。	区内大学やNPO等と教育委員会を結ぶ窓口として教育センターに「地域・大学連携協働デスク」を設置し、区立小中学校・幼稚園からの相談及び区内大学等からの提案や情報提供を受け、専門的知識や人材等を区立小中学校・幼稚園の教育活動に様々な形で活用します。 新教育センターに教育資料室を整備し、資料検索システムにより迅速な資料の提供を行います。			—	—	現状維持	各小中学校（園）への情報提供方法の見直しを図るとともに、教育関係団体等へ積極的に働きかけ、情報の質・量を高め、学校での活用件数を増やしていきます。
	047	交流及び共同学習支援員配置事業	文京区教育振興基本計画	障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のある子どもとない子どもとの相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育みます。	区立小・中学校の特別支援学級在籍の児童・生徒が、通常の学級との交流及び共同学習を行う際、学習活動のサポートや介助を行う交流及び共同学習支援員を特別支援学級設置校の学級数及び学級の状況に応じて配置する。	文京区交流及び共同学習ガイドライン（素案）を作成し、特別支援学級設置校全校が共通の考えのもと、推進しました。また、特別支援学級設置校の組織的な取組により、支援員を活用し、通常の学級との交流及び共同学習を進めることができました。	共生社会の構築に向けての中教審報告や障害者基本法等、国や都の方向性を踏まえ、文京区版交流及び共同学習ガイドラインをもとに、支援員の効果的な活用を図る必要がある。支援員の活用事例を担任連絡会や設置校長会にて共有していきます。	A	—	拡充	新設した1校も含め、交流及び共同学習ガイドラインをもとに、支援員の効果的な活用を図っていきます。
	048	特別支援教育担当指導員配置事業	文京区教育振興基本計画	通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の整備は急務です。そのため、すべての小・中学校に教員免許をもつ指導員を配置し、適応状態の改善を図るための教育環境の整備を行います。また、指導員は特別な支援を要する児童・生徒に対して支援を行います。	小学校20校、中学校10校に、教員免許をもつ指導員を派遣します。指導員は、在籍学級の担任等との連携のもとに、一斉指導の中での個別指導を行います。また、通常の学級における必要な児童・生徒を取出し、校内に設置された特別支援教室等で専門的指導や支援を行います。			—	—	現状維持	文京区教育振興基本計画に基づき、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対し、より効果的な指導支援を行っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	049	特別支援教育連携協議会の運営	文京区教育振興基本計画	特別支援教育にかかわる区の組織及び関係機関の連携・協力体制を構築し、区の区域内に住所を有する幼児、児童及び生徒について、障害を早期に把握するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を継続して行います。	区の子育て関連組織及び国・都の特別支援学校長、医師、学識経験者などで構成する「特別支援教育連携協議会」を設置し、支援の継承や関係機関相互の情報共有を図ります。 協議会のもとに特別支援教育に係る技術的な支援を行う組織として専門家チームを置き、必要に応じて園及び学校に派遣します。			—	—	改善・見直し	平成27年4月の新教育センター移行時に、乳幼児発達支援連絡会が移管されるため、統合・再編し乳幼児から学齢期の切れ目のない支援体制強化を行います。
	050	教職員研修	文京区教育振興基本計画	教員の資質及び指導力の向上を図ります。	教育アドバイザーによる若手教員への指導助言、授業研究、職層に応じた研修、重点的な教育課題による選択課題研修を充実させるとともに、講義や演習、グループ協議、授業研究を重視し、より深い知識を得て指導力を身に付けることができるようにします。 教員研修担当の教育センター統括指導主事及び専門指導員が教育指導課と連携して運営及び推進に当たります。			B	—	改善・見直し	平成27年4月の新教育センターへの移行を見据え、教育指導課実施研修の移管や研修内容・実施時期の見直しを行い、効果的に教職員の指導力向上を図ります。
	051	総合教育相談事業	文京区教育振興基本計画	学校や保護者、子ども本人に対し多角的な支援を行うことにより、いじめや不登校、家庭内暴力、児童虐待、集団不適応等の課題や教育・生活上の悩み等について、予防・発見・解消を図ります。	教育相談室での面接相談をはじめ、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や適応指導教室等を教育相談コーディネーターが統括し、子ども、保護者、学校等に対する多角的な支援を実施します。	各種連絡会や研修会、学校訪問等を通した学校との情報共有を進めるとともに、教育相談室・スクールソーシャルワーカーなどの関係機関との連携を強め、不登校児童・生徒が関係機関との関わりを増やしました。また、東京都委嘱のスクールカウンセラーが小学校に増員され、より学校内での支援体制が充実しました。	不登校からひきこもりに移行するケースがあることから、児童青少年課所管の「STEP」への引き継ぎや、他機関との連携がさらに求められています。また、平成27年度からの子どもの発達相談との一元化によるサービスの向上を円滑に行う必要があります。	A	—	拡充	学校・関係機関との情報共有及び連携強化や相談体制の拡充により、児童・生徒の不登校等の問題行動の予防や解消に向けた取組を強化していきます。
	052	「生きる力」実現・学校力パワーアップ事業	文京区教育振興基本計画	校園長の学校経営方針に沿った予算計画・執行することにより、各学校園が対応すべき課題に対応した教育活動を効果的に推進します。	・学校園評価に基づき、喫緊の各学校園の教育課題を解決するための教育活動を展開します。 ・全校園において、学校評価の際に本事業の評価を実施します。			—	—	現状維持	各学校の課題に応じて教育活動を展開し、教育活動の充実につなげるため今後も事業を継続してまいります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	053	学校支援地域本部事業	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画）、文京区教育振興基本計画	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充、及び地域の教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部を設置します。	各学校の学校支援に対するニーズを把握し、学校と調整を図ると同時に、パンフレットの作成等を通して学校支援地域本部事業をPRしていくことで、設置校を拡大していきます。	25年度は、小学校13校、中学校2校において学校支援地域本部による活動が行われ、授業・部活動・文化芸術活動の指導補助、校内環境整備、本の読み聞かせ、職場体験の受入先確保、学校HPの作成支援等が行われています。また、新たに学校支援の役割を求め、26年度から青少年委員を教育委員会の所管とするための準備を行いました。	本事業において、今後も学校支援地域本部の果たす役割は増大すると思われるため、設置校を増加するには、学校支援に対する学校のニーズ把握及び制度を担うコーディネータの発掘が欠かせません。 また、ボランティア等の人材を確保するために、青少年委員と連携して地域の人材の発掘を推進していく必要があります。	B	—	拡充	当初から26年度に設置が予定されていた中学校1校に加え、新たに小学校1校に設置される予定です。引き続き、学校支援地域本部の設置拡大に努めます。
	054	青少年委員による学校支援活動等の推進	文京区教育振興基本計画	学校ごとに選出された青少年委員に、学校と地域のパイプ役となり学校支援を中心とした活動を行ってもらうことで、地域で学校教育を支えていく体制を推進します。	教育委員会では、学校支援地域本部設置校の拡大を目指しながら、地域での学校支援の在り方や広範囲な人材共有などについて検討しています。青少年委員の所管が26年度から教育委員会に移ったことを機に、青少年委員には、学校支援地域本部への協力をはじめとした、学校ニーズを踏まえた学校支援を行っていただきます。		平成25年度までアカデミー推進部所管において、青少年育成事業を中心に活動されてきた青少年委員に対し、26年度から教育委員会所管の下、新たな職務としての学校支援活動を軌道に乗せていきます。	—	—	現状維持	学校支援地域本部への協力など、青少年委員の経験や豊富なネットワークによる支援を得ながら、学校支援体制の充実・拡大を図っていきます。
	055	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の運営	文京区教育振興基本計画	学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域・保護者等も一定の権限と責任をもって学校運営への参画を進めるため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、運営することにより、開かれた学校づくりをさらに進めます。	地域住民・保護者・校長等を委員とする学校運営協議会を設置し、学校運営の基本的事項の承認、学校運営に対する意見、支援などの協議を行います。	学校便りや学校のホームページに概要及び会議録を公開し、保護者・地域住民への周知を図りました。 12回の学校運営協議会の協議により、学校支援地域本部やPTA、朝会などの自治会との密接な連携が図られたほか、コミュニティスクール教員公募を実施しました。	学校運営協議会の取組が地域や保護者に伝わりにくい部分があり、学校運営協議会での協議が生かされている教育活動等を周知していく必要があります。	—	—	現状維持	モデル校2校の検証・報告を生かして、今後も地域と連携した学校運営を進めるため事業を継続してまいります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	056	老朽校舎の改築	文京区立 小・中学校将来ビジョン、文京区教育振興基本計画	築後80年以上が経過する誠之小学校及び明化小学校の改築に当たり、基本構想を策定し、設計後改築工事に着手します。	学校の将来像となる基本構想を学校・地域住民・PTA等の参画により策定後、プロポーザル等を活用した基本設計・実施設計を行い、改築工事に着手します。			—	—	現状維持	基本構想検討協議会を立ち上げ、学校の将来像となる基本構想を策定し、基本構想を踏まえ、プロポーザルにより設計会社を選定します。設計後、改築工事に着手します。
	057	第六中学校改築	文京区立 小・中学校将来ビジョン、文京区立第六中学校改築基本構想	「区有施設中長期改修計画」において耐震ランクがCである校舎の全面改築を行い、生徒の安全を確保し、良好な教育環境を提供します。また、向丘地域活動センター及びアカデミー向丘についても老朽化等により改築が必要なため、同校舎と併設し改築を行ことにより、施設の有効活用を図ります。	平成25年10月に、旧校舎東側部分に地上7階地下1階の校舎及び体育館等の1期工事が竣工し、同年11月より、新校舎での授業が開始されています。26年度は、2期工事として旧校舎西側部分及び旧体育館部分に一部校舎を含む区民施設とグラウンドの整備を行います。	平成25年度は、10月に1期工事が竣工し、予定通りに11月から新校舎の供用が開始できました。	26年度は第六中学校改築の最終年度となります。引き続き、工事に遅延等発生することなく、予定通りに学校及び区民施設の併設建物である2期工事及びグラウンド整備工事が竣工するように関係各課と綿密な情報交換が必要となります。	A	—	終了確定	二期工事・グラウンド工事・区民施設工事を含め26年度末までに全事業完了予定
	058	外壁・サッシ改修	文京区教育振興基本計画	小中学校の児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	老朽化している外壁・サッシの改修工事を行います。改修工事は主に夏期休暇期間に行うため、1校の改修完了には複数年にわたる工事が必要です。	駒本小学校（Ⅱ期）、第十中学校（Ⅰ期）の外壁・サッシを改修しました。	工事期間中は、校舎の一部が使用できなくなると共に、騒音等が発生します。そのため、児童・生徒や近隣住民への説明を行い、負担の軽減を行う必要があります。	A	—	現状維持	平成26年度は林町小学校及び第十中学校（Ⅱ期）の外壁・サッシを改修します。平成26年度以降も、老朽化している外壁・サッシの改修を計画的に実施する予定です。
	059	給食室の整備	文京区教育振興基本計画	老朽化した給食室を改修し、より安全な給食を提供することを目的とします。	学校給食衛生管理基準に基づいたドライシステム施設に改修します。	礫川小学校をドライシステムの給食室に改修し、より安全な給食を提供できる施設となりました。　　駕籠町小学校の給食室改修工事の実施設計を行いました。	衛生管理基準を遵守した施設を整備するために、継続的、計画的な改修、設備工事が必要です。	A	—	現状維持	26年度1学期終了後から駕籠町小学校を改修予定です。26年度に湯島小学校改修工事の設計委託を行い、27年度に改修する予定です。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	060	小・中学校特別教室の冷房化	文京区教育振興基本計画	小・中学校の全ての特別教室の冷房化を完了させます。	小学校16校・中学校7校の特別教室に、コストやメンテナンス面を考慮し、リース方式による空調機を設置します。			—	—	拡充	平成26年度は小学校特別教室の、平成27年度は中学校特別教室の空調機を室外機スペース、省エネ推進等を考慮し、氷蓄熱・ヒートポンプ式を設置場所に合わせ検討します。
	061	校庭・園庭の整備	文京区教育振興基本計画	幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	全天候型舗装の校（園）庭を採用している幼稚園・学校のうち、舗装が老朽化している幼稚園、小・中学校について、整備を行います。	柳町幼稚園の園庭舗装を改修し、教育環境を向上させることができました。	運動中の事故を防ぐためにも園児・児童・生徒が運動する校庭の舗装面を良好な状態に保つことが求められており、計画的に整備する必要があります。また、整備の際、防球ネット等の改修も検討していく必要があります。	A	—	現状維持	平成26年度は、明化小学校の校庭を整備します。平成27年度以降も舗装が老朽化した校（園）を整備する予定です。
	062	学校施設の快適性向上	文京区教育振興基本計画	築30年以上が経過している小・中学校について、快適な教育環境とするため、内装等の改修を実施します。	普通教室・廊下・階段の内装改修及び水回り等の改修などを実施します。			—	—	現状維持	平成26年度には、第一中学校、第八中学校、本郷台中学校及び文林中学校の設計を行います。また、平成27年度には、第一中学校、本郷台中学校及び文林中学校の工事を実施します。
	063	教育情報ネットワーク環境整備の充実	文京区教育振興基本計画	児童・生徒に対する普通教室のICTを拡充し、より学習効果の得られる環境を構築します。 幼稚園について、園内はもとより園間の情報共有促進を図ります。 児童・生徒のICT環境を拡充し、ICT学習の習熟をより高める整備について検証します。 教員におけるICT機器をより活用できる能力の育成を支援します。	電子黒板の設置を普通教室等へ設置します。 幼稚園のコンピューターを学校間LAN参加させ、園間をネットワークにて接続します。 普通教室用（小・中）各1校、特別支援学級（小・中）各1級にタブレット型端末の試行整備を行います。 小・中学校に1月に1日ICT支援員の配置し、ICT機器の利用を促進させます。			—	—	現状維持	中学校8校（第六中・音羽中を除く）の電子黒板設置のための調査。小・中設置予定台数：490台 幼稚園のネットワークを学校間LAN接続しセンターサーバの電子情報資産の利活用促進。 パイロット校へタブレット型端末を総数で330台整備。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	064	青少年対策地区委員会活動支援		各地区が持つ地域性を活かし、青少年健全育成事業を実施している青少年対策地区委員会（9地区）の活動を支援することにより、区内の青少年健全育成施策の充実を図るとともに、子どもたちが地域の中で温かく見守られながら健やかに成長することができる環境をつくります。	青少年対策地区委員会が実施する青少年健全育成活動に対する補助を行うとともに、合同行事の支援を行います。また、委員研修会、会長会、地区連絡会などを開催し、情報交換や委員の知識の習得の場として活用しています。	青少年対策地区委員会では、地域での役割を改めて整理し、時代に即した活動の推進を図るため、「今後の地区対活動検討会議」を設置しました。この会議において、子どもの「生きる力」の育成や、青少年関係団体との連携の強化など、今後の活動の方向性を明確にしました。 平成27年度からは、新たな活動内容に即した名称「青少年健全育成会」となります。住民にとってわかりやすく、時代に即した活動を目指すことで、地域住民の青少年健全育成施策への参加の増加も期待されます。	「今後の地区対活動検討会議」によって報告された活動のあり方を、事業内容に反映していく必要があります。 委員研修会等を有効活用しながら、より充実した青少年健全育成施策を推進していくことが必要です。	A	—	現状維持	地域での地区対の役割を果たすため、各地区の青少年健全育成施策に対する支援を継続していきます。
	065	青少年の社会参加推進事業		青少年が地域の人たちとの交流を通じて社会の一員であることを実感し、主体的に社会参加するきっかけとなる事業を支援することで、青少年の社会参加と自立を促進します。 また、青年が地域社会で自主的に活動するために必要な知識等習得のための講座や、青年自らが企画・運営する事業を支援し、地域社会で自主的に活動できる青年を育成します。	区内で非営利活動を行う団体（NPO等）が実施する、地域の人たちとの交流を通じて青少年が主体的に社会参加するきっかけになる事業及び青年が地域社会で自主的に活動するために必要な知識等習得のための講座や、青年自らが企画・運営する事業に対し、補助金を交付します。	事業内容などNPO等の特性を活かした効率的かつ効果的な事業展開が実施され、社会参加・青年育成という目的に対して、各団体が十分な成果をあげています。 参加者は計2,000名を超え、事業への評価も概ね好評です。 補助事業の採択については、区の青少年関係所管課長及び学識経験者が多面的な視点から審査を行っています。	評価の視点など、補助事業の選考基準を明確にし、本事業目的を実施団体・区が十分に共有し、より効果的な事業展開を図る必要があります。	A	—	現状維持	補助事業が今後の区の青少年健全育成施策に広く活かせるものとなるよう、補助対象や選考方法の見直しを図ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	066	文京区社会を明るくする運動		法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の趣旨に基づき、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせながら、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくことを目指します。	関係30団体からなる「文京区社会を明るくする運動推進委員会」を組織し、7月の強調月間に合わせて「東京ドーム周辺広報啓発活動」「文京区社会を明るくする大会」「文京矯正展」などの啓発事業を実施し、本運動の趣旨を広く呼びかけます。	東京ドーム周辺広報啓発活動では、約500名が参加し、広く本運動の趣旨を呼びかけ、多くの賛同をいただいております。 文京区社会を明るくする大会の講演では、約260名の参加者に対し、他人に認められ、社会に必要とされることが非行防止や立ち直りに重要であると伝え、更生保護への理解を深めたいという声に応えました。 文京矯正展では、約4,500名が来場し、広く区民に対して更生保護の啓発が実施されました。	各事業においては、参加者・区民に対して本運動の趣旨・目的を十分に理解してもらう必要があり、効果的な啓発を見据えた展開が必要です。また、短期的な成果が出にくい事業であり、地道に実施していくことが必要です。	A	—	現状維持	関係団体とともに事業内容の創意工夫をしながら、より効果的な事業内容を検討していきます。
	067	子ども110番ステッカーの充実	子育て支援計画	子どもたちに対する犯罪の未然防止と、青少年が安全かつ安心して生活できる良好な地域環境の形成を目指します。	緊急時に子どもが駆け込める緊急避難場所を示す「子ども110番ステッカー」を協力者の自宅や事業所などに貼付するとともに、区内の小学1年生に事業周知用のステッカーを配布します。また、区立小学校PTAの協力により、ステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認を行います。	身近な地域の安全強化の要望に応え、地域ぐるみによる、子どもたちを見守る環境整備を支援しています。 また、区立小学校PTAの協力を得て、1年に一度、ステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認調査を行っており、より信頼性のある事業となっています。	協力者を増やすことが求められています。小学校の入学式に出席している保護者に対し、PTAが事業の説明をすることで、協力者を増やすことが可能になります。また、小学1年生に周知用のステッカーを配布する際に、併せて保護者宛てに勧誘文書を送付することによって、協力者を増やすことも期待できます。	C	—	現状維持	子ども110番ステッカーによる犯罪の未然防止と、より安全な環境づくりの必要性を呼びかけながら、協力者数の維持・拡大を目指します。
	068	青少年プラザ事業		青少年プラザを設置し、中高生が気軽に集まり、自主的な活動ができる場や、様々な人との出会いの機会を提供することで、中高生が社会性を身につけ自立した大人へ成長することを目的とします。	平成27年4月の開館に向けて、教育センター等建物基本プランに基づき、運営事業者とともに、施設の整備・管理や、運営システム・体制等を検討します。			—	—	拡充	アンケート等により中高生の意見を聴きながら、中高生にとって利用しやすい運営方法や、魅力的な事業内容を検討していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	069	STEP（Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所）～ひきこもり等自立支援事業～		長期間(6か月以上)にわたり就学・就労等の社会参加ができず、家族以外の人間関係がない状態（ひきこもり状態）にある義務教育終了後から39歳までの若者に対し、本人及び家族の状況に合った支援をし、本人の社会参加を促します。	ひきこもり相談、フリースペース、ステップUPプログラム、定着化サポート等の事業を民間事業者と協働して実施します。また、自立に向けた切れ目のない支援を行うため、関係機関連絡会を設置し、庁内外の関係機関と意見交換・情報共有を行います。			—	—	現状維持	支援内容をより一層充実させるとともに、関係機関相互での連携を強化していきます。
福祉・健康	070	シルバーお助け隊事業	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	70歳以上の高齢者世帯や障害者世帯を対象に、日常生活におけるちょっとした困りごとを援助するサービスを提供します。	日常生活におけるちょっとした困りごとに対し、公益社団法人文京区シルバー人材センターが会員を派遣して援助します。1回につき300円を申込者が負担し、区が実績にあわせてシルバー人材センターに補助金（1回につき1,300円）を交付します。	①平成25年度は318件の実績がありました。主な作業内訳は家具移動100件、電球等の交換70件となっています。②平成25年度は前年度の353件から318件に減少しました。	①対象となる事由について、実態に即した柔軟な対応が求められています。②利用件数が減少しており、改めて本事業の周知や他の家事援助サービスとの差別化が必要です。	C	—	現状維持	今後の事業展開について、シルバー人材センターとも協議しながら、適切な補助を行っていきます。
	071	民間事業者による高齢者施設の整備	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	施設と在宅の両面で、介護を必要とする高齢者への支援を拡充するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びショートステイ（短期入所生活介護）施設を整備します。	区有地の活用及び区独自の施設整備費補助制度の創設により、民間事業者を支援し、高齢者施設の整備を推進します。	小石川五丁目区有地におけるショートステイ（短期入所生活介護）施設について、整備・運営事業者を公募し、事業者を選定しました。 また、教育センター跡地における特別養護老人ホーム及び文京福祉センター跡地における介護老人保健施設について、整備・運営事業者の公募を開始しました。	教育センター跡地における特別養護老人ホーム及び文京福祉センター跡地における介護老人保健施設整備・運営事業者については、質の高い介護サービスを長期にわたって安定的に提供することができる事業者を選定する必要があります。	B	—	拡充	平成27年3月開設予定の小石川五丁目区有地を活用したショートステイ（短期入所生活介護）施設並びに平成29年開設予定の教育センター跡地を活用した特別養護老人ホーム及び文京福祉センター跡地を活用した介護老人保健施設の整備を進めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	072	介護保険サービスの充実	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、介護及び介護予防サービスの充実を図り、各々の身体の状態に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供していきます。	介護保険事業計画に基づき、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、その状態の軽減又は悪化の防止に必要な保険給付を行います。保険給付は被保険者の心身の状況、その他環境に応じて、被保険者の選択に基づき適切な介護サービスが事業者及び施設等から提供されます。介護保険事業の持続可能で安定的な運営を行っていきます。	利用者数の増加により、25年度の介護給付費は前年度に比べ約3.1％増加し、約121億4千万円となり高齢者を支える制度として定着しています。介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を24時間体制で支える新たなサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を指定しました。	団塊の世代が75歳以上となる2,025年を見据えた中長期的な視点を持って、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域包括ケア体制の構築を目指して、第6期介護保険事業計画を策定していきます。また、介護保険制度の改正について周知が必要です。	—	A	現状維持	要介護状態になっても、その人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護保険サービスを提供していきます。
	073	地域密着型サービス施設の整備	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	要介護状態になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス施設を整備します。	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う施設の整備に係る費用の一部を補助することにより、整備を促進します。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(連携型)を1か所指定しました。本富士圏域で認知症対応型通所介護事業所の定員を増やしました。	年度別施設整備計画に沿って、日常生活圏域を踏まえた施設整備を目指します。27年度以降の整備については、計画策定の中で検討していきます。	B	—	拡充	26年度は富坂圏域にグループホームを、27年度は小規模多機能型居宅介護事業所をそれぞれ開設予定。その他計画に沿って公募を行います。
	074	ミドル・シニア講座	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	ミドル・シニア（概ね50歳以上の区民）の生きがいの向上及びこれまでの経験や知識を活かした社会参加を促進するため、様々なテーマの講演やワークショップ等を行う講座を開催します。	区内の企業、NPO団体等と連携・協力しながら、講演やワークショップ等を行う講座を実施しています。	①平成24年度のミドル・シニア講座受講者を対象にフォローアップ講座を実施し、11名の参加がありました。②平成25年度ミドル・シニア講座を実施し、第1回「地域で役立つコミュニケーション」は20名、第2回「社会参加と健康」は17名、第3回「キャリア・デザイン」は16名、第4回「地域活動（シンポジウム）」は11名、第5回「マネープラン」は15名の参加がありました。	ミドル・シニアの地域活動や社会参加に関する様々なニーズに対応するため、多様な団体と連携して事業を行うことが必要です。	A	—	改善・見直し	民間のノウハウの活用及び事業運営の効率化を図るため、外部への委託も検討しながら、ミドル・シニアの地域社会への参加を促進していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	075	高齢者施設ボランティア講座	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	高齢者福祉に関心がある概ね50歳以上の区民に対し、社会参加と生きがいの増進を図るとともに、高齢者施設におけるボランティア需要の充足を図るため、ボランティア活動に必要な心得や基本的な介助技術等に関する講座を開催します。	高齢者施設でのボランティア活動に必要な知識等を提供する講座を開催し、講座修了者にボランティア活動先をコーディネートすることで、ミドル・シニア（概ね50歳以上）の社会活動への参加意欲を喚起し、地域においてその能力が発揮されることを目的とします。	平成25年度は、前期は①6月29日 ②7月6日 ③7月13日、後期は①11月29日 ②12月5日 ③12月12日の各3日間で実施しました。受講者数は、前期は32人、後期は12人であり、そのうち区内高齢者施設への活動紹介者数は、前期は27人、後期は11人でした。 受講者アンケートでは、9割近くの方から「充実していた」と回答があり、受講者のうち半数程度の方が受講後半年の間に紹介先でボランティア活動を開始しました。	・3日目のボランティア体験の日時、内容について、受講者及び受入施設の負担にならないよう配慮が必要です。 ・講座は土曜日に開催しましたが、ボランティア受入先のニーズは平日が高く、ミスマッチが起きています。 ・受講生の講座修了後のボランティア活動を支援するため、平成25年度受講者を対象にフォローアップ講座の実施が必要です。	B	—	改善・見直し	25年度は2期実施しましたが、26年度は1期実施し、関係団体及び施設と綿密な連絡調整を行うことにより効果的な事業展開を行います。
	076	ふれあいいきいきサロン事業	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者計画）	外出の機会が少なくなりがちな高齢者や障害者、子育て中の親子が、いろいろな活動の中で、楽しみながら仲間づくりをしていきます。地域で孤立しがちな人たちが住み慣れた地域の中で支え合い、安心して暮らしていけることを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、多様な活動と幅広い年齢層のサロンが各地区にバランス良く開設され、多くの区民が気軽にサロンに参加できるよう、サロンの開設を計画している人に開設から自立までの支援を行います。	・1年間で新規に14か所の登録があり、地域の支え合いが進んでいます。・地域福祉コーディネーターが配置された地区では、サロンの開設や運営に関してより身近に支援することができています。・サロンのパンフレットにおいて課題解決の役割をPRし、理解を進めました。・代表者交流会を開催し、ネットワーク化を進めました。	・常設型でいつでも寄れるサロン開設が求められています。駒込地区では、町会連合会が主体の常設型の居場所づくりの支援を地域福祉コーディネータが行いました。今後、各サロンとの連携や運営のあり方等について、多様な方面から検討する必要があります。	A	—	拡充	①多様な団体に開設の呼びかけや支援を行っていきます。 ②サロン同士のネットワーク化を図るため、代表者交流会等を実施します。
	077	介護予防が推進される地域づくり	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画、保健医療計画）	地域住民の主体的な活動等により、介護予防に向けた取組みが自主的に実施される地域社会の構築を目指して、介護予防事業を実施していきます。	高齢者が身近な所で運動継続できる場として、文の京介護予防体操地域会場を展開し、地域住民による介護予防推進のため、介護予防ボランティアの養成を計画的に実施します。	介護予防体操地域会場は、平成26年度当初に1会場増設し、参加者も回を重ねる度、増加傾向にあります。 推進リーダー養成は、毎年、ほぼ同じ人数の応募者がいます。 また、転倒骨折予防ボランティア指導員養成者は、25年度の9人から26年度は18人に増え、介護予防に対するボランティアの参加意欲が高まっている傾向にあります。	今後、身近な所で運動継続する場を増やすために、区有施設や大学施設等を地域会場として展開していきます。そのためには適切な推進リーダーの配置が必要となります。 安定的に地域会場を運営していくために、区内高齢者団体等にも働きかけ、元気な高齢者が支える介護予防として推進リーダー登録者の増加に努めます。	B	—	改善・見直し	区民課地域活動センターのふれあいサロン事業と連携し、地域会場の増設を図ります。また、高齢者クラブや自主グループ等区内高齢者団体に働きかけ、広く区民ボランティアを募ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	078	シニアプラザ		文京区及び区内大学（跡見学園女子大学）が協働して、高齢者の健康の増進及び生きがいの向上等に資する事業を実施することによって、高齢者の地域における豊かな生活を支援します。	高齢者クラブ等の地域団体の協力を得て、各々の特色を生かした活動を取り入れた事業を実施します。また、学生が参画・参加する機会を積極的に設けて、世代間交流を促進させ、本事業を一層促進させます。			—	—	現状維持	平成26年、27年の2ヶ年の事業予定。
	079	文京区高齢者緊急連絡カード設置事業	文京区地域福祉計画（高齢者・介護保険事業計画）	65歳以上のひとり暮らし、または80歳以上の高齢者のみの世帯の方が自宅内での緊急事態に適切に対処するため、住所・氏名・緊急連絡先・かかりつけ医等を記載したカードを作成し、対象の高齢者宅に設置します。カードの情報は、区と民生・児童委員、話し合い員、高齢者あんしん相談センターが共有し、緊急時に備えます。	民生・児童委員が区からの委託に基づき申請者宅を訪問し、緊急連絡カードを設置します。ただし、65～69歳に対しては、利用を促進するため郵送で申請書を送付しています。　調査は、①4年に一度行う全件調査（今回はひとり暮らし高齢者を対象に27年度に実施）、②新たに65歳のひとり暮らしと80歳以上の高齢者のみ世帯の方、転入者を対象とした補充調査を実施しています。	25年度は補充調査を行い、286件のカードを設置しました。また新たに80歳以上の高齢者のみの世帯（2304件）の調査を行い、837件のカードを設置しました。対象を広げたことで、より高齢者の安否確認や緊急対応、その後のケアなどに役立てることができました。	各家庭の事情により、カードを置く場所が違っています。カードがすぐに見つかる方法や置き場所等を検討する必要があります。	B	—	改善・見直し	調査対象や調査方法を民生委員とともに検討し・改善を重ね、より合理的効果的な運用を目指します。
	080	ハートフルネットワーク事業の充実	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をいつまでも続けられるよう、地域の協力機関と連携し、各々の事業の範囲内で見守り支援等を行います。	民間協力機関、団体協力機関、公共協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区がネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行います。適宜ネットワーク連絡会を開催し、協力機関の情報交換や連携調整を行います。	平成25年度は、組合単位での登録があったため、登録件数は総数で572件となりました。また、文京区4生活圏域の高齢者あんしん相談センターが主催で、それぞれ年2回のネットワーク連絡会（安心ネット連絡会）を行いました。	登録件数は順調に上昇し、ネットワークの幅は広がっていますが、高齢者のより安心した生活が可能になるよう、相互連携の輪をより強化するとともに日常生活状況に則した支援になるよう工夫することが必要になってきました。	A	—	現状維持	安心ネット連絡会など通じて、協力機関相互の情報交換や連絡調整、啓発活動を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	081	みまもり訪問事業	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	一人暮らし等の高齢者を見守り、高齢者が地域から孤立することを防止するとともに、高齢者の心身、生活状況等の異変を早期に発見し、必要な支援につなげることを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、登録している地域のボランティア『みまもりサポーター』が月に2回程度、高齢者の自宅へ訪問し声掛けする事業を実施します。みまもりサポーターは異変等を感じた場合、社会福祉協議会へ報告し、必要に応じて関係機関へ連絡し支援につなげます。	サポーターが定期的に訪問していることで、ちょっとした変化に気づくことができ、早期に必要な支援へつなぐことができています。また、支援の際には、サポーターからの情報により、本人の不安や要望に寄り添った形での支援につながっています。	この事業は、本人が自ら事業の存在を知り利用を決めるよりも、親族やサポートをしている人からの勧めで事業を利用するケースが多くあります。したがって、この事業を本当に必要としている人に利用機会が与えられるよう、広報や周知の仕方を工夫していくことが課題です。	—	—	拡充	①対象者へのみまもり訪問事業のさらなる周知に努めます。 ②関係機関との連携を強化していきます。
	082	地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進		住み慣れた身近な地域で高齢者や障害者、子育て世代をはじめ、住民みんなが助け合い安心して暮らせるためには地域住民が主体となって地域の課題に取り組み、自ら解決していく共助の活動が不可欠となっています。この事業は一定の地域の範囲を設定し、地域特性や実情に応じた地域課題や制度の狭間にある問題の解決に向けたしくみづくりを住民と協働で行うことを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、社協の地域福祉活動計画に基づき、モデル地区において社会福祉士等の地域コーディネーターを配置し、小地域福祉活動事業を実施するものです。	①地域で課題を抱える高齢者を地域住民や関係機関等が連携して支援したことにより、これまで個々の生活課題とされてきたものを、地域の課題として捉えるようになり、地域の福祉勉強会へと発展しました。 ②自治会において住民懇談会を毎月開催することにより、これまで関わりの希薄であった住民の課題を共有できるようになり、日常的な見守り活動に発展しました。 ③地域が活性化され、町会連合会が主催で地域の空き家を活用したコミュニティサロンの立ち上げにもつながりました。	①制度の狭間にある課題や地域の取組みについては、すぐに成果がでない場合もあり、長期的な関わりが必要です。 ②取り組んでいる課題については課題が複雑なものがあり、支援する労力や時間がかかるものが多く、地域福祉コーディネーターだけではなく、社協組織全体で取り組んでいく必要があります。 ③課題への取組みの要望がある一方で、社協は個人情報を把握できず、支援しにくいという課題があります。	—	—	拡充	3地区目、4地区目へのコーディネーターの配置を目指します。
	083	院内介助サービス	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	医療機関受診時に付添いが必要な一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保します。	介護保険で要支援2以上の認定を受けている65歳以上独居等高齢者が、介護保険の通院介助を利用して医療機関を受診する際、院内での付添い等のサービスを提供します。	介護保険での通院介助に引き続く、医療機関の院内における付添いや誘導等の介助を、延べ985人に対し1,955時間の院内介助を提供しました。前年度比で人数が109%、利用時間が108%と増加しています。	介護給付の対象となる院内での身体介護と、院内介助サービスの対象となる付添いとの違いについて、理解が不十分なケアマネジャーが一部に見られるので周知を行っていきます。	B	—	現状維持	新規の事業者及び経験の浅いケアマネジャーに対して案内、周知を進めていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	084	介護人材確保・定着等支援事業	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	区内の事業所、関係機関と区が連携し、区内事業所の人材確保、育成、定着の促進に向けた方策を検討し、及び実施することで、事業所の人材不足の解消や従事者のレベルアップを図ります。	26年度に事業の内容を検討し、27年度から実施します。			—	—	拡充	介護人材の確保・定着等の支援に向けた事業検討、実施準備を行います。
	085	高齢者の権利擁護の推進	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を実施するとともに、高齢者の権利擁護のための広報・啓発活動を進め、虐待防止や早期発見を図ります。 また、身寄りがない認知症高齢者に対する成年後見制度の区長申立てを活用し、高齢者の権利擁護を推進します。	虐待を受けた高齢者の養護措置、虐待防止の啓発、成年後見制度の区長申立ての活用等により、高齢者の権利擁護を推進します。	内容を刷新した「みんなで防ごう！高齢者虐待」と題した虐待予防啓発パンフレットを作製し、関係機関への配布とともに権利擁護の啓発に努めました。 平成25年度の区長による成年後見申立件数は10件でした。そのうち半数は文京区社会福祉協議会による法人後見となり、近年法人後見の実績が増しています。	高齢者虐待の早期発見・早期対応は進んでいますが、いわゆる困難事例の増加傾向がみられます。 文京区社会福祉協議会による法人後見は実績を増やしていますが、今後、利用者のニーズに応じた基盤整備を進めていく必要があります。 また、権利擁護の重要性や成年後見制度等の周知・啓発活動をよりきめ細かく進めていく必要があります。	A	—	改善・見直し	虐待対応や成年後見制度など権利擁護体制を強化していきます。
	086	権利擁護センター事業の充実	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画、障害者計画）	高齢者、障害者等の権利を擁護し、誰もが安心して地域社会での生活が続けられるように、各種の支援を行い、地域福祉の向上に努めます。	社会福祉協議会に助成して、あんしんサポート文京において、福祉サービス利用援助事業及び財産保全管理サービスの実施、福祉サービスに関する苦情等の受付、成年後見制度の相談受付・利用支援、法人後見、申立経費の助成、法律相談、成年後見相談の実施などを行っています。	・25年度の相談・問い合わせ件数は、1902件と、前年度比788件の増となり、区民の権利擁護センターへの期待が高いことが伺えます。 ・福祉サービス利用援助事業の実務に携わる生活支援員の登録者数が21人となり、担い手が増え、利用者増に対応できる体制となっています。 ・パンフレットを福祉サービス事業者、金融機関、医療機関、行政機関に配布し、サービスを必要とする区民が身近な場所で情報を得られるように配慮しました。	福祉サービス利用援助事業/財産保全管理サービスの利用者数が微増に留まっています。文京区内の高齢者・障害者数から推測すると、サービスを必要としながらも、利用に結びついていない方も多いと思われますので、周知のあり方を工夫し、継続的な周知活動を行います。	B	—	拡充	各事業の啓発周知、利用件数の増加に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	087	地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の充実	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談や包括的・継続的ケアマネジメント支援等を実施し、医療や介護の専門職、地域の様々な社会資源を統合し、地域包括ケアシステムの構築を進める高齢者あんしん相談センターの充実を図ります。	分室を含め、8つのセンター全体で、必要な相談支援が円滑に行えるよう、職員体制を整備し、研修等によるスキルアップに努めます。実態把握等により、地域のニーズと課題を洗い出し、専門職の連携と地域住民との協働による取り組みで住みよい地域づくりを進めます。あわせて、高齢者あんしん相談センターの周知活動を継続して実施します。	分室の整備を完了し、各圏域に2か所、全8か所の相談窓口の設置を実現しました。相談者の実人数が1万人を超えました。	分室設置に職員の増員が追い付いていないため、センターによっては多少手薄な状況も生じています。業務の幅が大きく広がっており、その分実態把握数が伸び悩む傾向にあります。	—	A	改善・見直し	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築のために尽力します。
	088	医療と介護の連携強化	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携を強化し、切れ目のない医療・介護サービスを提供するためのネットワーク構築を目指します。また、日常的な相談業務等を通じ、医療や介護についての周知を広め、必要な時に適切なサービスが受けられるよう環境の整備に努めます。	①病院から退院する高齢者の在宅における介護環境の調整、②在宅療養資源の把握に努め、ケアマネジャー等に対する、医療的支援に必要な情報の分かりやすい提供、③区内高齢者及びその家族の療養・介護生活の向上を図るため、病院の医療連携室、介護保険事業者等との必要に応じた情報交換、等について高齢者あんしん相談センターに委託して実施します。 また、文京区地域医療連携推進協議会において福祉ニーズを提案し医療連携の施策につなげていきます。	平成24年度の医療関係者との交流会やケアマネジャーに対する講演会、平成25年度に実施したケアマネジャーと医療関係者との交流会等により、連携は強化できたと考えています。	ケアマネジャー、医療関係者双方から交流会や講演会等の継続的な開催を望む声があります。医療と介護の連携について、今後高齢者あんしん相談センターの全職員で対応するため、職員のスキルアップが欠かせません。新たに設置された地区医師会の在宅療養相談窓口との連携等、引き続き文京区地域医療連携推進協議会において福祉分野におけるニーズを提案することが必要です。	—	A	改善・見直し	医療連携推進員配置事業を引き継ぎ、高齢者あんしん相談センター総体で医療連携の向上に取り組みます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	089	地域医療連携推進	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	区民に切れ目ない医療を確保するため、区内の医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化します。	地域医療連携推進協議会及び協議会の下に設置する検討部会を開催し、地域医療の供給において課題となっている医療機関同士の連携について検討を行います。	地区医師会及び歯科医師会、薬剤師会、区内大学病院、その他関係医療機関からなる協議会・検討部会を開催し文京区の地域医療連携における課題や問題点について検討しました。(1)小児初期救急医療部会で検討し、子どもの救急・急病ガイドブックを28,000部を作成,関連機関に配布・周知しました。(2)在宅療養手帳（医療連携ツール）を作成しました。	疾病を抱えても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の医療関係者と在宅医療連携の具体的な方策を協議して連携を進めるため、より専門的な観点から検討を行う研究会（ワーキンググループ）を設置する必要があります。	C	—	拡充	協議会、検討部会及びワーキンググループを開催し、文京区の地域医療連携の課題の検討をしていきます。
	090	認知症施策の総合的な推進	文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）	地域で医療、介護サービス、見守り等の日常生活の支援サービスが包括的に提供される体制を整え、認知症の方や家族が、住み慣れた地域で安心した暮らしを続けることができる環境を整備します。	認知症予防のための各種事業、認知症高齢者等の初期対応の充実等及び関係機関との連携等を進めます。			—	—	拡充	認知症コーディネーターや嘱託医の配置等による早期発見・早期対応体制を整備するとともに、講演会やリーフレットの配布等による普及啓発を推進する。
	091	障害者地域自立支援協議会の運営	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	障害者地域自立支援協議会は、地域の障害福祉の課題を共有し、支援体制の整備について協議するために設置しました。協議会のもとに相談支援、就労支援、権利擁護専門部会を設け、地域の課題を明確化するとともに、支援体制やネットワーク化など検討を進めています。また、平成25年度からは障害当事者部会を設置し、各専門部会の議論について障害当事者の視点を取り入れながら議論のさらなる活性化を図っています。	障害者地域自立支援協議会、各専門部会が課題を検討、分析するとともに、支援体制のネットワークづくり等の検討を進めます。	各専門部会においてそれぞれの課題に即した議論を重ねています。 また25年度においては、障害当事者のみが参画する会議体としては23区で初となる障害当事者部会を発足しました。意見の引き出し方等を工夫しながら、様々な障害のある委員からの意見を基に相談や権利擁護、就労といった各分野の議論の活性化につなげています。	27年度には区内に新たな事業所が整備されることもあり、構成員の整理、要綱改正等の見直しに加え、基幹相談支援センターが新設されることを受け、部会事務局の役割をセンターが担えるかどうかの検討が必要です。 また、国で規定されている27年度からのサービス等利用計画の全数作成に向け、相談専門部会や事業所職員等が広く集まる定例会議等で事業者のスキルアップを図ります。	B	—	現状維持	障害当事者部会を活用しながら引き続き各専門部会での検討を行い、地域の課題の解決に向けた取り組みについて議論を深めていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	092	日中活動系サービス施設の整備	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	知的障害者及び身体障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、日中活動系サービス施設を整備します。	①本郷交流館跡地において就労継続支援等を行う障害者福祉施設を整備・運営する事業者を誘致します。 ②動坂福祉会館内で実施している「地域活動支援センター」の事業形態、サービス提供方法等について検討します。 ③大塚福祉作業所の音羽地域活動センター跡地への移転に際し、就労継続支援等を行う障害者福祉施設を整備・運営する民間事業者を誘致します。			—	—	拡充	通所施設整備費補助要綱を新設し、今後も公有地活用等による日中活動系サービス施設整備を進めていきます。
	093	乳幼児発達支援連絡会の運営	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	福祉、教育、保健、医療、子育て等の関係機関によるネットワークを整備することにより、区内に住む発達に何らかの遅れ等のある乳幼児等に、効果的で切れ目のない支援を行います。	乳幼児発達支援連絡会を中心にケース会議、職員対象の研修等を行い、個別支援ファイル「マイ・ファイル『ふみの輪』」の普及を図ることで障害児とその家族を地域で支えます。平成27年度から特別支援連携協議会の部会へと移行する予定です。	連絡会2回、研修会1回、講演会1回、ケース会議2回を実施しました。 25年度は幼少期から成人に至るまでの切れ目のない支援を受けるためのツールとして「個別支援ファイル」を検討・作成しました。区立幼稚園、区立保育園、区立児童館（育成室）、区立小中学校特別支援学級設置校、都立特別支援学校等に配付するほか、3回開催した区民説明会においても配付しました。また教育センター、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、保育課、教育指導課においても配付しています。	個別支援ファイルは、それぞれの機関で作成した支援ファイルの補完的なツールであり、全ての機関で使えるツールにすることは難しいですが、改善を重ねながら、普及・定着させていくことが必要です。 乳幼児発達支援連絡会は、27年度に特別支援連携協議会の部会へと移行するための体制づくりの検討が必要です。	A	—	改善・見直し	平成26年度のみ実施。平成27年度以降は特別支援連携協議会の部会として運営する予定です。
	094	児童発達支援センターへの移行及び療育事業の拡充	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	一人ひとりの子どもとその家族が、地域で楽しく、自分らしさを発揮しながら暮らせるよう、療育事業を拡充します。	平成27年度から児童発達支援センターに移行し、乳幼児期から学齢期までの子どもの健やかな育ちを支える拠点として療育事業の拡充（一日定員の拡大・対象年齢の拡大）を図ります。			—	—	拡充	乳幼児の療育事業の定員を拡大するとともに、新たに学齢期の療育事業を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	095	難病患者等への支援	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	難病治療に係る医療費等の負担を軽減するとともに、難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質（QOL）の向上を図ります。	難病患者への医療費助成制度等により、難病患者の経済的負担を軽減します。また、日常生活における個別の相談指導や難病リハビリ教室等を開催することにより、難病患者やその家族が安定した療養生活を送れるよう支援します。	難病リハビリ教室 延べ　68人 パーキンソン病体操教室 延べ 207人 災害時個別支援計画 新規　 2人	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、平成27年1月以降、サービス対象者が拡大することから、区民の方々への広報活動を行っていくとともに、難病患者に対する障害福祉サービスが適切に行えるよう、体制を整備する必要があります。	A	—	拡充	法律の施行に伴うサービス対象者の拡大に合わせ、事業の広報活動に努めるとともに、適切なサービスの提供を行います。
	096	障害者基幹相談支援センターの設置	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	地域の特性や利用者の状況に応じたきめ細かな相談支援や虐待の防止や早期発見等のためのネットワークの構築という相談支援の充実を図り、障害者が住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的としております。	新福祉センター内に設置し、専門職員等を配置して主に総合的な相談支援業務や権利擁護に関する業務、関係機関等とのネットワークの構築など地域における中核的な役割を担う相談支援の拠点としての事業を委託により行います。			—	—	拡充	福祉の総合相談、虐待の早期発見、関係機関等とのネットワーク構築を図ることを目的として、平成27年年度より委託により事業運営を開始します。
	097	障害者虐待の防止	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	障害者虐待の予防及び早期発見、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援、養護者に対する適切な支援等を図り、もって障害者の権利擁護に資することを目的とします。	障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、専用電話にて障害者虐待に関する相談・通報・届出の受理を行っています。また、夜間、休日については、障害者24時間安心相談・サポート事業を活用することで、24時間365日障害者虐待に関する通報又は届出の受理を行っております。さらに、障害者虐待を防止するための対策を検討するために、学識経験者や弁護士等を委員とする障害者虐待防止連絡協議会の設置、障害者施設従事者向け研修会や区民向け講演会等の啓発事業を実施しています。	周知・啓発に関する取組み ・障害福祉サービス従事者向け研修会を2回開催し、合計で92名に参加いただきました。 ・区民向け講演会を開催し、62名に参加いただきました。	障害者虐待を含め様々な相談が来ています。虐待と認定されるものは少数だが、認定された場合には訪問、連絡調整、ケース会議等きめ細かな対応が必要です。虐待でなくても、関係機関と連携して情報共有や一定の支援につなげること、また相談者への情報提供や度重なる対応が必要です。	—	A	現状維持	障害者虐待の予防及び早期発見、養護者に対する適切な支援等を図ると共に、障害者虐待に関する個別事案の検討を進め、課題の整理や対応策等の取組みについて検証を行っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	098	グループホームの整備	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	知的障害者または身体障害者が住み慣れた地域において自立した社会生活を送るために、グループホームを整備します。	グループホームの整備費に係る補助制度及び開所費用に係る補助制度を活用し、民間事業者を誘致して整備を計画的に進めていきます。	・都有地を活用した障害者施設整備は、都、事業者と連携し、26年度中の工事完了を目指し、計画を進めました。 ・千石交流館跡地活用障害者グループホームの整備について、事業者公募に係る準備を行いました。	・グループホームの整備において、建築上の制約が厳しいため、それをクリアするよう計画を調整する必要があります。 ・グループホーム等障害者施設整備を進めるためには、地域住民の理解を得ることが重要であるため、丁寧な説明を行うことが必要です。	C	—	拡充	グループホーム整備費補助及び開所費用補助制度を活用し、今後も公有地活用等によるグループホーム整備を進めていきます。
	099	（仮称）新福祉センターの整備	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	障害者の入所施設や、短期入所施設等新たな機能を備えた（仮称）新福祉センターを平成27年4月開設に向けて整備していきます。	平成23年度に実施した、実施計画に基づき建設工事を進めるとともに、仕上げ及び外構工事、初度調弁等開設準備を行います。	実施計画に基づき、建設工事が継続しています。 また、平成24年度からの遺構の発掘調査を引き続き行い、出土品の保存処理を行うとともに、展示方法・スケジュールなどを決定しました。	平成27年4月の開設に向けた、建設工事の進行管理と、内装などのしつらえについて、事業者と現場との調整を適切に行う必要があります。 また、開設後の管理体制について、関係課内で調整を行い、決定する必要があります。	A	—	終了確定	建設工事を継続して行うとともに、開設準備を進めていきます。
	100	精神障害者の地域定着支援体制の強化	文京区地域福祉保健計画（障害者計画、保健医療計画）	在宅及び精神科病院退院後の精神障害者が、地域で安定した生活を送るために、障害福祉サービス及び事業の充実を図り関係機関の支援体制を強化します。	障害福祉サービス、24時間緊急時相談支援事業、地域生活安定化事業などを利用して地域定着を図ると共に、実務者連絡会を年3回程度開催し、関係機関のネットワーク作りを行います。	障害福祉サービス及び安定化支援事業を利用して地域に定着している精神障害者は増えています。また、実務者連絡会を開始して、関係機関の支援体制強化に着手しました。	グループホームの新規開設がなかったことが課題といえます。理由としては事業者の事情及び物件探しが困難であることなどが考えられます。	C	—	拡充	平成27年4月に新福祉センター内に開設する基幹相談支援センターを支援体制の中心として、事業を進めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	101	障害者就労支援事業の充実	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	障害者が地域において自立した職業生活・社会生活を営み続けられるように、個人個人に見合った就労の支援を行います。また、障害者が当たり前に働ける社会を推進していきます。	飯田橋公共職業安定所や区内障害者支援施設などの関係機関と連携を図り、障害者の就労相談、職業準備訓練、ジョブコーチ支援等を行っています。また、就労を継続するために、職場訪問等での企業支援や当事者への余暇支援も行っています。 就労支援事業の専門性・安定性を高めるため、来年度は就労支援センターの委託を行います。	・新規登録者49人、相談・支援件数4,728件、新規就労者数14人で、新規就労者就労継続者は96人となりました。 ・障害者就労・雇用の普及啓発を目的とした講演会を2回実施（内、1回は共催）し、多くの参加者を得ました。 ・職業準備訓練の一環として、障害者インターンシップ（区役所職場体験実習）を、27回実施し、延べ86人が参加しました。	・増え続ける就労者への定着支援を専門的・安定的に行う仕組みづくりが必要となっています。 ・中小企業等での障害者雇用が進展しておらず、区内（地域）での雇用先開拓が課題です。 ・障害者インターンシップについては、総務課業務サポート室とのすみ分けが必要となっています。	A	—	拡充	・増加する支援対象者への専門的・安定的な支援を実施するために、平成27年度より、障害者就労支援センターを民間事業所に委託します。 ・平成28年度には改修後の文京区民センターへ移転し、支援の幅を拡げます。
	102	精神障害回復途上者デイケア事業	文京区地域福祉保健計画（障害者計画、保健医療計画）	回復途上にある精神障害者が事業への参加を通して規則正しい生活習慣や生活技能を身につけ、対人関係能力や社会生活への適応能力を高め、社会復帰を促進していきます。	話し合い、生活技能訓練、社会復帰施設見学、医療・福祉に関する学習や創作、運動などのプログラムを毎週3回（月、水、木）午前10時から午後3時まで実施します。	生活技能訓練、疾病理解講座などの学習プログラムや、日常活動での交流、情報交換等を行うことによって、コミュニケーション能力や生活能力が向上しました。結果、4名の方が修了のち社会参加を果たしました。また、リーフレットを作成し、事業の周知を図ったことや、保健師の地区活動により、新規参加者が5名となりました。	地域の、回復初期にある人の利用を促進し、増やしていくことにより、グループを活性化させ、事業効果を高めていくことが重要です。今度も積極的な周知を行い、新規の入所者を増やすと同時に、生活技能訓練をはじめとしたプログラムを充実させ、社会復帰を促進していく必要があります。	B	—	現状維持	生活技能訓練などのプログラムを充実させるとともに、地域の自立支援関連施設等と連携を深めながら、社会復帰、社会参加を促進していきます。
	103	障害者事業を通じた地域交流	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	地域の中で障害者が区民との交流を深められるような事業を実施し、さまざまな地域活動への参画を推進することで、障害者に対する理解の促進を図ります。	心身障害者（児）通所施設合同運動会をはじめとして、区内障害福祉施設等のステージエコへの参加支援や文の京ハートフル工房（障害者施設自主製品販売会）の開催等、さまざまな地域活動への参画を推進します。	【合同運動会】25年度実績：通所施設9施設、利用者219人、保護者179人、職員等319人、合計717人。 【ステージエコ参加】25年度実績：2回参加し、延べ6施設が出店。来客数延べ113人。 【文の京ハートフル工房】25年度実績：アンテナスポットにて24日間出店、来客数約1,400人、売上金額合計904,590円。	【合同運動会】強風で前日に設営業者がテントを張ることができなかったため、当日張ることになり準備にかなりの時間を要した。 【ステージエコ参加】フリーマーケットの来場者を意識した出店（参加）が必要となっています。 【文の京ハートフル工房】宣伝PR方法や、店舗装飾など、参加施設の運営参画を図る必要があります。	A	—	現状維持	引き続き、イベント等を通じて、障害者と地域区民との交流を図っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	104	福祉環境整備要綱等に基づく整備	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	区内の公共的性格を持つ建築物等のバリアフリーを促進します。	福祉環境整備要綱・東京都福祉のまちづくり条例により、指導対象施設に、バリアフリー化の指導助言を行い、基準に達したものには適合証を交付します。	公共的施設や福祉施設については、関係部署及び設計業者等と調整を図り、障害のある人にやさしい環境に整えることができました。また、適合証の取得には至りませんでしたが、バリアフリー化の指導助言を行う中で、建築物の整備状況は一定の水準以上が確保されている傾向が見られます。	福祉環境整備要綱は事業者への指導事業であるため強制力を伴うものではなく、コスト増になる整備は理解されにくい状況です。より理解を求め、適合証の取得に至る建物にしていくためには、専門の知識のある担当等と連携し指導していく必要があります。また、都条例に係る施設整備マニュアルが改訂予定であるため、その動きを注視することも必要です。	B	—	改善・見直し	より適切な指導と事務の効率化を図るうえで、他の関連部署と連携をし、事業者にもわかりやすい指導内容・届出窓口となるよう体制を整えていく必要があります。
	105	情報のバリアフリーの推進	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者が円滑に情報を利用し、意思を伝達できるよう、適切な情報機器を提供するとともに、障害に応じた最適な情報の提供媒体を検討し、タイムリーな情報の受発信が行える環境を整えます。	適切な情報機器や提供媒体を提供するとともに、新たなニーズを捉えた機器や仕組みを検討します。また、障害者パソコン教室を実施し、障害者のICT利用を支援するとともに、情報ユニバーサルデザインガイドブック等を作成して、行政情報等のバリアフリー化を推進します。	パソコンボランティア養成講座については、初級と中級の講座を各1回ずつ実施し、障害者のICT利用を支援する人材を育成することができました。 また、日常生活用具の給付については、情報通信支援用具を必要とする障害者に対し、適切に給付することができました。	パソコンボランティア養成講座については、各種ボランティア養成を実施している社会福祉協議会ボランティアセンターが主体となり、その専門性を活かした事業として実施することが必要です。 また、合理的配慮の視点からも行政情報の発信方法については、情報のバリアフリー化を促進するためのルール作りが必要です。	B	—	拡充	パソコン教室の実施や情報ユニバーサルデザインガイドブックの作成により情報のバリアフリーを推進していきます。
	106	障害者週間記念事業「ふれあいの集い」	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者に対する理解と認識を深めるため、障害のある人もない人も、共にふれあい、交流を図ります。	障害者週間を記念し、障害のある人もない人も、共にふれあう交流の場として、「障害者の作品」などの展示や「障害者スポーツ」のデモンストレーション等を行う「ふれあいの集い」を開催します。 また、ふれあいの集いに加え、他部署の事業に参加するアウトリーチ型啓発事業を実施します。	24年度より行っていたスタンプラリーについて、同日開催であった文京市民活動まつり(社会福祉協議会主催)と連携し、BUNレンジャーを当日PRに使用するなど、両者の来場者に各々の事業のPRをしたことで、新たな来場者を呼び込むことができました。	より多くの区民に障害福祉の見識を深めてもらうため、年1回のふれあいの集いだけでなく、他部署の事業に参加するアウトリーチ型啓発事業を検討します。	A	—	拡充	26年度より他部署の事業に参加するアウトリーチ型啓発事業を実施します。また、出展者への配慮の方法について検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	107	障害及び障害者に対する理解の促進	文京区地域福祉保健計画（障害者計画）	障害の特性について基本的な理解を深め、障害のある人に対して偏見や誤解なく自然に接することができるように、講演会の開催やハンドブックの作成などを行い、必要な時に気軽に助け合うことのできる、ひとにやさしいまちづくりを進めます。	障害の特性や障害のある人について、子どもから大人まで関心を持って理解を深めることができるよう、講演会の実施やわかりやすいハンドブックを作成し、周知啓発を図っていきます。	地域支援フォーラムとの共催で、2回(参加者200人)の講演会を行いました。その内1回は、全盲の弁護士の方を講師にお招きし、障害当事者区内施設、学校等に周知し、105人の方に御参加いただきました。 心のバリアフリーハンドブックについては、区立小中学校に配付し、教材として使用していただきました。また、CATVの障害者理解についての番組内でもハンドブックの紹介を行いました。	障害者に対する理解を進めていくため、引き続き様々な施設等に働きかけ、心のバリアフリーハンドブックの活用や講演会等の周知を行っていくことが必要です。	B	—	現状維持	心のバリアフリーハンドブックの増刷・配付及び講演会の実施により、障害特性や障害のある方について理解を深めていきます。
	108	生活保護受給者自立支援事業		生活保護受給者のうち、就労阻害要因が少ない人については、ケースワーカーや就労支援専門員が就労活動の支援を行います。また、精神障害、アルコール、薬物依存等の問題を抱える被保護者を対象に、健康管理支援員が健康回復・維持に向けた支援を行うことによって、受給者の自立を図ります。	就労については、ケースワーカーが稼働年齢層の被保護者を、就労支援専門員とハローワーク等に繋げ、職業訓練と就労先の紹介を行います。非就労期間が長期にわたる被保護者には、就労意欲喚起事業に繋げ段階を踏んで就労自立を支援します。また、健康管理支援員は、医療・保健・福祉等各分野の社会資源を有効に活用し、各々のケースの自立に向けた支援を行います。	25年6月からハローワークによる就労巡回相談を実施したことにより、ハローワークとの連携が強化され一定の成果を上げることができました。26年4月からは、就労意欲喚起事業を開始し、就労意欲に乏しい被保護者を支援します。また、健康管理支援員は心に病を持つ被保護者が増えている中で、嘱託医や医療機関と連携を図り各ケースへの健康面の支援を行い一定の成果をあげています。	就労自立の成果を左右する就労意欲について、社会経験が乏しい者や、精神疾患者が増えているため対応が複雑化しています。そのため、安定雇用に繋がるよう徐々に生活習慣を整え、段階を踏んで就労へ指導します。また、社会生活に対する不安や悩みの解消を図るためのカウンセリング等個々の状況に応じた対応が必要です。	A	—	拡充	ハローワークとの連携と就労意欲喚起事業を活用し、精神疾患者については健康支援員と協力して、生活保護受給者の自立を支援していきます。
	109	住宅支援給付事業		本事業は、離職して住居を失っている又は失う恐れがある人を対象に、住宅費を支給することにより就労自立を支援します。	離職者から相談を受け必要な人に住宅手当を支給し、当面の生活基盤を築いた上で、ハローワークの相談員（ナビゲーター）に繋げます。また、制度周知のため区報及びホームページに掲載するとともに、離職者に対して、週1回飯田橋ハローワークで制度の説明会を開催している。	昨年度同様計画には至りませんでしたが依然として厳しい雇用環境での就職率は57.8%を確保しました。受給者数は減少してますが、就職率は向上してます。また早期就職を重視し、当初分支給決定月数が、6ヶ月から3ヶ月に変更となりました。	精神疾患の支給者もいるため、対応が複雑化しています。また、離職者の就労自立のためにも制度の認知度を上げることとハローワークとの連携強化が必要です。	C	—	現状維持	ハローワークとの連携をさらに強化し就職率の向上を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	110	路上生活者対策事業		道路、公園等で生活している路上生活者を一時的に保護し、就労自立に向けた支援を行うことにより、路上生活から脱却し社会復帰することを目的とします。	区内の道路、公園等を巡回し、路上生活者に声かけや相談を行います。また、福祉事務所では路上生活者からの相談を受け、自立支援センター「文京寮」への入所を促すとともに、入所後は文京寮やハローワークの職員が就労自立に向けた支援を行います。	東京都が毎年実施している「路上生活者地域別概数調査」では、25年8月時点での文京区の路上生活者数は21人でした。24年8月の調査では31人でしたので、路上生活者は減少傾向にあります。これに伴い、自立支援センターへ入所する人も減っています。入所者86人の内、40人を就労自立させることができていますが、再び路上に戻らないようアフターケアもしています。	本来の入所対象である路上生活者よりも、ネットカフェ等に寝泊まりしていて路上生活経験がないという人の方が多くなっています。どちらも常勤の仕事に就いて住宅を確保し自立を図るという目的は共通ですが、後者は若年層であることや社会性・職業経験が乏しいなど、生活歴が大きく異なるため、配慮が必要になります。	C	—	現状維持	引き続き路上生活者に対する支援を実施し、路上生活者の就労自立を目指します。
	111	母子生活支援施設保護事業	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画）、文京区男女平等参画推進計画	配偶者のない、またはこれに準ずる事情にある女性が、養育する児童の福祉に欠けることがある場合、施設に保護し生活支援を行うことで、保護者と児童の自立した生活を目指します。	個別面接により相談者の健康状態、家族との関係等の状況を把握し、施設見学を経て、申請に基づき入所します。入所中は、施設職員による養育、就労等の生活支援の他、母子自立支援員等による継続相談を行います。また、退所後に地域で自立した生活ができるように、支援を行います。	子が高校卒業後に就職し、自立した世帯がありました。 また、新たに東京都内の施設と契約し、入所出来た方がいました。 入所中は施設職員からの情報提供や就労相談、心理カウンセリング等を受けて、安定して生活を送れています。	区内に母子生活支援施設がないため、他区市町村や他県の施設を利用する必要があります。 相談者は生活圏が変わることや、子の学校や仕事が変わることに対して不安を訴えることもあり、利用に至らないこともあります。相談者の需要に添えるように、新たな施設との契約を進めていく必要があります。	C	—	現状維持	随時、施設や他自治体の情報をもとに、協定や広域利用の受け入れを打診し、相談者の需要に応えるよう、受け入れ施設の拡大に努めています。
	112	婦人・母子相談体制の充実		配偶者からの暴力、妊娠・出産などに伴う相談や母子家庭の自立を支援するための相談等を受け、関係機関と連携しながら問題解決を図ります。	女性や母子世帯からの個別の相談に対して、2名の婦人相談員と1名の母子自立支援員が対応します。また、保健所や医療機関、子ども家庭支援センターや児童相談所、学校、警察などとも連携を図り、必要に応じて、病院や施設に同行し対応します。	相談件数は24年度は1812件でしたが、25年度は4496件と2.5倍近く増加しました。相談内容もDV、離婚問題、施設入所支援等多岐に渡っています。相談者の状況に合わせて、病院や施設への同行や、訪問等を行っています。 また、継続して相談を行うことにより、安定した生活が送れるよう支援しています。	相談内容の複雑・深刻化に伴い、一人の相談者に関わる時間が増えています。また、相談者が大幅に増加しているため、相談者を長時間待たせる状況も発生してきています。現在の相談員数では、対応が困難になっています。	A	—	拡充	公共機関、医療機関、施設等との連携・協力を図り適切な相談業務を行っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	113	母子・女性緊急一時保護事業	文京区地域福祉保健計画（子育て支援計画）、文京区男女平等参画推進計画	夫の暴力からの避難や居所がない等の理由で、緊急に保護が必要な母子又は女性を緊急一時的に施設やホテルに保護し、その安全を確保します。	相談者の状況と意思に基づき、即日に受け入れが可能な施設を確保し保護します。また、公的施設の利用が困難な場合には、民間シェルター（保護施設）や近隣のホテルを利用します。	昨年よりも件数は増加しましたが、相談者の状況を考慮して確実に保護をしました。また、保護をした後も、相談者とは継続的に関わり、その後の生活についても支援していきます。	相談者のうち、精神疾患を有する人が、安全に避難できるような施設の確保と調整が困難なことがあります。	B	—	現状維持	面接で相談者から伺った危険等の状況から、随時、緊急一時保護の提案をし、所在地の安全性等がより適当な施設等を探して、相談者を案内しています。
	114	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険及び国民年金制度の適切な運営		各制度の仕組みや事業内容について、周知・情報提供等を行うことにより、区民及び関係事業者の理解促進と意識啓発を図り、各制度の適切な運営を行います。	広報紙やポスターの活用、ホームページの充実、各制度のお知らせ等の発行及び関係事業者との会議等、様々な機会を通じて制度の周知・情報提供を行います。	あらゆる機会を通じて制度加入者や関係事業者への周知・啓発を促進するとともに、制度改正等に適切に対応する内部体制を整えることができました。	国民健康保険においては、さらなる制度周知に加え、医療費適正化対策及び特定保健指導等実施計画の推進が必要です。 介護保険においては、介護保険法の改正や第6期介護保険事業計画（27～29年度）の策定など新たな制度の周知を図っていく必要があります。	—	A	現状維持	今後とも区民及び関係事業者へのさらなる制度周知、啓発に努めます。
	115	ジェネリック医薬品の普及		ジェネリック医薬品の普及促進により、被保険者の負担軽減を図るとともに、国民健康保険財政の健全化を図っていきます。	文京区国民健康保険被保険者の方に、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額をお知らせするとともに、ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師に伝えやすくするため、ジェネリック医薬品希望カードを作成し配布します。さらに、ホームページ等を活用し、ジェネリック医薬品の普及啓発を図っていきます。	糖尿病等により、継続的に薬剤の服用を必要とする被保険者924人に対し、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知を作成し送付しました。 東京都国民健康保険団体連合会からジェネリック医薬品希望カードを40,000枚購入し、文京区国民健康保険の加入世帯に配布しました。 区ホームページを活用し、ジェネリック医薬品の普及啓発を図りました。	平成25年4月5日付で厚生労働省から提示された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、市区町村又は保健所単位レベルでの協議会の設置により、関係者間における問題意識の共有化を図っていくことが都道府県の取組として明記されました。そのため、東京都や他区の動向を注視しつつ、必要に応じて東京都に対し区レベルでの協議会の設置を働きかけ、文京区における開催を目指していくことが課題です。	A	—	拡充	他の事務事業の実施機会も活用し、ジェネリック医薬品の普及啓発を図っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	116	生活習慣病の予防	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	区民が健康の重要性を認識し、生活習慣を健康的に改善するよう働きかける機会を設けることにより、区民の健康の保持・増進と生活習慣病の予防を図ります。	医師、保健師、栄養士等による生活習慣病のリスクに応じた保健指導を実施します。さらに、栄養・運動の実践を取り入れた健康づくり教室等や禁煙指導を実施します。	生活習慣病予防のための健康教育活動として、メタボリックシンドローム予備群を対象にした予防教室を開催し、合計375名の参加者がありました。一般区民を対象にした歩く習慣作りのためのウォーキング教室には500名の参加者がありました。 また、一般健康相談等において、呼気中一酸化炭素濃度を測定し、たばこに関する知識の普及や禁煙に向けての相談・指導を実施するとともに、食への興味、食の基礎力を育てるため、若年層を対象として講座を開催しました。	引き続き青壮年期の健康ニーズに合った企画を行う必要があります。また、教室参加後に、望ましい生活習慣が定着するような働きかけの工夫が必要です。	B	—	拡充	生活習慣の改善を要する40歳以上75歳未満の区内在住者を対象として、運動習慣の定着を目的に健康づくり教室を実施します。
	117	食による健康づくり	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	区民が野菜をより多く摂ることによって、食の面から健康になれるよう、食に関する興味と意識の向上を図るとともに、健康づくりを視点とした食環境整備を行います。	8月31日の「やさいの日」を中心とした食育イベントを実施し、区民、地域団体、大学、事業者と協働して、食に関する情報を発信していきます。 他に、生活習慣病予防や食習慣をテーマにした講習会の開催、食育ボランティアの育成、ホームページでの情報発信等の普及啓発事業を行い、健全な食生活を支援します。			—	—	現状維持	摂取不足が問題視されている野菜の普及に特化し、ハッピーベジタブル大作戦を通じ、今後も野菜を基本とした食育の普及啓発に取り組んでいきます。
	118	各種がん検診	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	定期的な検診の受診等により、早期にがんを発見し、適切な治療を行い、がんの死亡率の減少に繋げます。	胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診を地区医師会及び検診機関に委託し、厚生労働省の指針に基づいて実施します。	胃がん検診（4.5%増）、乳がん検診（3.9%増）は、受診率は増加したが、大腸がん検診と子宮がん検診の受診率は伸び悩みました。	大腸がん検診と子宮がん検診の受診率の伸び悩みについては、引き続き周知・啓発に努める必要があります。	C	—	拡充	今後も、はがき等による受診勧奨、区報・ホームページによる周知により受診率の向上を図ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	119	歯周疾患検診事業	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	歯周疾患を早期に発見するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促進します。	歯科医師会に委託して、区内の歯科医療機関において歯周疾患検診を実施します。検診対象者の30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の区民に個別に検診案内の通知を行っています。	受診者は1,434人で総対象者に対する受診率は10.0%です。重度の歯周疾患のある者は37.9%で平成24年度に比べ減少しています。	歯周疾患の予防はQOL（生活の質）の向上や介護予防に有効ですが、現状は受診率が低くなっています。対象者は40～70歳で10歳毎の健診となることが一因と考えられるため、健診間隔を短縮するなど、受診率向上に取り組むことが必要です。	C	—	拡充	健康増進法に基づき実施している事業であり歯周疾患の早期発見に有効です。今後は委託先である歯科医師会と対象年齢の拡大などの検討を行っていきます。
	120	結核・感染症予防対策事業	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	結核患者の治療支援、感染症発生時の防疫措置やエイズ・性感染症予防の普及啓発等を実施し感染症の予防及びまん延防止の対策を行います。	結核患者の医療費助成・医療機関等への病状照会・服薬支援 感染症発生時の防疫措置・疫学調査及び感染症発生動向調査 エイズの正しい知識の普及啓発を図るためレッドリボン展を開催	結核患者への健診や医療支援を適切に実施しました。また、薬局DOTSを開始し服薬支援の充実を図りました。 感染症対策については、出前講座の実施や手洗いチェッカーを活用した効果的な予防策の周知に努めました。 レッドリボン展では、パネル展示、検査疑似体験等の実施や開催時間の拡大により来場者数の増加を図り、エイズの正しい知識の普及啓発を行いました。	昨年度から開始した薬局DOTSについては、結核患者の希望や利便性等を考慮して薬局に実施依頼を行っていく必要があります。 都内のエイズ患者報告数は、2年連続で増加し、過去最高となったことから引き続き効果的な予防啓発事業を実施する必要があります。	C	—	改善・見直し	感染症発生時の防疫体制の確保やエイズ予防啓発事業を実施していきます。
	121	予防接種の推進	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	予防接種率を確保するために環境を整備するとともに、予防接種の必要性や効果等の周知により接種勧奨を行い、感染症の発生及びまん延を予防する。	定期予防接種の実施（BCG・四種混合・DT・MR・Hib・小児肺炎球菌・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチン） ※子宮頸がん予防ワクチンは、積極的な接種勧奨を差し控えているため計画と実績に乖離があります。 任意予防接種費用の助成（水痘・成人を対象としたMR、風しんワクチンの接種）	ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防の3ワクチンが新たに定期予防接種に導入されたことにより、定期予防接種人数が11,962人増加し、任意予防接種人数が19,443人減少しました。また、先天性風しん症候群予防のために、成人を対象とした風しんワクチンの接種費用助成事業を実施しました。 なお、任意予防接種に係る経費については、東京都の補助金（支出金）を有効に活用しました。	平成26年度中に水痘・高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種導入が予定されています。高齢者肺炎球菌については、定期接種化の対象となる年齢を踏まえて、75歳以上の方の接種機会が先延ばしにならないような対応を検討する必要があります。 また、今後の事業変更等の周知を行い、予防接種事業を円滑に実施していく必要があります。	B	—	拡充	予防接種制度改正に伴った円滑な予防接収事業の遂行に取り組みます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	122	公害保健福祉・予防事業	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	公害保健福祉事業は、公害健康被害認定患者の健康の回復、保持及び増進並びに健康被害の予防を目的とします。また、公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、気管支ぜん息等に対する対策により区民の健康の確保を図ることを目的とします。	ぜん息やアレルギー等に関する知識の普及、相談・指導等を行うため、呼吸器健康講座、アレルギー講演会及び小児ぜん息等健康相談（アレルギー相談）を行います。また、区内在住の被認定者（1・2級）へ保健師が訪問し療養指導等を行います。更に、インフルエンザに罹患すると重症化のリスクが高い認定患者に予防接種費用を助成するほか、ぜん息児水泳教室により幼児・児童の呼吸器の機能訓練を行います。	呼吸器健康講座　延べ 106人 アレルギー講演会　延べ 42人 健康相談　延べ 103人 ぜん息児水泳教室　延べ 501人	定員を超える応募をいただいている講座については、より多くの方にご参加いただけるよう、募集人員や開催回数等の運営形態について見直す必要があります。また、新規の参加者を増やすため、講座の周知方法等についても検討する必要があります。	B	—	改善・見直し	より効果的に事業を実施するため、募集人数や開催回数等、運営形態を見直していきます。
	123	かかりつけ医事業支援	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	すべての区民がかかりつけ医を持ち、日頃から適切な健康管理ができるようにします。	小石川医師会及び文京区医師会が行うかかりつけ医の普及啓発事業に対して、補助金を交付し支援します。	地区医師会が各種事業を通じて区民へ啓発を行い、かかりつけ医の推進に寄与しました。 また、かかりつけ医事業の円滑な運営並びに充実を図るため、かかりつけ医事業運営協議会を開催するとともに、具体的な事業実施のため5つの専門委員会を開催しました。	かかりつけ医の推進により相談件数が減少していますが、今後、高齢者人口の増加に伴う在宅療養支援を求めるニーズが想定されることから、引き続き、かかりつけ医事業を推進していく必要があります。	C	—	改善・見直し	地域医療連携推進協議会において、医療連携の推進に資する方向で見直していきます。
	124	在宅寝たきり高齢者等歯科訪問健診・相談指導事業		通院困難な区民の歯周疾患の早期発見や口腔衛生の保持増進を図ります。	40歳以上の寝たきり等の通院困難な区民を対象に、歯科訪問健診及び予防相談、指導を行います。また、歯科医師会に対しては、医療機器購入の助成を行い在宅歯科診療の推進を図ります。			—	—	拡充	各歯科医師会と連携し、在宅で高齢者等の口腔衛生及びかかりつけ医の定着促進を図ります。また障害者の手引きにチラシを同封し周知に努めます。
	125	医療安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	良質な医療を提供するための体制整備を行い、区民の医療に対する信頼を確保します。	診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所等の許可、登録、届出時の審査と開設後の監視指導や「患者の声相談窓口」という医療安全相談事業を行います。特に診療所については、医療安全に関する業務体制を整備することを重点的に指導しています。	医師を始めとした医療専門職の資格確認を厳重に行っています。 過度な広告により患者の医療機関選択を誤らないよう、医療機関の広告指導を行いました。	医療の高度先進化に資するために規制緩和が始まっていることから、医療安全の確保体制に関する指導方法にも柔軟な対応が求められるようになってきており、高度な専門性を有する監視体制の構築を検討する必要が生じています。	B	—	現状維持	医療機関に医療安全を確保する体制の整備を促進するよう、監視指導を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	126	健康危機管理体制の充実	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	新たな感染症など健康を脅かす事態に際し、最善の対応や対策を行うため、関係機関等と連携し、健康危機管理体制の充実を図っていきます。	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を実施します。	新型インフルエンザ等対策行動計画策定に向けて全庁的に取り組み（案）を策定いたしました。 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を3回実施し、関係機関間との問題点の抽出と情報や課題の共有を図りました。	新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、区民に周知する必要があります。 新型インフルエンザ等発生時の対応に必要な具体的な事項や連携体制等について新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議において、協議する必要があります。	—	—	拡充	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を実施していきます。
	127	環境衛生監視の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	理・美容所や公衆浴場、旅館などの事業者には、自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区は衛生管理に必要な支援や監視を行い、利用者の健康・安全を守ります。	理・美容所、公衆浴場など環境衛生関係営業施設への保健所の監視・指導と営業者の自主衛生管理によって、より衛生的な施設環境の確保を図ります。 また、区民が公衆浴場、旅館業施設、介護施設等で安心して入浴できるよう、レジオネラ発生防止対策事業を実施します。	日常的な環境衛生監視指導業務の実施及び衛生管理講習会の開催により、重大な事故・事件を未然に防いでいます。 研修や講習会で監視員が技術研鑽をしている結果、指導技術が向上し、区民や営業者への一層の適切なアドバイスがなされています。	公衆浴場施設や旅館業施設、プール施設、介護保険施設等に於いては、レジオネラ症発生防止に関する衛生知識が浸透しつつある状況です。しかし、レジオネラ属菌検出が確認された要改善施設がまだあり、監視指導の充実、自主衛生管理の一層の向上が要求されています。	C	—	改善・見直し	公衆浴場施設、旅館業施設、プール施設、介護保険施設等高齢者利用施設でのレジオネラ症発生防止対策のための事業を充実させます。
	128	特定建築物衛生検査の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物のうち、その延べ床面積が3,000～10,000㎡の建物の衛生的環境を確保します。	各種届出を通じて台帳整備を確かなものとし、区内の特定建築物の状況を把握します。平成22年度末で156棟ある区が管轄する特定建築物について、年間35棟の立入検査等を実施し、法の基準等に適合しない事象等に改善の指導と報告を求めます。 第2ブロック共催で年に1回の講習会を実施し、ビル管理の情報提供や問題把握の場を作ることで、建物の衛生管理の意識啓発を図ります。	1．一般立入検査を行った31棟のうち、26棟で不備・不良事項を指摘、指導しました。一般立入調査は0棟でした。 2．平成25年10月24日実施の講習会で84施設、79人の参加者がありました。（参加率84/156=54%） 内容は建築設備で実際に起きた事例紹介で、ビル管理技術者の自主管理の意識を高めるテーマでした。	1．立入件数が増加しましたが、計画には達しませんでした。立入検査等には様々な知識や経験が必要です。職員の育成について経験を要すること、他の事業拡大等が主な理由です。今後も研修参加、実地経験を積むことで改善を図っていきます。 2．引き続き職務に関する知識の向上が求められていますが、研修等では主に座学であり、現場体験に基づく研修が必要です。	B	—	改善・見直し	法令に基づき、今後も建築物の衛生環境の維持を着実に指導していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	129	室内環境調査の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	住まいやオフィスにおける有害な化学物質の発生抑制などに必要な指導や助言を行い、快適な生活環境を確保し、区民の健康・安全を守ります。	区民やオフィスの事業者に向けて計画的に情報発信及び相談、調査を行い、区民の快適で健康な暮らしの向上を図ります。	生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質、家屋の気密化によるダニ、カビ、結露の相談を受けつけました。 平成25年8月に、「カビの生えやすいところ」「家の中で見られる代表的なカビ」「カビの発生を防ぐために」のパンフレットを作りました。平成26年3月に、区民やオフィスの事業者に向けてアレルギー対策講演会を開催しました。	快適な生活環境確保のため、住まいの衛生講習会やパンフレットの作成で情報発信を行い、事業周知に努め、引き続き区民の快適で健康な暮らしの向上に取り組みます。	B	—	改善・見直し	住まいやオフィスにおける有害な化学物質の発生抑制などに必要な指導や助言を行います。ダニ、ハウスダストなどアレルギー対策に必要な指導・助言を行います。
	130	医薬品等の安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	医薬品等による区民の健康被害を未然に防止し、健全な生活環境を確保します。	薬局、医薬品販売業、管理医療機器販売・賃貸業、毒物劇物販売・取扱業等の許可・登録・届出時の審査と営業後の立入検査等による監視指導及び医薬品や家庭用品の規格検査等を行います。	一般用医薬品のインターネット販売の規制改革、薬事法の法律名改正、高度管理医療機器販売業等許可権限の区移管等、度重なる法改正により現場における監視指導も大きく影響を受けることとなりました。薬局や医薬品販売店がスムーズに新しい体制に移行し、薬剤師を始めとした専門家が医薬品の安全確保に専念できるよう周知活動に注力しました。	医薬品の販売に関する制度が短いサイクルで改正されています。新制度と経過措置が交錯することにより、現場での対応が複雑化しています。新制度への速やかな移行を実現するため、体制の拡充とキメの細かな監視指導が欠かせないものとなっています。	B	—	拡充	高度管理医療機器販売・賃貸業の許認可事務、医薬品のインターネット販売への監視指導等への対応が求められています。
	131	食品の安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）、平成26年度食品衛生監視計画	文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。	区民・食品関係事業者・行政の食の安全に係るリスクコミニュケーションを充実し、食品関係施設の自主管理の推進とともに、地域の実情に合わせた監視指導を行います。 主な取り組みは次の通りです。 ① 食の安全性情報の共有化の推進 ② 食品衛生関係施設の自主管理の推進 ③ 食品衛生関係施設への監視・指導 ④ 流通食品の監視 ⑤ 違反食品、食中毒発生時等緊急時の迅速な調査対応と、その整備の拡充	平成24年度に引き続き、ふぐ加工製品取扱について届出者への取扱講習・施設への監視指導を実施しました。また、O157食中毒対策として食肉取扱事業者や漬物製造事業者への監視指導を行いました。 区民への食品衛生情報の提供としてイベント展示にて野菜の衛生的取扱い、消費者懇談会で魚の寄生虫など情報提供と相談対応を行いました。	食の安全を確保するためには事業者の自主管理の徹底が必須であり、意図的な食品への異物混入などを含めた食品事故・事件に対応するためにも常に最新の衛生管理技術支援が必要です。また、食品表示法など区民自ら食の選択に資する安全情報についてのリクスコミュニケーション事業の推進を図る必要があります。	A	—	現状維持	食の安全確保、事件や事故などの危害未然防止のため、事業者への最新情報・技術による衛生管理支援指導及び区民・事業者への食の安全に係るリスクコミュニケーション事業を推進します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	132	動物との共生社会支援事業	文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	犬・猫などの動物の飼い主が、動物の正しい飼養に努めるよう普及・啓発を図り、動物愛護団体等様々な主体と連携し、人と動物とが共に暮らせる良き共生社会を目指します。	動物との共生や動物愛護、犬・猫の正しい飼い方について、イベントや講演会の開催、ポスター・リーフレットの作成及び区報やホームページなどの活用により、普及・啓発を行います。また、動物の飼養指導員や普及員、動物愛護団体等の協力を得て、動物の適正な飼養を推進します。飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の助成を行います。	・動物との共生社会支援事業についてはイベントを2回開催しました。来場者数の合計は1,146人でした。 ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術については564匹の猫の手術を実施し（560匹予定）、実施率は100％でした。 ・指導員・普及員・協力員については40人が活動に参加し、区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、犬及び猫の正しい飼い方の普及啓発や飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を実施しました。	・猫については、雌猫は1年に3回程度妊娠可能であること、去勢・不妊手術の申込数が800件を超えることを考えると、糞尿被害等の拡大を抑制するためには、引き続き去勢・不妊手術による繁殖抑制をしていくことが必要と考えます。 ・犬については、登録数が6,400頭を超えており、引き続き飼い主に対して狂犬病予防注射や適正飼養の周知徹底が必要です。	B	—	現状維持	引き続き、犬・猫の適正飼養やモラルの向上を啓発するとともに、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を実施します。
コミュニティ・産業・文化	133	町会・自治会活動の支援強化		急速な少子高齢社会の進展、地域コミュニティの希薄化など社会的課題が多様化・複雑化している状況がある一方、東日本大震災以降、特に防災に対する地域コミュニティの大切さが見直されています。 地域コミュニティの活性化を図るため、地域コミュニティの核となる町会・自治会への加入促進及び魅力ある地域活動の展開に向けた支援を行います。	町会・自治会への加入促進に向けてホームページ等を活用した情報発信・提供を行い、また魅力ある地域活動の展開に向けて事業補助等の支援を行います。	■町会・自治会への加入促進 ・区報記事掲載 ・パンフレットを戸籍住民課窓口で転入者向けに配布 ・ポスターを区設掲示板及びB-ぐるに掲示 ■魅力ある地域活動の展開に向けた支援 ○事業補助 ・町会・自治会事業補助金　154町会 ・地区町会連合会事業補助金　9地区 ・文京区町会連合会 ○地域広報紙発行補助　22町会	マンション等への新規転入者や、町会等の地域活動に関わっていない人々を、いかに地域活動の参加へつなげていくかが課題となっています。	—	—	現状維持	CATV、ホームページや区報等の媒体を活用した情報発信・提供、町会・自治会活動への事業補助、地域広報紙発行補助等を行います。合わせて、地域活動センター広報紙発行や地域を知るセミナーとも連携しながら、加入促進及び魅力ある地域活動展開の支援を強化していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	134	地域活動センターの整備		区民サービスコーナー、ふれあいサロン事業の拡充、立ち寄りスペース業務、安心・安全まちづくり事業、環境・高齢福祉施策などの事業を実施し、地域の相互交流を促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図る地域の拠点施設とするため、地域活動センターの建替えを進めていきます。	近隣施設の複合化を中心に建替えを進めます。大原は、子育て施設と併設（千石1丁目へ移転）し、千石交流館の機能を複合化します。向丘は、第六中学校と併設し、アカデミー向丘との複合施設として整備します。礫川は、高齢者あんしん相談センター分室と併設し、音羽は、福祉センター跡地の介護老人保健施設と併設します。 なお、大塚は引き続き複合化の検討を行っていきます。	大原、向丘は、開館に向けた施設整備を進めました。 礫川は、地域住民へ基本設計の説明を行い、旧施設の解体工事を終えました。 音羽は、福祉部において、福祉センター跡地の介護老人保健施設の整備・運営事業者の公募を実施しました。	大原、向丘、礫川：開館に向け、条例整備及び利用者への説明、また備品等の準備を行っていく必要があります。 音羽：選定された施設整備・運営事業者と具体的な設計内容について協議を進め、地域の方々へ、設計内容を説明していく必要があります。	—	A	現状維持	大原、向丘及び礫川は引き続き建替えの準備を進め、音羽については選定された施設整備・運営事業者と協議を進めます。 ※「礫川」は「礫川地域活動センター」、「大原」は「大原地域活動センター」、「大塚」は「大塚地域活動センター」、「音羽」は「音羽地域活動センター」、「向丘」は「向丘地域活動センター」の略称です。
	135	地域活動センターの運営の充実		地域コミュニティの希薄化が問題化している中で、区内の各地域において、住民にとって身近なサービスを提供するとともに、町会・自治会等地域活動団体を支え、地域コミュニティ活性化の拠点施設である地域活動センターの運営充実を図ります。	区内地域活動センター9ヶ所において、「地域活動センター広報紙」を発行することで、各地域の特色、地域活動等を紹介し、地域活動へのきっかけづくりに取り組みます。 新規転入者などを対象に、町会・自治会等の地域活動団体を紹介する「地域を知るセミナー」を開催し、新規住民の地域活動への参加を促します。	区民サービスコーナーやふれあいサロン、立ち寄りスペース、安全・安心まちづくり事業、高齢者福祉施策等、様々な地域拠点としての業務を行うことで、顔の見える関係づくりに努め、地域活動センターの利用者数も増加しました。	マンション等に新規転入してくる住民や、町会等の地域活動に関わっていない方々を、いかに地域活動の参加へ促すかが課題となっています。	A	—	現状維持	26年度は地域活動センター広報紙を9所で発行及びホームページに掲載、27年度には「地域を知るセミナー」を展開していく。
	136	ふれあいサロン事業		あらゆる世代が気軽に地域活動に参加できるよう交流の場を提供すること、及び地域活動を担う人材発掘・育成を支援することを目的とし、ふれあいサロン事業を地域活動推進の拠点として位置づけ、住民の相互交流を促進し、地域コミュニティの一層の推進や活性化を図ります。	湯島、汐見、駒込地域活動センターにおいてふれあいサロン事業を実施し、多世代間交流の場を設けるとともに、地域活動を担う人材発掘・育成を目的とする講座を企画・実施します。 実施事業については、毎年度見直しを行って充実を図るとともに、今後施設が整備される大原、向丘、礫川地域活動センターにおいても、ふれあいサロン事業を展開します。	湯島地域活動センターの開館にあたって、リサイクル・クラフトや写生講座、朗読の発表等、各コーナーをボランティアの方々に協力頂き、オープニングイベントを実施しました。 また、駒込の立ち寄りスペースにて、予約不要の講座（iPadお助け隊）を新たに実施しました。	大原、向丘、礫川地域活動センターでふれあいサロン事業が順次展開していくにあたり、各地域の特色や人材を活かした事業内容とする必要があります。 また、各地域で人材発掘・育成を行うために、丁寧なモニタリングと講座企画を行う必要があります。	A	—	拡充	地域活動を担う人材発掘・育成を目的とする講座を充実させるとともに、順次各地域活動センターにてふれあいサロン事業を展開します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	137	区民センター老朽施設等改修	都営住宅と文京区施設との合築建物の耐震診断及び耐震改修に関する基本協定	区民センターの耐震工事を行うとともに、真砂市場廃止後の1階及び旧レストラン地下部分を新たな用途で整備し、老朽化が進んでいる施設の改修工事を行います。	区民センターの耐震・改修に伴う基本設計・実施設計及び工事、工事管理を行います。			—	—	現状維持	平成27年度末の区民センター老朽施設等改修工事完了に向け、関係各課との調整を図るとともに区民センター利用者等への周知を行います。
	138	地域活動参加支援サイトの充実		地域の公益活動団体の広報支援のための地域公益活動情報サイトと、地域課題の解決を図る担い手を創出する取組みである新たな公共プロジェクトで運用している特設サイトやSNS（Facebook、Twitter）及びメールマガジンの一体的な活用を行い、地域活動への参加促進を図ります。	地域公益活動団体が自ら情報発信できる機能を持つ地域公益活動情報サイト「こらびっと」と、新たな公共プロジェクトへの参加を促すための特設サイトやSNS等の活用実績を踏まえ、地域活動への参加促進に有効な広報機能の選択や、活用ノウハウを蓄積し、区民への発信情報の充実を図ります。	25年度までの基本構想実施計画では、「こらびっと」に相互コミュニケーション機能を付加する計画でしたが、無料で利用できるSNSを新たな公共プロジェクトで活用した実績から、一定の相互コミュニケーション機能はSNSで補えることがわかりました。また、「こらびっと」で新規に配信されるイベント情報を、「こらびっとTwitter」にも同時配信できるようにしたことで、登録団地の活動をより広く区民に発信できるようになりました。	NPO法人を始め区内で公益活動をする団体は数多くあります。文京区の地域公益活動のポータルサイトとしての認知度を向上させていくためには、登録団体による発信情報を充実させていくことが必要です。	C	—	拡充	「こらびっと」及び「新たな公共プロジェクト」の運営を通じて、広報媒体の活用ノウハウを蓄積し、地域活動参加支援サイトの充実を図っていきます。
	139	新たな公共の担い手との協働の推進		文京区新たな公共の担い手専門家会議の提言に基づく取組である「新たな公共プロジェクト」の実施により、地域課題の解決を図る担い手を創出し、豊かな地域社会の実現を図ります。	「新たな公共プロジェクト」では、対話の場、社会起業講座、情報発信のためのプラットフォームの構築、地域課題解決プロジェクト支援等の各種プログラムの実施を通じて、地域課題の解決を図る担い手の創出を進めていきます。	SNS等の新しい広報媒体を積極的に活用したことにより、新たな公共プロジェクトの各種事業には、現役世代の30-40歳代を中心に延べ753人の参加があり、区民の参加促進に一定の成果がありました。また、10件の地域課題解決プロジェクトが登録され、このうち選考を経て選ばれた3つのプロジェクトについては、専門家の助言等による事業構築の総合的な支援を行った結果、継続的に公共サービスを提供できる担い手として、一定の成長が見られました。	事業の初年度は、地域課題の解決を図る担い手の支援としては、これから活動を始め人を中心に支援を行ってきたが、既に地域で活動している団体の支援についても、検討していく必要があります。また、地域で活動する担い手を支えるコミュニティを形成していくことは、担い手の創出と同様に重要なことから、担い手を支える区民に、本プロジェクトの情報を届け、参加を促すためのさらなる広報戦略が必要です。	—	—	現状維持	25年度の成果を踏まえながら、引き続き事業を展開していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	140	男女平等参画推進事業	男女平等参画推進計画	男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する男女平等参画社会の実現のために、男女平等参画推進計画に基づく施策を推進します。	男女平等参画推進計画に基づく施策を推進するため、有識者や公募区民から成る文京区男女平等参画推進会議により、事業の推進状況の確認や評価を行います。また、講座開催や啓発誌発行により、意識啓発や理念の周知を行います。	両立支援を希望する働く方々や、再就職を希望される女性に対し、東京都共催の労働セミナー（両立支援事業）、内閣府、日本女子大学との共催による女性の活躍促進として「学びなおし/リカレント教育」シンポジウムを提供しました。また、区内13書店による協力を得て相談事業の周知を行い、相談を希望される男女に対し466件のカウンセリングを行い、多様化する社会不安への心理的負担の軽減を行いました。	文京区男女平等参画推進条例に基づく、男女平等施策を着実に推進して行くため、男女の人権として配偶者暴力等の防止やデートDV防止などへの啓発が重要です。	A	—	拡充	男女がともに希望する社会参画への機会の場を提供するとともに、精神的な支援体制を提供できるよう事業を行います。
	141	男女平等センター事業の充実		男女平等参画を推進する拠点施設として、区民に学習機会、活動の場を提供します。	文京区女性団体連絡会を指定管理者として、施設の維持管理及び事業の企画・運営を区民との協働により行っています。	男女共同参画週間記念講演会等の18事業を行いました。国の第三次男女共同参画基本計画に盛り込まれた女性研究者の採用・登用促進拡大に向けた事業（未来の女性科学者育成事業：11名）を行いました。 施設予約ネット導入による、研修活動機会の場の提供として（5,465件）の利用をいただくとともに、活動報告としてセンターだより（3回）を発行しました。 保育課との協力により、「保活プロジェクト」（120名）を開催し、子育て世代へ保育園の周知活動を行いました。	文京区男女平等参画推進条例に基づく拠点施設として、災害対策（防災面）における整備が必要です。	A	—	拡充	男女平等参画における学習機会の場として、様々な視点を捉えた事業展開を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	142	産学官連携支援事業		大学と区内企業が連携することにより、区内産業の活性化を図ります。	各要望に応じて、大学と区内企業をつなぐ橋渡しの役割を果たします。区だけの支援ではなく、国・都等の支援を受けられるためのコーディネートも行います。	文京区産学官連携イノベーション創出協議会による提言をもとに、大学発ベンチャー支援や創業支援施設の整備のあり方などを検討しました。 また、区内大学院生のお問合せに対して、区内企業を紹介し、協賛を得て学園祭でアルコール遺伝子検査を実現しました。その後、大学院生は遺伝子解析のベンチャーを起業しました。 他には、文京博覧会に7大学出展し、大学の研究成果を発表しました。	創業支援施設の設置については、類似の民間サービスも増えており、必要性について更なる検討が必要です。 「イノベーション・マネージャー」の設置については、専門人材の採用及び雇用形態を検討する必要があります。	B	—	拡充	文京区産学官連携イノベーション創出協議会による提言をもとに、各事業を展開してきます。
	143	学生向けビジネスプラン策定講座＆コンテスト		学生及び若手社会人を対象としたビジネスプラン策定講座及びコンテストを通じて、起業家を育成し、地域産業との交流を促すとともに、大学発ベンチャーの創出を図ります。	学生及び若手社会人が本講座を通じて、起業に必要なスキルを身につけ、最終回では受講生が考えたビジネスプランを発表するとともに、本講座の中間課題では、様々な産業の動向について学ぶ機会を設けます。			—	—	現状維持	アントレプレナーシップ論講座運営事務局と提携して、事業展開します。
	144	就労支援対策事業		若年者を中心とした求職者の就職活動を支援するとともに、区内中小企業とのマッチングを図ることにより、区内中小企業の就職活性化を促進し、求職者の就職及びその後の就労継続に寄与することを目的とします。	就職活動に役立つ研修、ビジネススキルアップを目指した研修等を開催します。また、ハローワークや東京しごとセンターなど、雇用労働関係機関と連携し、合同面接会等を開催します。	若年者向けの研修として、社会人基礎力養成講座（講演会1回、講座3回、区内中小企業ツアー1回）を開催した。受講者から良い評価をいただき、参加者の社会人に必要なスキルの向上に寄与できました。	周知期間が短く、研修の認知度が低かったので、今後は広報にさらに力を入れ研修の周知を行い、受講者の増加を図っていく必要があります。また、親向け講座の実施やパンフレットの作成等、より多様な取組みにより、更なる若年者の就労サポートをしていく必要があります。	—	—	拡充	・若年者向けに就職活動に役立つ研修、ビジネススキルアップを目指した研修等を実施していきます。
	145	地域ブランド創出支援事業		地域に根ざしたブランドの創出の支援及び地域振興を図り、地域活性化に寄与することを目的とします。	文京区の魅力ある地域ブランドを新たに創出する事業を実施する小売商業者等の地域グループ又は特定非営利活動法人に対し、その経費の一部を補助します。	地元の商業者や住民等が構成する「小石川活性化研究会」による地域密着イベント「小石川マルシェ」に対して助成しました。	認知度が低く、申請が伸び悩んでいます。区報ぶんきょう等を活用して、事業の周知を強化していきます。	—	—	改善・見直し	事業に要する経費の2/3以下・30万円を限度に助成します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	146	チャレンジショップ支援事業		区内商店会の空き店舗で開業する地域に根ざした起業家を支援します。また、商店会の空き店舗を活用することで、区内商店会の賑わいの創出と活性化を図ります。	区内商店会で発生した空き店舗等で開業する起業家に対し家賃補助を行います。また、専門家による経営相談等を行い、創業時に起きる諸問題の解決等を支援していきます。	9件の申請があり、計画の6件を認定しました。認定者の紹介を産業情報紙やアンテナスポット等で行い、事業と認定店舗の周知に繋げるとともに、店舗の売上に貢献しました。また専門家を3年間で10回派遣するように事業内容を変更し、より長期的に認定店舗の支援を行える体制としました。	認定店舗の内容に応じて適切なアドバイスができるよう、店舗と専門家のコーディネートをより一層行っていく必要があります。また、過去の認定店舗のフォローアップや、店舗同士の交流を高める事業を行っていく必要があります。	B	—	拡充	6件補助を予定しています。更に、起業後、一定期間は専門家を派遣し経営のアドバイスをすることにより、継続して事業に取り組む事業者の育成に力をいれていきます。
	147	中小企業等資金融資あっせん事業（利子補給）		区内中小企業者の金融機関からの円滑な資金調達を促し、かつ融資を受けた際の借受者負担を利子補給で軽減することによって、経営の安定及び経営基盤の強化を図り、区内産業の振興につなげます。	区内中小企業者が必要とする事業用資金を取扱金融機関に対し融資あっせんを行い、支払った利息の一部補助を行います。	年間平均5,010件の区内事業者に利子補給を実施しました。利子補給は、支払利息の一部を長期間に渡り補助し、事業者の負担を軽減することで、経営基盤の強化につながります。 区内中小企業者への支援として、事業経営の安定や経営基盤の強化を図るために資金調達を円滑にすることは、有効な支援策です。	特別融資について、企業ニーズに合った融資メニューを構築するために整理をしていく必要があります。 一般融資についても、景気動向に応じて融資限度額や利率を見直していく必要があります。	C	—	改善・見直し	企業ニーズや景気動向に応じた融資メニューの見直しを進めながら、引き続き、中小企業等資金融資あっせん制度を実施します。
	148	異業種交流事業		異業種交流が図られることを促し、区内中小企業者の市場開拓または販路拡大に寄与することを目的とします。	国内外見本市・展示会等へ出展する区内中小企業・団体に対して出展費用の一部を補助を実施します。 また、CSR活動意見交換会や他区と協力して異業種交流会、商談会を開催します。	展示会等出展費用補助は、展示会に出展する区内中小事業者に対し、出展料の一部を12件補助しました。展示会に出展することで、新たなビジネスを展開できる可能性が高いので、区内中小事業者の経営基盤拡大のためには有効な策です。 CSR活動意見交換会を1月29日実施し、18社24名参加しました。 台東区との合同ビジネスフェアを8月22日に、また北区、豊島区、練馬区、板橋区との5区合同ビジネスネットを11月14日に行い、企業間の交流に寄与しました。	展示会等出展費用補助は、年間通して募集できるよう募集期間を前・後期制にすることや、申請する区内中小事業者が固定化しないよう申請回数を設ける必要があります。 台東区との合同ビジネスフェアと5区合同のビジネスネットに区内企業に参加を促す策を検討する必要があります。	—	—	拡充	引き続き展示会への出展費用の一部を補助し、区内中小事業者が新たなビジネスを構築して、区内産業の振興に寄与するように努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	149	大学発ベンチャー支援事業		若者の創業を後押しするとともに、発展途上にある区内の大学発ベンチャー企業の技術力の向上及び経営基盤の強化を促進し、もって区内産業の発展及び新産業の創出に資することを目的とします。	大学発ベンチャー企業（大学の研究成果を活用して創業した企業、現役学生が創業した企業など）が、新製品又は新技術の開発等に取り組む場合において、これに要する費用の一部を助成します。 当事業は、従来の新製品・新技術開発費補助事業の産学連携枠を改編して、平成26年度に新設したものです。			—	—	現状維持	新規プロジェクトに要する経費の2/3以下・50万円を限度に助成します。
	150	新製品・新技術開発費補助		区内の中小企業者が新製品や新技術の開発等に取り組む場合において、これに要する経費の一部を助成することにより、区内の中小企業者の技術力の向上と経営基盤の強化を促進します。	斬新なアイデアや独創性のある新製品等の開発に要した経費の一部を助成します。 なお、平成26年度より産学連携事業枠を大学発ベンチャー支援事業に移行しました。	平成25年度は、以下の3件を認定し助成を行い、製品化に結びつけることができました。 ・遠心水流式浄水装置フィルター用中芯の製造 ・簡単・便利　そのままクッキン具 ・Winmostarクラウド版 また、産学連携枠については、大学発ベンチャー支援事業に移行し、本事業は設立1年以上が要件であるところ、創業1年未満の企業も申請可能となりました。	申請期限後にも問合せが数件あり、周知時期や方法を見直す必要があります。 また、認定商品の周知を図るためにPRに力を入れる必要があります。	B	—	改善・見直し	新製品・新技術の開発に要する経費の1/2以下・100万円を限度に助成します。
	151	産業情報の発信		区内中小企業・産業団体・消費者団体が必要とする経済・経営・消費生活の情報を広く区内外に発信・提供し、区内産業の振興・発展を図ります。	区内の経済動向、景況調査結果の要旨、区の産業振興施策の紹介などを主な内容として、産業情報紙「ビガー」を年に4回発行しています。 また、出展団体が、展示・実演・研究発表・販売などを行う文京博覧会を開催しています。 さらに、文京ビジネスナビゲーション（Bーなび）を構築し、会員である中小企業等に対して各種情報の提供を行うとともに、ホームページを通じて会員企業の情報を全国に発信します。	産業情報紙ビガーは、H25年度は合計4回（1回3,600部）発行しました。区内で活躍されている方々（NPO、大学、ベンチャー等）の特集記事、また産学連携に取組んでいる大学の紹介記事などの企画を実施しました。 文京博覧会は各出展団体・企業による展示ブースを設置し、区内産業・消費生活のPRを行いました。来場者は計画を下回ったものの、アンケート結果から、好評な意見が多く寄せられました。	産業情報紙ビガーは、読者の反応やご意見を把握する方法を検討するとともに、区内の景況についてさらにわかりやすくしていく必要があります。 文京博覧会は、来場者は昨年よりは増加しましたが、計画を下回っているので、集客方法を高めるためにPR方法を工夫する必要があります。 B-なびは、運営主体を含め、今後のあり方について協議していく必要があります。	B	—	縮小	引き続き産業情報誌を発行し、出来るだけ多くの区内中小企業者に見ていただけるよう、紙面づくり・配布方法を改善していきます。 文京博覧会の今後の開催内容等について十分な検討を行います。また、新聞折込チラシを活用するなどPRを積極的に行い、来場者数の増につなげていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	152	商店街販売促進事業		区内商店街の振興を図るとともに、中小商業の経営安定と発展に寄与し、区民に親しまれる商店街づくりを目的として、事業補助を行います。	区内商店会、商店街振興組合、文京区商店街連合会及び文京区商店街振興組合連合会が独自に実施するイベント等の事業に対し、商店街販売促進事業及び新・元気を出せ！商店街事業による助成を行います。また、事業終了後に実施状況を把握するため、実績報告を提出していただきます。	平成26年2月に事業説明会を開催し、周知を行いました。商店街販売促進事業で24、新・元気を出せ！商店街事業で27のイベントに助成を行うことでにより、区民に親しまれる商店街づくりに寄与しました。	イベント実施による一時的な来街者の増加だけではなく、恒常的な商店街のにぎわいにつなげ、各個店の販売促進が図られるよう、各商店街による様々な企画の工夫が必要です。	C	—	現状維持	引き続き商店会のイベント事業等に対して補助を行うことで、商店会の活性化を図っていきます。
	153	商店街環境整備事業		安全かつ快適な商業環境また、地域整備を実施することにより、区内商店街の活性化をはかります。	東京都と連携し、商店街が行う街路灯・フラッグ・ホームページの作成などの新設、改修、その他共同設備設置等に対し、事業に要する経費の一部を助成します。	アーチ撤去、LED街路灯の設置、街路灯ランプのLEDへの交換、フラッグ作成2件、ホームページ更新等の支援等を通じて、商店街の環境整備を推進しました。	商店街街路灯の電力費補助の削減を目指して、引き続き、商店会のLED化を促進していきます。	B	—	現状維持	今後も街路灯の老朽化対策、街路灯ランプのLEDへの交換など電力費削減等に必要な環境整備を行い、商店街の街並みを整えていきます。
	154	商店会加入促進支援事業		地域コミュニティにとって重要な役割を果たしている商店街の活性化を図るために、商店会への加入を促進します。	リーフレットやマップを配布し、商店会への加入を各店に促すとともに、加入商店会や商店に対する支援活動を強化するためのアドバイザー派遣を行います。また、加入促進活動への功績が著しい商店会を表彰し、新・元気を出せ！商店街事業補助金、装飾灯等電力費補助、商店街販売促進事業のいずれかの補助率をアップします。また、チャレンジショップ事業等による商店会加入を促す施策も行います。	各商店会役員の加入促進活動により、商店会新規加入店舗数の増加が図られました。	全体の加入数は昨年度を上回っていますが、加入数以上に退会数が多く、全体の会員数は減少しているため、全体の店舗数の増加を図っていく必要があります。	C	—	現状維持	商店会加入促進活動に積極的な商店会の表彰・補助金の率のアップなどの優遇措置を行っていくことによって、商店会全体の加入促進への意識向上を狙います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	155	消費者啓発・教育の推進		消費生活に関する知識や情報の普及により、区民が自立した消費者となるための支援を行います。	①出前講座や研修会を開催します。 ②消費生活センターと啓発活動を行う人材を育成します。 ③消費生活に関する自主的な学習を支援し、消費者団体や区民グループの育成を図るため、消費者問題に関する講演会、学習会、調査研究会に係る経費の一部を助成します。 ④情報誌や啓発冊子の作成、配布を行います。	出前講座・啓発活動は50回の目標回数を超える56回の実施となり、延べ受講者数は3, 187人でした。子ども向け金銭教育出前講座は、1校を対象に実施しました。 研修会では、幅広い広報を行うことにより、受講申込者が前年度より79人増え、延べ426人でした。 子ども向けの啓発用冊子「安心消費生活ハンドブック」を新たに作成しました。また、東京都消費者行政活性化交付金を活用してペンケースやボールペンを作成し、啓発活動を行いました。	①消費者の年齢等の段階・特性に配慮して、各ライフステージに応じた体系的な消費者啓発・教育を行う必要があります。②幼児向けの消費者教育を行う必要があります。③消費生活推進員が、消費生活センターと協働で啓発に取り組み、知識を地域に還元できる人材として活躍できるよう、フォローアップの機会を設けて支援します。④団体活動助成を適切に活用してもらえるよう働きかけ、より効果的な啓発を行います。	B	—	拡充	消費者被害防止と自立した消費者の育成のために、各ライフステージに応じた体系的な消費者啓発・教育を行います。
	156	消費生活相談室運営		消費生活相談員が消費者トラブルに対して助言等を行い、消費者被害の回復と未然防止を図ります。	消費生活相談員が、消費者からの苦情等に対して専門的知見に基づいて、適切かつ迅速に苦情の処理の斡旋や助言等をして問題解決を図ります。また、区内施設及び区内教育機関に出向き消費生活相談と共に啓発活動を行うにより、消費者被害の未然防止・被害拡大を防ぎます。	①平成25年度の相談件数は1,647件で前年度より86件増加しました。相談員が問題解決のために斡旋や交渉、調整をした回数は4,098回(相談1件につき平均2.5回)でした。そこで複雑・長期化する相談に対し、より効果的な対応をするため、各種研修へ積極的に参加し質の向上に努めました。 ②相談員のための弁護士相談と専門家相談を引き続き実施しました。弁護士や専門家から助言を得ることで、相談者に対し専門的な知見から助言することができ、より迅速且つ適切に解決することができました。	複雑・長期化する相談に、より適切に対応するため、各種研修会への参加、弁護士や専門家への相談を今後も継続し、相談員の能力向上に取り組むことが必要です。また、より多くの区民に消費生活センターを周知し消費者被害の未然防止・被害拡大を防ぐため、区民の身近な施設へ出向き、消費生活相談と共に啓発活動を実施する必要があると考えます。	B	—	拡充	能力の高い消費生活相談員の育成をすると共に、消費生活センターの周知と被害の未然防止・拡大防止のための相談体制を整えます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	157	大学連携の推進	文京区アカデミー推進計画	区内に多くの大学が存在するという特徴を活かし、区と区内大学が様々な分野において相互に連携・協力することにより、文京区の魅力を高めていきます。	区内大学の連携担当者会議や学長懇談会など、区と大学との連携を進めていく会議体等を、これまでに引き続き設けていきます。また、大学連携推進検討会を設置し、より具体的な連携のあり方を検討して行きます。	区と区内大学・短期大学及び大学間の連携等を一層進めていくために、各大学の事務担当者が出席する「地域連携担当者会議」を7月と12月の2回実施し、大学連携について意見交換・情報共有を行いました。 1月には、区内大学学長懇談会を開催し、「大学が考える地域貢献」を議題として、大学連携の一層の推進に向け、大学と区の意見を相互に交わしました。 また、大学連携に関する庁内会議を設置し、大学連携についての区の考えを集約できる場を整えました。	地域連携や地域貢献に対する各大学の考えや姿勢に異なりがあるため、今後は大学連携の取り組みについて、各大学と区が共通イメージを持つことが必要です。	B	—	現状維持	区内大学地域連携担当者会議及び区内大学学長懇談会を引き続き実施していきます。また、大学連携検討会及び庁内大学連絡会を設け、連携を進める場を整えます。
	158	生涯学習一日体験フェア	文京区アカデミー推進計画	生涯学習の機会について区民に幅広く情報提供するとともに、サークル活動発表等「学び」の成果を発表する場を提供し、区民の生涯学習活動への参加を支援します。	文京アカデミア講座の企画協力団体等が一堂に集い、講座の内容紹介、学習相談、学習情報の提供及びサークル活動の成果発表の場となる生涯学習一日体験フェアを実施します。	参加大学・団体数は79団体、来場者数は1,389人に及び、盛況でした。 来場者アンケートの結果も良好で、生涯学習講座の紹介やサークル活動の成果発表の場としての役割を果たしています。	より多くの区民に対して生涯学習の機会について情報提供するために、一層周知に努める必要があります。 参加団体からは、開催日増を望む声がありますが、費用対効果の面や実行委員会の体制等について、検討する必要があります。 また今後も、学習相談コーナーの設置等を通じて、生涯学習活動に対する支援に努めてまいります。	A	—	現状維持	事業内容は概ね現状を基本とし、コストは現状維持しつつ、効果的なPRによりさらなる周知に努め、来場者数の増加を図っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	159	生涯学習支援者の育成及び活動機会の提供	文京区アカデミー推進計画	地域の生涯学習のリーダーとなる「文の京生涯学習司」、地域文化事業に貢献する「文の京地域文化インタープリター」、アカデミア講座の運営を支援する「文京アカデミアサポーター」など、生涯学習支援者の育成やスキルアップを図るとともに、活動機会の提供・充実を図ります。	生涯学習支援者を育成する講座や育成した人材が一層のスキルアップを図ることができる講座を実施します。 また、生涯学習支援者が連携を深め、活動できる機会を設けます。	サポーターは新規登録21名を加え、累計148人となったほか、学習支援者を対象とするスキルアップ講座や連絡会を開催しました。 また、生涯学習司やインタープリターが企画運営を行う特別公開講座や生涯学習支援者が企画運営を行う生涯学習一日体験フェア、インタープリターが企画・制作を行う企画展「徳川慶喜生誕・終焉の地ぶんきょう」を開催しました。	生涯学習支援者の活動の場について、引き続き拡充を図る必要があります。生涯学習支援者は、企画展や各種生涯学習講座の実施・運営に携わり、今後も育成した人材のスキルアップを図る機会や、活動機会の提供を行っていく必要があります。	A	—	拡充	生涯学習司とインタープリターの養成は、隔年で実施していきます。なお、インタープリター養成講座は平成24年度以降休止していましたが27年度から再開します。
	160	大学・企業等との協働の推進	文京区アカデミー推進計画	大学、企業及び団体と連携した事業を展開し、区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供します。	大学の学習環境や高度かつ専門的な知的財産を活用するため、大学プロデュース特別公開講座（大学学長講演会）を実施します。 また、企業や団体の社会貢献事業を積極的に誘致し、メセナ講座・講演会を実施します。	大学プロデュース特別公開講座を2回、メセナ講座・講演会を4回開催しました。 受講者に対するアンケートの結果も良好でした。	大学及び企業等との連携が不可欠です。大学については、生涯学習担当者連絡会等を通じて、今後も引き続き連携の強化を図ります。 企業・団体等についても、引き続き新たな協力先の開拓に努める必要があります。	A	—	改善・見直し	大学との連携を強化するとともに、企業・団体等について、文京区CSR活動意見交換会の場を活用するなど、コストは維持しつつ、新たな協力先の開拓に努めていきます。
	161	文京アカデミア講座（生涯学習講座）	文京区アカデミー推進計画	区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供するとともに、いつでも、どこでも、誰でも学習できる機会の充実を目指し、区民の生涯学習活動への参加を支援します。	地域、文学、歴史・社会、芸術、くらし、語学、健康・スポーツなどバラエティに富んだ内容の講座を提供するとともに、大学等各種提案主体の特長を活かし、受講者の満足を得られる講座を提供します。また、資格取得キャリアアップ講座やe－ラーニング講座など、多彩なメニューを提供します。	指標ごとの講座の実施回数に増減はありましたが、講座全体では、概ね計画数を達成できました。 受講者アンケートでは、ほとんどの講座で80％を超える満足度に達しており、講座内容は充実しています。	勤労者や子育て世代の需要にも応えていくため、こうした世代のニーズを考慮した内容や開催日時の講座を実施していますが、更に充実させる必要があります。	B	—	現状維持	講座内容や開催日時など区民ニーズにあった講座を実施していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	162	インターネット施設予約システムの更新	文京区アカデミー推進計画	施設利用者に対して更に利便性・操作性に優れたサービスを提供するとともに、システムの処理機能を見直すことで施設管理者の事務処理の一層の効率化を図ります。	施設予約システムに対する、利用者・施設管理者の双方の要望を把握し、それらを適切に反映できるよう更新を行います。			—	—	現状維持	平成27年度　システム委員会協議・予算要求 平成28年度　更新 平成29年度　更新後システム稼働
	163	アカデミー向丘の整備	文京区アカデミー推進計画	旧六中跡地に建設される複合施設の一部として、生涯学習施設アカデミー向丘を整備し、区民の学習・文化活動の場の充実を図ります。	「文京区立第六中学校改築基本構想」に基づき、第六中学校の全面改築に伴い、複合施設の一部としてアカデミー向丘を整備します。			—	—	現状維持	平成27年2月竣工 平成27年3月開館
	164	生涯学習情報の一元化及び相談拠点の整備	文京区アカデミー推進計画	区民がいつでも、どこでも生涯学習に参加できるように、様々な主体が実施している生涯学習事業の情報を一元化するとともに、気軽に相談できる窓口などの情報拠点を整え、一人ひとりの知識や意欲に応じた「学び」との出会いを支援します。	区ホームページと指定管理者、大学等と関連情報の相互リンク等を推進し、情報のネットワーク化を図るとともに、相談拠点を設けます。 また、情報紙の発行に対する補助や、ホームページ、パンフレットによる情報提供を行います。	生涯学習活動について、情報紙（スクエア）や講座案内、ホームページや区報等を通じて情報提供に努めました。 また、生涯学習一日体験フェアに学習相談コーナーを設け、区民の生涯学習活動に対する支援を行いました。	生涯学習活動について、従来の情報提供方法に加え、区ホームページを起点とする情報のネットワーク化を図ることで、区民に対する一層の情報提供に努める必要があります。	B	—	拡充	情報収集体制及び学習相談拠点の整備に向けた具体的な検討を行います。また、社会教育団体の情報をホームページで閲覧可能にすることで、幅広い活動周知を行います。
	165	図書館におけるICTサービスの拡大		利用者がインターネットを利用してホームページから図書館資料の検索・予約等を円滑に行うことができるよう、また、図書館職員が図書館システムを活用し業務の効率化を実現できるようシステムを適切に運用・管理する事により、利用者サービスの向上等を図ります。	平成27年度の図書館システムのリース期間満了に伴い、スマートフォンやタブレットなどの新しい端末やユーザインタフェースに対応した、利便性の高いシステムにバージョンアップを行います。	延滞資料の督促メール本文に、資料番号に加え資料名も表示させることにより、利用者がその対象となる資料を探しやすくしました。	利用者を待たせない窓口業務や予約・検索などの利用者サービスが快適に行えるよう、他の通信量に影響されない帯域保障の回線に変更する必要があります。 図書館ホームページにセキュリティを考慮しつつログイン保持機能を追加し、複数本の予約等の処理手順を簡素化する必要があります。	—	—	改善・見直し	スマートフォンなどの新しいユーザインタフェースを持った機器に対応した、利便性の高い図書館システムやホームページにバージョンアップします。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	166	文京区立図書館のサービス向上		多様なニーズに応えて、真砂中央図書館の中央館機能の充実を含む区立図書館のサービスの向上を図ります。	平成26年5月に出された「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書」を踏まえ、真砂中央図書館の改修工事を含む図書館サービス向上となる事業を進めます。			—	—	現状維持	新たな利用者サービスを検討し、より一層の図書館サービスの充実を図ります。
	167	区制70周年記念事業「文京区史」の発行		平成29年3月に区制施行70周年を迎えるにあたり、文京区誕生から今日に至るまでの歴史を後世に記録するとともに、70年の歩みを振りかえり、将来に向けた本区のさらなる発展の指針とします。また、区民の郷土に対する関心と愛着を深め、今後の魅力あるまちづくりに資することを目的として新たな『文京区史』を刊行します。	平成29年度の文京区史の発行にむけて、編さん作業を進めていきます。本年度は、広く区民の理解と協力を求め、資料の提供を呼びかけます。また、区史編さんを推進するため、区民と行政との協働で協議を行うために文京区史編さん委員会を設置するとともに、全庁的な連携・協力体制の構築と、委託業者の活用により、事業を円滑に進めていきます。			—	—	拡充	学識経験者や区民委員等を含めた区史編さん委員会を立ち上げ、区史編さんに関する協議を進めていきます。また、編さんに係る支援業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定し、編さん業務に着手します。
	168	文の京ゆかりの文化人顕彰事業		平成24年度は森鷗外生誕150年記念事業、平成25年度は徳川慶喜没後100年記念事業を実施し、顕彰を行いました。それらを契機として、文京区に足跡を残した様々な分野の代表的文化人を顕彰し、本区の多様な文化的資源の継承、発掘及び情報発信を進めます。	顕彰の対象は、その年度が記念の年（生誕、没後等）にあたる文化人を中心に行います。文化資源担当室においては、朗読コンテスト、歴史講座（講演会）、史跡めぐり等の事業を企画、開催します。また鷗外記念館のミニ展示、文化事業係における企画展、観光担当が行う施設整備等とも連携して顕彰事業を行います。			—	—	現状維持	ゆかりの文化人を顕彰することにより、文の京の文化資源を広く発信し、普及させていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	169	文化財行政の推進		区民の文化財についての関心を高め、郷土愛を醸成するため、区指定文化財の指定と周知及び埋蔵文化財の有効活用を図っていきます。	①文京区文化財保護審議会を開催し、区指定文化財の指定を推進するとともに、区報等にて広く周知します。 ②子ども考古学教室を開催し、区内に在住する小学生を対象に、埋蔵文化財について学び、体験する機会を提供します。	文京区文化財保護審議会を年4回開催し、区指定文化財を3件指定し、総計で80件となりました。	区指定文化財を広く周知していくとともに、活用方法について検討していく必要があります。	—	—	拡充	区指定文化財の指定は今後も継続していくとともに、子ども考古学教室を平成26年度から展開していきます。
	170	アウトリーチ事業	文京区アカデミー推進計画	身近な施設で優れた芸術文化に直接触れ、参加する機会を提供することにより、区民の芸術文化に対する理解や関心を深めます。	小・中学校や地域の文化施設など、身近な施設に演奏家等が出向き、ミニコンサートを開催します。また、コンサートの中で参加者が演奏に参加し、芸術文化に触れる機会を設けます。	平成25年度は、ｱｳﾄﾘｰﾁ事業として、提携団体である東京ﾌｨﾙﾊｰﾓﾆｰ交響楽団及びｼｴﾅ･ｳｨﾝﾄﾞ･ｵｰｹｽﾄﾗによる「出前ｺﾝｻｰﾄ」を区立小中学校4校にて実施し、児童・生徒など887人に鑑賞いただきました。 また、ﾐｭｰｽﾞﾈｯﾄ加入施設2か所でｺﾐｭﾆﾃｨｺﾝｻｰﾄを実施し、427人に鑑賞いただきました。	小学校・中学校での「出前ｺﾝｻｰﾄ」について、児童・生徒だけでなく近隣住民の皆さんにも広く周知し、鑑賞いただける工夫を高めていく必要があります。 また、子どもから大人まで楽しみながら参加し、音楽や芸術に対しての関心を高める「体験型」の企画をより一層充実させる必要があります。	A	—	現状維持	区内小中学校やミューズネット施設でのアウトリーチ事業、太鼓ワークショップ等を実施します。
	171	シビックホールでの文化芸術振興事業	文京区アカデミー推進計画	優れた芸術鑑賞事業や区民参加型の事業を実施することにより、区民が文化芸術に触れ、体験できる場を提供します。また、事業を通じて芸術文化の振興を図ります。	事業協定を結ぶ芸術団体による芸術鑑賞事業や区民参加型事業をシビックホールにおいて実施します。	東京ﾌｨﾙﾊｰﾓﾆｰ交響楽による公演を3回実施、来場者は延べ4,604人でした。ｼｴﾅ･ｳｨﾝﾄﾞ･ｵｰｹｽﾄﾗによる公演は1回実施。来場者1,688人（大ﾎｰﾙ） 東京ﾌｨﾙとシエナによる子ども向けｺﾝｻｰﾄを2事業4回実施。来場者延べ1,185人（小ﾎｰﾙ） 区民参加演劇は14人が受講、延べ83回の講習を経て成果を発表。公演は2回実施。来場者延べ498人（小ﾎｰﾙ） 区民参加ｵﾍﾟﾗは111人が受講、延べ52回の講習を経て成果を発表。来場者数1,292人（大ﾎｰﾙ）	区民に「文京シビックホール」をより一層身近に感じていただくため、事業協定を結ぶ芸術団体を持つ強みを最大限に活かしたオリジナル企画を今後も継続することが必要です。 また、既存の広報手段に加え、ツイッターやフェイスブックなど、ソーシャルネットワークサービスを効果的に活用し、ホールへ足を運んでいただくための情報発信を一層強化する必要があります。	A	—	現状維持	東京フィルによるクラシック公演を3回、シエナによる吹奏楽公演を1回、東京フィルとシエナによる子ども向け公演を2事業計4公演、区民参加オペラ及び区民参加演劇を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	172	文化祭／各種発表会／若手芸術家支援		受け継がれてきた伝統芸能を始めとする多様な文化の次世代への確実な継承と、後継者育成を目的に各種発表の場を提供し、区民の文化・芸術活動の支援と、普及・発展を図ります。 併せて、若年層を中心とした新たな文化発信を目指し、ジャンルを超えた交流等を積極的に図ります。	現在の文化育成事業を適宜見直しながら、継続的に実施するとともに、若年層をターゲットとした企画から運営までも自らが実施するイベントの開催を目指します。	文化・芸術の普及と発展を目的に、区内の各文化団体や大学等との協働により事業を実施しました。 配布物の作成部数・配布箇所を精査したほか、大学生を中心とした若年層へ直接的に周知したことで、新たな参加者の確保、多世代による表現者・鑑賞者の交流の活性にも繋がりました。	文化芸術の確実な継承と発展のため、概ね40歳以下の参加者と次世代を担う人材の確保・育成が必要です。 同時に、享受する側の育成も重要であることから、ライフステージに合わせた鑑賞・参加機会の充実と、他地域を含めた情報収集と発信に努める必要があります。	A	—	現状維持	各団体の自主的な運営を促進するとともに、、区内大学を始め地域と連携することで、人材の発掘や新たな企画の発案、潜在的な参画希望者の確保に努めます。
	173	スポーツ交流ひろば（スポーツ開放）事業の充実		区民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる場所を提供するため、区立小・中学校の施設を利用して行っているスポーツ交流ひろば事業を充実させます。	新しい競技の実施や事業の運営内容の見直しを行い、区民の誰もが、いつでも気軽に参加できる環境づくりを進めていきます。 区、指導員（運営委員会）と学校の三者間の連携を強化する中で、実技指導の内容充実や利用者の安全確保に努めるなど、必要な体制づくりを整えていきます。	25年度は区立小・中学校18校で開放を実施しました。直営校8校、自主運営校10校です。開放日数は延べ1457日、利用人数は延べ32,044人です。 また、夏季休業期間を利用して、2校でプール一般開放を実施しました。開放日数は、延べ12日、利用人数は述べ955人です。なお、プール団体開放は、6団体で実施され、参加者は1,109人でした。	開放校及び種目の拡大について検討する必要があります。 学校・運営委員会との連絡・調整を円滑に行う必要があります。 また、安定的に事業を運営するため、新たな指導員の確保が必要です。	A	—	改善・見直し	スポーツ交流ひろば事業の周知に努めるとともに、様々な面における事業の固定化を回避するよう努めます。事業コストの現状水準を保ちながら、事業の充実を図ります。
	174	スポーツ団体等協働事業の推進		区内に拠点を置く日本サッカー協会や読売巨人軍等のスポーツ団体やスポーツ企業、大学等のスポーツ関係団体等と協働し、区民にスポーツの魅力を伝え、スポーツへの関心を高めるとともに多様なスポーツを行う機会を提供していきます。	・相互協力協定を締結している団体と、協力して事業を実施します。 ・スポーツ企業や大学等がもつノウハウやネットワークなどを既存の事業に反映させます。	平成25年度は、読売巨人軍区民特別感謝デー（観る・する）、ジュニアサッカー教室（する）、東大ア式蹴球部交流事業（する）、チェルシーレディースFC慰問（観る・する）事業を実施しました。 参加者数は延べ348名です。	・スポーツ団体等とのスケジュール調整を早期から行い、計画的に実施する必要があります。 ・スポーツ団体等との連携・協力により、スポーツ選手等とふれあえる事業の実施をさらに検討していきます。 ・教育関係機関等との連携・協力体制を引き続き整備していき、新たに他の大学や地元のクラブチームとの事業を検討していきます。	A	—	拡充	協定締結先にとどまらず、スポーツ団体や大学、地域の企業等との連携を強化し、既存事業への協力のほか、新規事業の検討等、多様な事業を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	175	スポーツセンターの改修		昭和61年10月の開設以来、およそ30年経過し、施設や設備の老朽化が進行しているスポーツセンターを、安全で快適にスポーツを行える施設へと創り変えていきます。	時間の経過により老朽化の進行した施設の改修、耐用年数を過ぎた設備の更新と合わせて、施設全体のバリアフリー化、地球温暖化対策や省エネルギー対策等へ対応した施設とするため、全面的なリニューアル（改修）工事を実施します。なお、改修にあたっては、平成26年度中にその概要を整理し、平成27年度から3年程度の期間をかけて行います。			—	—	現状維持	平成26年度　改修概要の整理（まとめ） 平成27年度　基本・実施設計 平成28・29年度　大規模改修工事
	176	スポーツ指導者の育成と活用	文京区アカデミー推進計画	スポーツ推進委員・スポーツリーダー及び区内スポーツ団体の指導者に対し、研修会や講習会を実施し、専門技術や指導力の強化を図っていきます。 区内のスポーツクラブ、地域住民のスポーツ団体等に技術向上のための支援を行い、地域スポーツの振興を図ります。	スポーツ指導者の資質向上のため、専門技術・メンタルトレーニング・指導方法・安全管理等の講習会を開催します。 スポーツ団体等に実技指導員（スポーツ推進委員またはスポーツリーダー）を派遣します。	25年度も、24年度から継続して障害者スポーツをテーマに指導者講習会を実施しました。第1回はパラリンピック日本代表選手にもお越しいただきシッティングバレーを行い、第2回はシミュレーション研修として、障害者とのスポーツの楽しみ方を学びました。参加者は延べ86名です。 延べ27団体（9種目）からスポーツ推進委員44単位、スポーツリーダー62単位、計106単位の派遣依頼がありました。 また、スポーツリーダーの任期満了に伴う、改選が行われ、若手指導者の参加を呼び掛けた結果、平均年齢が若返りました。	2年間にわたり障害者スポーツをテーマに指導者講習会を行いましたが、そこで学んだ内容を、実際の日常の指導の場で生かすことができるような展開をしていくことが必要であると考えます。 また、指導者派遣制度の利用も固定化されており、一般のスポーツ団体へも制度主旨を理解してもらえるよう、広報を行い、利用を推進することにより、スポーツへの技術向上や理解を深めていくことが必要です。	B	—	拡充	指導者講習会は障害者スポーツを少しずつ実際の指導現場に落とし込めるようにしていきます。指導者派遣の活用を図るため、広く周知します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	177	2020年東京オリンピック・パラリンピックの推進		2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会が決定したことから、区民のスポーツへの関心がより高まっています。こうした状況を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備等を行う庁内組織を設置し、気運醸成事業を推進するとともに、様々な整備を進めていきます。	・推進本部及び幹事会を開催し、庁内の横断的な対応により、取組体系を整備します。 ・庁内組織以外に町会等の関係団体を含めた実行委員会等の新たな組織を設置し、行政と区民等が一丸となって取り組む体制を整えます。 ・オリンピック・パラリンピック推進事業を実施し、地域全体の気運を醸成します。			—	—	現状維持	今後、地域等を含めた新たな組織を設置し、推進体制を整えます。また、オリンピック・パラリンピック推進事業を実施し、地域全体の気運を醸成します。
	178	観光リーフレットの作成	文京区アカデミー推進計画	文京区の様々な観光資源等を紹介するリーフレットを作成して無償配布し、一般観光客の区への誘致を図ります。	区内観光施設及び名所・旧跡等観光資源を紹介する観光リーフレット及び食に関するリーフレットを、文京区観光協会に補助金を交付して作成し、本区の魅力を紹介するとともに、文京区観光インフォメーション、シビックセンター展望ラウンジ、東京都観光情報センター及び花の五大まつり等の会場等で配布し、観光客の誘致を図ります。	各種まつり会場、観光ガイド事業、各種イベントの他、区外からの観光客誘致を目的に、地域情報センター（日本橋）を含め都内3か所及び東京ドームホテルなどにおいて配布等を実施しました。 それらの成果もあってか「観光ガイドマップおさんぽくん」は、地域情報センターにおいて都内第1位となり、多くのメディアにも取り上げられ、利用希望等の反響がありました。	リーフレットの評判はまずまずではありますが、成果が具体的に目に見えにくいものとなっています。 また、2020年オリンピック・パラリンピックに向けて外国人旅行者向けの施策等が課題となります。	A	—	現状維持	「おさんぽくん」「おいしゅうございまっぷ」とも毎年需要を勘案し、外国語版を含め、作成部数を適切に見直していきます。
	179	フィルムコミッションによる観光振興	文京区アカデミー推進計画	映像制作者を積極的に誘致し、ロケーション撮影を行うことを通じて、メディアを活用した区の情報発信を行うとともに、ロケ地見学など観光振興による地域の活性化を図ります。	ホームページやフェイスブック、ツイッターによる情報提供等により、映画、テレビドラマ、CM等の映像制作者を積極的に誘致し、ロケーション撮影支援を行うことを通じて、区の情報発信を行います。	映像製作者からの問い合わせは年間約120件となり、うち10件に撮影協力を行いました。区HP及びフェイスブック並びにツイッター等を活用し、広く情報発信を行いました。 区有施設等における撮影に関する取扱要綱を定め、区有施設等の撮影受入体制調査を行いました。	策定した要綱の安定的運用を行う必要があります。また、映像制作会社及び施設所管課等と密な相談及び協議を行うことで、事務手続き期間の短縮化を行います。 撮影相談・協力件数の増加にともなう業務の増加が課題となっています。	A	—	改善・見直し	区内ロケ撮影候補地に関する情報提供を行うとともに、映像制作者からの様々な問い合わせに対応します。区有施設等における撮影に関する取扱要綱を根拠に適切に審査、承認し、使用料の徴収を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	180	観光インフォメーションの運営	文京区アカデミー推進計画	まちあるきを行う来訪者に対して、旬の情報を迅速・適切に提供するため、観光インフォメーションを運営します。	観光インフォメーションにおいて、お客さまのニーズに的確に応える情報提供を行う。またシビックセンター展望ラウンジに映像設備を設置するなどし、まちあるきを行う来訪者が立ち寄る可能性がある区内の観光拠点を充実させ、情報発信機能を強化していきます。	森鷗外関連団体との協定締結に伴い、津和野町と観光資料を相互に配架するなど、観光客誘致の手段を広げました。また25階展望ラウンジの資料配架やポスター掲示のほか、広報課作成のDVDの放映により区内観光施設のイメージアップを図りました。	来所相談件数が増加する中で、狭い接客スペースでは待ち時間が長くなることもあります。また来所者のニーズに応じ、観光施設等のリーフレット数も増加しているため、資料配架の工夫やスペースの充実が必要となります。 なお、情報ツールの一つである観光関連のホームページについても今後改善・充実に向けた検討が必要です。	B	—	改善・見直し	観光インフォメーションや展望ラウンジにおいて、観光スポットやイベントの紹介など、引き続き適時適切な情報提供を行っていきます。
	181	観光ガイド事業の充実		来訪者を温かく迎え、本区を印象付ける魅力の一つとして、区民のおもてなしの心を醸成します。	区民を中心に観光ガイドを募集し、ガイド技術を十分に育成した後に、来訪者の依頼に応じて、区内観光スポット等を案内する事業を実施します。	スポーツ祭東京2013関連事業として、各会場をスタート地とした「国体応援ガイドツアー」を実施しました。 25年度より区内観光ガイドツアーを8コースに拡張しました。年々観光ガイドの認知度も高まり、25年度の参加者はのべ1000人を超えました。	ニーズの増に対して観光ガイドの人数不足が課題です。 そこで、26年度にはガイドボランティア、観光協会、区が連携し第3期養成講座の実施を実施し、現在のおよそ2倍の人数のガイドボランティアを目指します。	A	—	拡充	観光客の幅広いニーズに応えるため、未開発エリアでのルート開拓や、観光ガイドの質の向上、需要に充分対応できるだけの人数確保に努めます。
	182	文の京の観光促進タウンガイドミーティング	文京区アカデミー推進計画	多様な個人及び団体が自由な意見・アイディアを提案、議論して、観光客のニーズ把握や誘致施策の課題等を明らかにし新たな発想のもとで観光まちづくりを推進します。	観光の専門家である学識経験者や、旅行業者、観光関係団体等の職員等による会議体を設置し、区内の観光資源の活用と魅力発信、おもてなしの心の醸成と環境整備、観光を通じた地域や産業の活性化の推進、効果的な観光施策のための各主体の連携手法等について議論します。			—	—	現状維持	2年程度をかけ、多様な主体が区の観光に関する事項について自由な意見・アイディアを提案・議論します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	183	文京花の五大まつり等の支援	文京区アカデミー推進計画	地域の町会・商店会等で組織する各実行委員会が行う「文京花の五大まつり」（さくら、つつじ、あじさい、菊、梅）及び「文京朝顔・ほおずき市」「根津・千駄木下町まつり」の宣伝・広告及び実施に要する経費の一部を助成することを通じて、地域の発展と活性化及び観光客の誘致を図ります。	各まつりの宣伝・広告及び実施経費の一部を、町会や商店会等を中心に組織された実行委員会に助成します。	東京丸の内や御茶ノ水の観光インフォメーション施設等へのまつりポスターやパンフレット掲出など、特に区外の観光客向けに広報を拡充しました。また、まつり期間中に複数回区HPやツイッターで花の開花やイベント情報を発信することにより、まつりの機運を盛り上げました。	引き続きまつりや地域の魅力を効果的にPRしていきます。また、まつりに訪れてくれた来訪客に、区内の別な各観光名所等への来訪意欲を促進する取組等を検討する必要があります。	C	—	現状維持	観光客の誘致と地域の活性化につながるよう、花の五大まつり、朝顔・ほおずき市、下町まつりの各実行委員会に運営経費の一部を助成して実施しています。
	184	国際理解推進事業	文京区アカデミー推進計画	多くの区民が外国と触れ合う機会や経験を持つ今日、区民が国際理解を深め、国際社会の一員として、世界に目を向け、外国人を受け入れる意識を共有をしていきます。	区内の大学等で多くの留学生や外国人研究者が学んでいる特性を踏まえ、大学、事業者、国際交流団体等と連絡し、様々なテーマによる国際理解を進める講座を開催します。	「ドイツ」をテーマとして、クリスマスの時期の料理、ライフスタイルなどの生活文化面について、講義、実習を通して、ドイツの文化について理解を深める講座を実施しました。文京区はドイツのカイザースラウテルン市と姉妹都市提携を結んでおり、25周年の記念の年でもあったので、その機運を盛り上げ、姉妹都市を知るきっかけにすることもできました。	講師の人気もあってか、たくさんの受講申し込みがあり、出席率も高かったです。しかし、せっかくの周年時期であったので、ドイツを切り口として、さらに姉妹都市交流に結び付ける仕組みづくりにつなげられるよう、一工夫に課題が残りました。	A	—	現状維持	今後も、テーマに合わせて開催していきます。
	185	山村体験交流事業協力		充実した山村体験交流事業が実施できるよう協力することにより、区民が自然とのふれあいや魚沼市民との交流を楽しめる場を確保し、自主的交流への発展及び山村体験宿泊施設の活用を図ります。	山村体験宿泊施設の運営事業者が実施する区民を対象とした田植え・稲刈り・川遊び・雪遊び等の山村体験交流事業を25年度は16種計20回実施し、区はそれらの事業に協賛しました。それを踏まえ、参加者募集にかかるチラシやポスターの作成、区報掲載、HP、ツイッター及びフェイスブックでPRを実施していきます。	申込者数が参加定員を上回った事業は9回ありました。 参加された区民からは、事業の内容については喜ばれているので、そういった声をHPに掲載し、ツィッターやフェイスブックでのPRも行いました。 また、現地スタッフは事前の準備をしっかりと行い、事故の無いよう安全に事業が行われるように取り組みました。	申込者が少ない事業については見直しを行い、老若男女が自然と触れ合うことのできる事業を新たに企画していく必要があります。 また、平日の宿泊者をターゲットとした事業などの企画も計画していく必要がある。	B	—	現状維持	区民に山村体験（田植え、稲刈り、川遊び、雪遊び等）の場と魚沼市民との交流の機会を提供していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	186	協定締結都市等との文化交流事業		協定を締結している自治体と協働し、平時における市民レベルの文化交流の活性化を図るとともに、相互の地域振興を図ります。	各自治体の文化や特色ある伝統芸能の紹介のほか、幅広い交流により、自治体間における市民レベルの文化的交流の活性化と、パートナーシップの領域を拡大します。			—	—	現状維持	文京区の魅力の全国への発信と併せ、ニーズを的確に把握し、文化交流を通した地域活性化を推進します。
	187	国内交流の推進		他の地域や文京区が持つ魅力を発信するとともに、区民が国内の人々と交流を深める機会を提供することで、互いの魅力を高め合うまちを目指します。	本区ゆかりの文人とのつながりなどから、各種協定を結ぶなど、友好関係にある自治体と物産展での出店や相互訪問、文化交流等を実施します。友好関係にある自治体との相互PRに努め、個人や団体で行き来できる機会を増やし、区民の交流を深めます。	①庁内において区の友好交流に関する今後の方針等の意思統一を図ることができました。 ②石岡市への視察後、区登録消費者団体や町連婦人部などの同市への見学や、同市の統計調査員の区への視察・研修など、交流関係が広がっています。 ③国内友好交流に関するホームページを作成し、友好関係にある自治体のPRを行いました。	①住民レベルの交流を促進するため、相互に訪問した際にメリットを感じられるような取組を検討していく必要があります。 ②ホームページのレイアウト等をより見やすくするほか、自治体の情報提供についても積極的に行っていく必要があります。	—	—	拡充	友好関係にある自治体との情報交換などを行い、住民同士まで交流関係が広がるような方法を検討していきます。
	188	海外都市との交流事業		姉妹都市カイザースラウテルン市をはじめ、海外都市とのさまざまな交流を通して幅広く交流し、区民の友好、相互理解を深めます。	姉妹都市カイザースラウテルン市とホームステイ生徒交換事業を中心とした各種交流事業の外に、他の海外都市とも機会ととらえて訪問団の派遣や受入を行い、交流を進めていきます。	姉妹都市提携25周年を迎えたカイザースラウテルン市との交流では、文京区から区民訪問団の派遣を行った。一方、ホームステイ生徒の交換事業では、事業の見直しを行ったことにより、希望する生徒が増加するなど課題であった事柄に成果を残せました。 その他の海外都市との交流では、北京市昌平区からの訪問団の外、トルコ、イスタンブール市ベイオウル区からも訪問団があり、今後の交流に向けたきっかけが作れました。	姉妹都市カイザースラウテルン市とは、交流協定の見直しの検討をするなどしながら、交流を促進していく必要があります。 北京市昌平区とは、交流実績を増やしていく必要があります。ソウル市松坡区との交流は、先方の人事異動等以降、スムーズに進まなくなっています。今後の連絡のあり方など展開には課題があります。 一方、イスタンブール市ベイオウル区からは、訪問団派遣の要請がありました。今後の交流促進に向けて検討を行います。	—	A	拡充	新たな交流の手法などを検討しつつ、姉妹都市や海外の都市との交流を一層進めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	189	外国人参加型交流事業	文京区アカデミー推進計画	国内外の垣根を越えて、交流の輪を育むことで、たくさんの人たちとふれあい、多種多様な文化や考え方を尊重し、相互理解を深めていきます。	外国人や留学生が、地域行事やボランティアなど、区内で実施されるさまざまな事業に参加できる機会を提供し、区民・外国人の交流と相互理解を進める事業を行います。	地域活動連携事業では、始めて英語落語の会を実施したほかに、昨年に引き続き子ども向け行事と留学生との国際交流など文京区らしい事業を実施しました。 国際交流フェスタでは、新たな団体の参加もあり盛況な内容となりました。 英語観光ボランティアによるガイドツアーは、2回実施しました。その他、ボランティア主催のツアーも複数実施されました。インターネット申し込みも運用が始まっています。	国際交流フェスタは、アカデミー推進部に係る横断的なイベントとして実施できないか検討します。 ボランティア主催の英語ガイドツアーのインターネット申し込みを始めましたが、Webサイトのアクセシビリティ向上やコンテンツを充実させるなど、集客に結び付ける工夫が課題です。 2020年オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、国際理解の推進を更に進めていく必要があります。	A	—	現状維持	地域の団体、大学、ボランティア等と連携を密にしながら各事業を展開します。
まちづくり・環境	190	地区まちづくりの推進	文京区都市マスタープラン、 根津駅周辺地区まちづくり基本計画、 後楽二丁目地区まちづくり整備指針	根津駅周辺地区では、まちづくり基本計画に基づいたまちづくりの実現に向けて、関係権利者の合意形成を図りながら、まちづくりの手法等を検討し、地域特性を活かした「協働・協治」のまちづくりを目指します。 その他まちづくりの機運がある地域において、都市マスタープランの実現に向けた、区民主体のまちづくりの推進を図ります。	根津駅周辺地区では、計画実現に向けて地区計画等の具体的手法を検討するとともに、区民等と協働したまちづくりの機運を醸成します。 その他の地域では、住民の要望に応じてまちづくりコンサルタントの派遣等を行い、住民主体の地域まちづくりを支援します。	根津駅周辺地区で、ワークショップやアンケートによる意見募集等を行い、区と地域住民がともに地区のまちづくりについて検討しました。	根津駅周辺地区では景観形成重点モデル地区事業との整合や相乗効果を図る手法について検討しています。	—	A	現状維持	根津駅周辺地区では地区計画等の検討を進め、地域の理解や協力を得られるように努めます。関係部署との連携を意識し、連絡・調整を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	191	再開発事業助成	文京区都市マスタープラン、シビックセンター周辺地区・茗荷谷駅周辺まちづくり基本計画、後楽二丁目地区まちづくり整備指針	土地の細分化や老朽化した木造住宅の密集による住環境の悪化や、大震災等の災害時に被害の増大が懸念される既成市街地に対し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適なまちづくりを推進します。	事業施行者に対し、広場空間の確保の整備や災害時における一時避難場所としての防災機能の整備（防災倉庫・非常用トイレ）を指導します。また、これらの施設整備等に要する費用の補助を行うとともに、都市再開発法令等に基づき、適切に事業が遂行されるように指導・助言を行い、市街地再開発事業を推進します。	春日・後楽園駅前地区は、権利変換計画認可に向けて、権利変換計画書の作成を行いました。	都市計画決定時の方針の実現と事業の円滑な推進のため、今まで以上の取組が必要になります。今後も理事会等に出席して情報収集に努め、適切な進行管理を行っていきます。	—	A	現状維持	春日・後楽園駅前地区では、権利変換計画認可に向けて事業を推進して行きます。
	192	景観まちづくりの推進	文京区景観基本計画	区民、区及び事業者が協働し、文京区景観計画に基づく文京区の魅力を生かした個性豊かな景観づくりを推進します。	景観づくり条例に基づく景観事前協議及び景観法に基づく行為の届出により、一定規模以上の建築物、工作物、広告物などに対し、色彩や形態意匠などが周辺のまち並みに調和するよう指導・誘導しています。 普及啓発事業としては、景観形成に貢献している建物や地域活動などを表彰する文の京都市景観賞や、区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうためのまち並みウォッチングを実施しています。また、根津景観形成重点地区の指定に向けて、更なる普及啓発を図ります。	①景観行政団体に移行し、文京区景観計画を策定しました。 ②景観事前協議の届出物件数は182件でした。良好な届出率は57%でしたが、きめ細かく指導・誘導を行うことができました。 ③文の京都市景観賞では過去最多の応募があり、まち並みウォッチングでは参加者の好評を得て2回開催しました。 ④根津景観形成重点地区の指定に向け住民とのワークショップ5回、住民説明会2回、パブリックコメント1回を実施しました。	①文京区景観計画に基づき、良好な景観事前協議届出率の向上を図ります。また、事業者に対して本制度の周知徹底を図り、景観形成への配慮を求めていきます。 ②根津景観形成重点地区の指定に向け、景観への住民意識の高揚を図ります。 ③文の京都市景観賞については、周知の対象を広げ、更なる普及啓発に努めます。	B	—	拡充	平成25年度に景観行政団体に移行し策定した文京区景観計画に基づき、今後は文京区の景観特性を生かした景観形成のための普及啓発を推進していきます。
	193	文京区バリアフリー基本構想の策定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者、管理者が連携しながらソフト面・ハード面の一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進していくために、バリアフリー基本構想を策定します。	区全域を対象としたバリアフリー基本構想の27年度末の策定を目指し、26年度は基本構想の方向性を定めるとともに、基礎調査、重点整備地区の候補地区抽出、27年度に開催する協議会の委員選定等を行います。			—	—	現状維持	平成26年度、27年度の2か年において検討及び協議を行い、バリアフリー基本構想を策定します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	194	バリアフリーの道づくり		高齢者や障害者等を含むすべての人が安全かつ快適に利用できる道路に整備します。	平成12年度に、既存の歩道や階段等の現況調査を行い、障害者等の利用に支障となる3,969か所を抽出しました。この調査結果を基に、必要性の高い所から順次整備を進めていきます。	本郷七丁目1～湯島四丁目1（区道文台第2号）、小石川四丁目20～7（区道第895号）、本郷三丁目26～22（同834号）の3路線の道路工事によりバリアフリー化を推進しました。事業実施から平成25年度末までに計2,757か所の改善を行い、道路の安全性を高めました。 （平成25年度施工分） ○歩道巻き込み部等の段差、勾配の改善68か所　○歩道内の障害物移設、撤去63か所　○視覚障害者誘導用ブロックの設置42か所　○その他2か所	優先順位の高い路線から順次、計画的に整備を進めているが、道路の地形的・物理的な条件等からバリアの解消が難しくなってきている。今後は、新たな整備手法や対策の検討が必要となり、バリアの解消に時間を要します。	C	—	現状維持	現況調査の結果及び道路アセットマネジメント基本計画に基づき、路線単位で整備を進めていきます。
	195	マンション管理適正化支援事業	東京都住宅マスタープラン、 東京都地域住宅計画、 文京区住宅マスタープラン	管理組合や区分所有者に対して、マンション管理の適正化、円滑な建替え等を推進し、安全で快適な居住環境を確保します。	セミナー等を開催し、マンションの維持管理に関する情報や知識を提供します。 管理組合等にマンション管理士を派遣し、問題解決のための助言等を行います。	①セミナー等には延べ146人の参加者が集まり、アンケートでは、「参考になった。」「問題が解決した。」等の声が寄せられました。 ②相談員派遣や管理個別相談等では、報告書や開催場所などで、専門家の意見を聞くことができる機会は滅多にないので、非常に助かるといった意見をいただき、マンション管理の適正化を進めることができました。	①マンションの管理組合や区分所有者が抱える多様な問題に対して、適切なアドバイスを行うため、実績（参加者数、件数）の向上を図る必要があります。 ②マンション管理の実態等の現状把握を進める必要があります。	B	—	現状維持	管理組合が気軽に制度を利用できるよう周知し、制度を整備していきます。
	196	文京区公園再整備事業	公園再整備基本計画	身近に緑や水に親しむことのできる区立公園または児童遊園を、より安全・安心で快適なものとしていくため、公園再整備基本計画に基づき、計画的に公園の再整備を行います。	公園再整備基本計画に基づき、個別の公園の再整備プランを作成し、意見交換会やアンケート調査などにより、地域の意見を反映させた公園づくりを行います。	25年度に公園再整備基本計画に基づき、千石公園と白山一丁目第二児童遊園の意見交換会を実施し、区民の意見を集約して、再整備プランを策定しました。また、前年度に整備プランを策定した富士前公園と井上児童遊園は、全面改修工事を完了し、見通しの良い明るい公園となって利用者が増加しています。	地域住民や多年代の公園利用者のニーズに適した公園づくりを行うため、意見交換会開催やアンケート調査などを実施し、多くの意見を集める必要があります。	A	—	現状維持	公園の全般的な課題を解消し、地域特性に配慮した公園づくりを行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	197	新江戸川公園からはじめる緑と歴史のまちづくり		新江戸川公園の整備（松聲閣改修を含む）を中心に、周辺地域の道路環境、他施設との連携等を重視した一体感あるまちづくりを行い、目白台地区を活性化します。	・歴史性を活かしつつ、区民に親しまれ利用しやすい公園施設となるよう、松聲閣整備工事を実施します。 ・歴史性を活かし、庭園の価値や魅力を高めるよう、新江戸川公園調査・設計及び工事を実施します。	「松聲閣」について、歴史性を活かしながら耐震改修を行うとともに、集会所や休憩所を整備して、区民に親しまれる利用しやすい公園施設となるように設計しました。	「松聲閣」整備工事の工事費については、労務単価が上昇していることから再精査の必要があります。 また、公園整備については、地域の要望や周辺観光施設の意見を取り入れて整備計画に反映させる必要があります。	A	—	拡充	基本計画及び実施設計を完了させ、新江戸川公園の改修工事を実施します。
	198	コミュニティバス運行		区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。また、病院・福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことで、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出します。	運行事業者と連携を図りながらコミュニティバス（2路線）の安定的運行を推進するとともに、地元住民・企業等が中心となる沿線協議会の運営支援等を行います。	①コミュニティバス事業への評価や課題整理等の基礎資料とするため、区民アンケート調査を実施しました。 ②バスの利便性向上や沿線地域の活性化に取り組む組織である沿線協議会の公募委員を中心に、PRのための各種イベント等を実施しました。 ③利用促進のため、ルートマップの作成や、沿線上のサービス協力店を拡充しました。	①運行開始から8年目を迎えている千駄木・駒込ルートの車両について、計画的に更新を行っていく必要があります。 ②事業収入増加のため、協賛企業・団体の拡充等を図る必要があります。 ③バス利用者確保のため、PR活動等の取組みを引き続き行う必要があります。	B	—	改善・見直し	コミュニティバスの安定的運行のため、PR活動や協賛企業の拡充を図るなど、運行事業者への側面的支援を継続します。
	199	公害防止指導	アスベストの事前分析調査費用の助成事業	大気汚染防止法の一部改正に伴い、建築物等の解体等工事に際し、受注者に吹付け建材の事前分析調査が義務付けられました。この事前分析調査の普及啓発を図ることで、アスベスト飛散防止対策のより一層の促進を行い、区民の安全で快適な環境を確保します。	建築物等に使用される吹付け建材のアスベスト使用状況を把握するため、区内に建築物等を所有している方々に対し、専門調査機関によるアスベストの事前分析調査に要した費用の一部を助成します。また、大気汚染防止法・東京都環境確保条例等に基づき、アスベスト飛散防止対策の指導を行うとともに、窓口及びHPにて改正内容に関する周知徹底を図ります。			—	—	現状維持	アスベストの事前分析調査に要した費用の一部を助成します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	200	歩行喫煙等の防止啓発		文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例に基づき、喫煙マナーの向上及び環境美化促進に取り組み、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を推進します。	地域活動団体との協働による啓発キャンペーン、喫煙マナー指導員による歩きたばこやポイ捨て行為などに対する巡回指導等により実施します。	違反者が多く見受けられる地域での巡回時間帯を拡大し、注意・指導の強化に取り組みました。 また、指定喫煙所に歩行者と喫煙者の分離を目的としたパーテーションを設置するなど、周辺環境の整備を行いました。	ビル、会社及び飲食店など屋内での受動喫煙対策が進み、屋外での喫煙者が増えている中、安全な歩行空間を確保するために一定の喫煙場所の整備が望まれます。 また、喫煙マナー指導員の巡回体制を見直し、違反者に対する注意・指導の強化を行う必要があります。	B	—	拡充	喫煙マナー指導員の巡回体制を強化し、注意・指導の効果を高めます。
	201	環境改善舗装		治水対策や騒音対策、雨天時における走行性の向上及びヒートアイランド現象の緩和など、地球温暖化対策の一環として沿道環境の改善を図ります。	透水性舗装、排水性（低騒音）舗装、遮熱性舗装、保水性舗装等の環境改善舗装を施工します。	【平成25年度施工実績】 ・透水性舗装：10,437㎡ ・排水性舗装： 2,721㎡ 【平成25年度末施工実績】 ・透水性舗装：約323,700㎡ ・排水性舗装：約59,500㎡ ・遮熱性舗装：約8,100㎡ ・保水性舗装：約600㎡	透水性舗装は、治水対策に効果的ですが、雨水を直接地中へ浸透させるため、地下水位が高い低地等には適しません。 低地及びその周辺部の道路改修工事の際には、地下水位を把握し、透水性舗装の適用有無を慎重に検討する必要があります。	A	—	現状維持	道路アセットマネジメント基本計画に基づき、効果的な整備を行います。
	202	みどりのふれあい事業		屋上緑化・生垣造成等で緑化推進によるヒートアイランド対策等を図るとともに、区民が緑と触れ合う機会を拡大します。	屋上緑化や生垣造成等を行う住民に、その経費の一部を助成します。また、イベント等を通じて緑化啓発を推進します。	生垣造成8mに助成を行い、屋上緑化の助成はありませんでした。 スタンプラリー、自然散策会、園芸教室といった啓発事業は計5回開催し、アンケート調査の結果、高い満足度を得ています。 特に、園芸教室は内容を変更し、参加組数が前年度と比べ24組多い44組が参加しました。	屋上緑化助成、生垣造成助成ともに利用率が低いため、緑化制度の検討を行っていく必要があります。	B	—	現状維持	緑化推進のため、緑化助成制度の周知方法の改善により、達成率の向上を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	203	次世代自動車充電インフラの整備		国の次世代自動車戦略、東京都の次世代自動車充電インフラ整備促進に係るビジョン等を踏まえ、区内に電気自動車・プラグインハイブリッド車（以下、「EV・PHV」という。）に必要な急速充電設備を整備し、EV・PHVの普及を促進するとともに、低炭素社会の実現を図ります。	区有地（文京区春日一丁目1番24号）に急速充電設備を整備し、広くPRを図り、電気自動車の普及を促します。			—	—	現状維持	急速充電設備を整備し、EV・PHV利用者に有料で電気を供給します。
	204	温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	区が率先して二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、区民・団体及び区内事業者と一体となって地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の実現を目指します。	文京区の地域における二酸化炭素排出量削減に係る取組みを、文京区地球温暖化対策地域推進計画（以下「計画」という。）に基づいて行います。また、文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、区の事務事業において率先した二酸化炭素排出量削減に向けた取組みを行います。	計画のアクションプランに基づく取組みにより、区民・団体・事業者の環境保全に対する意識の向上につなげることができました（台風の影響等により屋外でのイベントが中止になったため、啓発事業の参加者数は減少しました。）。	26年度の計画改定に当たり、二酸化炭素排出量の削減目標やアクションプランが、区民、事業者等にとって分かりやすく、継続できる内容に見直す必要があります。	C	—	拡充	区民等にとって分かりやすく、継続して活用できる計画とし、地球温暖化防止に向けて一層の取組を進めていきます。
	205	文京ecoカレッジ	文京区地球温暖化対策地域推進計画、モノ・プラン文京	環境に配慮した持続可能な社会を区民と築くため、低炭素社会、循環型社会等に係る講座を体系的に実施し、人材の育成とともに区との協働及びネットワーク化を推進します。	低炭素社会、循環型社会等に係る講座や事業を実施します。また、環境ライフ講座（旧　環境学習リーダー育成講座）や3R基礎講座の修了者にサポーターとして活動してもらうことで、地域での普及啓発を推進します。	低炭素社会の講座実績は12回で、内訳は、親子環境教室4回、環境学習リーダー育成講座8回。循環型社会の講座実績は16回で、内訳は、3R基礎講座1期、生ごみ減量塾2ｺｰｽ、ｴｺ・ｸｯｷﾝｸﾞ教室3回、ﾊﾞｽ見学会1回、公開講座1回、ﾓﾉ・ﾌｫｰﾗﾑ1回、ｴｺ先生の特別授業7回。ﾘｻｲｸﾙ推進ｻﾎﾟｰﾀｰの新規登録者は13人で昨年度より8人増となりました。ｶｯﾌﾟﾙを対象としたｴｺ・ｸｯｷﾝｸﾞ教室を実施し、男性にもごみ減量に取り組むきっかけを作りました。	環境学習リーダー育成講座は、修了後の活動場所の提供について、環境活動団体等と協働して支援体制を構築していく必要があります。3R基礎講座は、参加者の年齢層が広がってきていますが、もっと気軽に参加できるようテーマや講義内容を工夫していく必要があります。 講座によってはﾘﾋﾟｰﾀｰが多く、新規参加者を増やすことが課題です。	—	—	拡充	講座等は、タイムリーなテーマや身近なものを題材として実施していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	206	ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取組の推進	モノ・プラン文京	平成22年度に策定した一般廃棄物処理基本計画である「モノ・プラン文京」について、計画策定以降の法制度の改正や社会情勢等の変化に対応するため、中間年度に計画の見直しを行います。 「モノ・プラン文京」に基づき、3Rの推進、発生するごみ量の抑制について、区民の意識の向上を図り、その啓発を広く効果的に実施します。	リサイクル清掃審議会において「モノ・プラン文京」の中間年度における見直しについて検討します。 ごみや資源の分別方法を周知するパンフレットや3R推進啓発誌等を定期的に発行します。	第1回リサイクル清掃審議会（第5期）を開催し、モノ・プラン文京の見直しについて諮問しました。 3R推進啓発誌は年4回発行し、新規の資源回収事業やイベントのお知らせなど、区民にとって身近な情報の提供や周知啓発を行いました。 「ごみと資源の分け方出し方」は保存版や4ヶ国版を発行しました。	3R啓発誌は主に町会を通じて配布していますが、町会未加入世帯もあるため、より多くの区民に読んでもらうための方策を検討する必要があります。 分別方法のパンフレットも転入時や希望者への配布となっているため、定期的な全戸への啓発が必要です。	A	—	拡充	モノ・プラン文京の見直しに向け、基礎調査を実施し、状況の把握や課題の整理を行います。また、啓発誌で情報提供を行い3Rの啓発を進めていきます。
	207	新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	新エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑制します。	新エネルギー機器（太陽光発電システム等）及び省エネルギー機器を設置する区民、中小企業者にその経費の一部を助成します。	新・省エネルギー機器に関する関心が高まり、新たに助成を開始した家庭用燃料電池（エネファーム）においては、募集件数を上回る申請がありました。	助成対象者、助成対象機器の種類、助成金額及び募集件数について、区民からの要望、機器の性能や省エネルギー効果等を踏まえ、検討する必要があります。	B	—	現状維持	助成実績や区民からの要望等を踏まえ、助成対象機器、助成金額及び募集件数等の助成内容を検討していきます。
	208	街路灯LED化事業		街路灯のLED化により温室効果ガス排出量及び電気料金を削減するとともに、不点灯の少ない安全な道路環境を整備します。	区内街路灯（装飾灯等を除く）6,088基のうち、省エネ化されていない小型～中型街路灯約2,600基を9年間でLED器具に取り替えます。			—	—	拡充	設置年の古い器具を重点的に交換を行っていきます。 2020年以降、水銀ランプの製造が禁止されるため、水銀灯のLED化を早期に完了します。
	209	資源の集団回収支援	文京区一般廃棄物処理基本計画	町会・自治会やPTA、マンションの管理組合等の住民団体が資源を自主的に回収する活動（集団回収）を促進することによって、より多くの資源を効率的に回収し、ごみの減量を図るとともに、ごみ減量及びリサイクルに対する区民意識の高揚を図ります。	区報や区ホームページ、ちらし等を活用して事業を周知し、より多くの団体の実施を促すとともに、既実践団体に対して、報奨金の支給や補助用具の貸与、優良団体への感謝状贈呈、施設見学会の実施等の支援を行います。	「ごみダイエット通信」などを通じて集団回収の広報を行いました。回収量についてはリデュースの影響により減少してしまいましたが、実践団体数については増やすことができました。	総資源回収量に占める集団回収量の割合について、集積所における古紙の回収量が大幅に増加したため前年度より低下しました。今後は古紙以外の品目を回収することを勧奨するとともに、古紙についても行政回収から集団回収にシフトするよう効果的な広報を行っていきます。	B	—	現状維持	回収品目の増加に向けて実践団体に働きかけます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	210	資源回収事業	文京区一般廃棄物処理基本計画	資源となりうるものをごみと分けて回収・資源化することで、資源の有効利用とごみの減量を推進します。	集積所で古紙・びん・缶・ペットボトルを、回収拠点で紙パック・乾電池・食品トレイ・プラスチック製ボトル・衣類・使用済みインクカートリッジを、店頭回収拠点でペットボトル・ペットボトルキャップを回収し、資源化します。あわせて、金属系粗大ごみを資源化します。	古紙の回収量が大幅に増加し、全体の回収量を押し上げました。清掃事務所で行っている持ち去り対策が一定の効果を上げたためと思われます。また、平成26年度に向けて契約方法の変更や新たな協定の締結により資源売却収入を増加させる取り組みを行いました。なお、事業の指標について、前実施計画による事務事業評価から一部変更しました。変更した内容は以下のとおりです。 回収拠点数⇒区収集リサイクル率 粗大ごみ資源化率⇒粗大ごみのうち資源化先に持込む率	平成25年度は古紙の回収量増加により一定の成果が出ましたが、回収量については景気の動向やリデュースの進行状況により影響を受けるため、引き続き回収品目や回収量の増加に向けた取り組みが必要となっています。	B	—	現状維持	粗大ごみからの資源化量を増加させるとともに不燃ごみからの資源物ピックアップ回収を検討します。
	211	事業系ごみ対策	文京区一般廃棄物処理基本計画	法により事業者責任とされている事業系ごみについて、廃棄物の適正処理を事業用大規模・中規模建築物の所有者等に対して、ごみの減量やリサイクルの推進を進め、環境負荷の低減や循環型社会の形成を図るために実施します。	事業用大規模・中規模建築物の所有者に対し、ごみの減量及びリサイクルの推進を行うことの意義を周知し、排出の方法等について指導を行います。	事業用大規模建築物（対象293棟） ・再利用計画書の提出：291件 ・立入指導：95件 ・廃棄物管理責任者講習会：2回実施、58名参加 事業用中規模建築物（対象363棟） ・再利用計画書の提出：282件 ・立入指導：150件 ・廃棄物管理責任者講習会：2回実施、61名参加	特に中規模建築物に関して「事業者処理責任」があるという認識が乏しく、ごみ減量意欲の少ないものが見受けられます。また、大規模・中規模とも区の施設において区の収集に出している建築物が多く、区として率先した業者収集への切り替えを行う必要があります。	—	A	拡充	今後、清掃事務所で実施予定の集積所調査において把握した区収集している事業所などに対し、ごみ減量への取り組みを働きかける必要があります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	212	地域防災訓練等		学校や地域等で実施する訓練を支援し、いつ起こるともしれない災害に対して日頃から対策を行う意識の啓発・醸成を図ります。	起震車や煙体験ハウスを活用した防災教室等を実施するとともに、避難所総合訓練や体験・見学型の訓練（防災フェスタ）などの総合的な防災訓練を実施します。 また、職員の危機管理能力の向上を図るため、地震等の緊急時において適切な業務遂行ができるよう訓練を行います。	消防隊員OBの非常勤職員による指導の下、起震車体験や煙ハウス体験等防災教室を93回実施し、延べ15,915人が参加し、防災意識の啓発を図ることができました。 また、8月25日に第三中学校で実施した総合防災訓練は、雨天での実施となりましたが、区職員・一般区民・防災関係機関等あわせて937人が参加しました。 これまでに訓練を実施したことのなかった避難所運営協議会を含め、積極的に総合防災訓練にかかわることができ、区民の防災意識が向上してきています。 休日の午前8時に震度6強の地震が発生した想定のもと、職員の自動参集訓練及び本部運営訓練を実施し、267人の職員の参加により初動期における対応を実践的に行いました。	2～3カ所の地域活動センターを単位とし、区内を4分割した総合防災訓練実施計画（4カ年）が終了し、26年度からは避難所単位での総合防災訓練を実施します。季節ごとに災害発生時の課題等の洗い出しとその解消を目指します。また、これまでは区内を4つに分割した訓練であったため、区内全域での区民の参加に限界がありましたが、今後、一斉危機回避訓練のような区内全域を対象とした訓練の実施も検討してまいります。 危機管理対応訓練では、臨時災害対策本部編成員の編成方法や防災センターのレイアウト等の見直しが課題となります。	A	—	拡充	26年度より年4回の避難所総合訓練を実施し、季節ごとの課題の発見と解消を目指します。加えて、年1回の防災フェスタでは、区内全域を対象とした一斉危機回避訓練や体験型の訓練を実施します。
	213	耐震改修促進事業	文京区耐震改修促進計画	文京区耐震改修促進計画に定められた建築物の耐震化を目指し、地震による被害を軽減することにより、災害に強いまちの形成を図ります。	・耐震改修が必要な建築物の所有者の意識啓発を図るとともに、建物の耐震化及び不燃化に要する費用（診断、設計、改修）の一部を助成します。 ・戸別訪問及び耐震改修・建替え相談会を毎月開催し、耐震化事業の啓発を行います。	本年度（25年度）の実績は、耐震診断87件、耐震設計37件、耐震改修61件、緊急輸送道路沿道建築物64件、合計249件の助成を行い、昨年度の255件に引き続き高い実績となりました。また、木造建築物の耐震設計の助成件数も増えてきており、今後、木造建築物耐震化助成申請が増加して、耐震化率の向上が見込まれます。	耐震診断により、耐震性が低いと判断された建物所有者に対して、耐震設計から耐震改修に進むように啓発・指導を行う必要があります。	A	—	現状維持	耐震化率を向上させるため、個別に普及・啓発を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	214	区民防災組織の育成		町会・自治会等の区民防災組織の自主的な防災対策活動を支援し、地域の防災力の強化を図ります。また、可搬式消防ポンプ等の貸与・支給により、初期消火体制の充実を目指します。	①区民防災組織等に対して、防災訓練等活動にかかる費用の助成を行います。 ②町会等に対し、要綱に定める範囲において防災資器材用の格納庫を貸与し、その修理・更新を行います。 ③可搬式D級消防ポンプ等を区民防災組織に貸与します。	町会・自治会等の区民防災組織38団体に対し、防災訓練にかかる費用の助成を行いました。また、防災資器材格納庫の設置更新・修理を6棟実施しました。 D級ポンプ一式を1団体に貸与し、延べ貸与台数は19台となりました。新規を除く18台については、保守点検を実施しました。	防災資器材格納庫やD級ポンプの設置場所が限られており、新規の設置が困難な状況にあります。	B	—	現状維持	区民防災組織等における防災意識の啓発のため、活動助成や資器材格納庫の整備、D級ポンプ貸与を行います。
	215	避難所運営協議会運営支援		避難所運営協議会の活動を支援し、避難所運営能力のスキルアップを図ります。また、地域における防災活動の指導者を、避難所運営協議会単位で育成します。	避難所運営協議会の運営を支援するため、協議会活動や避難所運営訓練にかかる費用の助成を行うほか、避難所運営協議会役員全体会等を通じて、防災対策に関する知識や他の協議会活動の情報を共有することにより避難所運営能力のスキルアップを目指します。また、防災士資格にかかる費用を助成し、地域における防災活動のリーダーを育成します。	22箇所の避難所運営協議会において、延べ24回の避難所運営訓練を実施しました。平成26年2月に実施した避難所運営協議会役員全体会においては、避難所運営に関する講演会と活発な活動を実施している協議会の活動報告により、知識や情報の共有を行いました。また、地域における防災活動のリーダー育成を目的とした防災士資格取得についても、7名の区民の方が受講し資格取得することができました。	活動していない避難所運営協議会があるため、町会役員等と連携を図り、避難所単位での防災意識の啓発・醸成が出来るよう働きかけていきます。 また、避難所における防災活動の指導者を育成するべく、各地域で防災士資格取得者が配備できるよう支援を行います。	B	—	拡充	26年度は、全避難所運営協議会の設置を目指します。
	216	中高層共同住宅の支援		発災時に、中高層共同住宅に居住する区民が安全に施設（自宅）にとどまることができるよう、防災訓練や物資の備蓄等について支援を行う。	中高層共同住宅等における防災対策資器材の購入費、エレベーター閉じ込め対策物資の購入費、防災訓練実施経費の助成を行う。また、中高層共同住宅向けのパンフレットの配布を行う。			—	—	現状維持	防災対策にかかる費用助成について、周知方法を検討し助成件数の増加を目指します。中高層共同住宅等における訓練の際に、パンフレットの配付を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	217	木造密集地域の防災力向上		木造密集地域（大塚五・六丁目地区及び根津・千駄木地域）における初期消火体制の充実、防災力の向上を目指します。	木造密集地域内の区有施設に簡易水道消火装置を設置し、地域住民と小・中学生への取扱訓練を継続的に実施します。			—	—	現状維持	木造密集地域に簡易水道消火装置を設置します。
	218	福祉避難所の整備及び充実		避難所で長期避難が困難な災害時要援護者が避難できるよう、福祉避難所の整備を行う。	福祉避難所特有の物資の充実を図る。 平成27年4月から開設の福祉センターを福祉避難所として指定し、物資等の整備を行う。	長期保存可能な流動食等福祉避難所特有の備蓄物資を配備するとともに、災害時の情報伝達手段として、半固定系防災行政無線の設置を行いました。	新設される福祉施設において、福祉避難所として必要な物資等を整備する必要があります。	—	—	拡充	平成27年4月より新設される福祉センターについて、新たに福祉避難所として指定するとともに、物資等の整備を行う。
	219	東京都不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）事業	木密地域不燃化10年プロジェクト	大塚五・六丁目地区において、耐火性の高い建築物への建替え等を促進するため、不燃化特区の指定及び新たな防火規制の導入を行い、平成32年度までに不燃領域率70%を目指します。	・不燃化建替えの促進と戸別訪問をコア事業とする整備プログラムの事業を行います。 ・東京都をはじめとする関連機関との協議を行い、活用しやすい助成制度を設計します。 ・住民及び権利者を対象とする説明会を開催し、事業周知及び建替えの啓発を行います。			—	—	現状維持	平成32年度まで継続的な助成を行い、建替えを促進します。また、個別訪問を行い、燃えにくいまちづくりの機運を高めます。
	220	災害時における飲料水の確保		避難所の受水設備を、災害時の地域の応急給水拠点として飲料水供給が出来るように整備します。	各避難所として指定している区立小・中学校の既存の受水槽・高架水槽の状態に合わせ、3カ年計画で水道蛇口を設置し飲料水の確保を行います。			—	—	現状維持	学校に設置されている受水槽について、水道用蛇口を設置する。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	221	防災拠点としての学校（園）の機能強化	文京区教育振興基本計画	①屋内運動場の天井等耐震点検を行う。 ②屋内運動場天井材の撤去を前提として調査・設計を行い、必要に応じた落下防止対策を実施する。 ③洋式便器が未設置のトイレについて、便器1箇所の洋式化を完了させる。	①屋内運動場天井等の耐震点検（小学校17校及び中学校5校） ②屋内運動場天井材の撤去を前提とした改修の調査・実施設計（小学校3校及び中学校5校） ③トイレの洋式化（小学校7校及び中学校5校）			—	—	現状維持	平成26年度は、屋内運動場等の耐震点検、屋内運動場等の天井材撤去の実施設計及びトイレの洋式化を行います。
	222	細街路の整備		建築基準法第42条2項の指定を受けている道路を、災害時の避難路として、緊急車両の乗入や消防活動が容易となる4m幅員の道路に整備し、安全で災害に強いまちづくりを進めます。	建築確認の申請前に、後退用地の範囲及び管理・整備方法について協議し、建築物の竣工に合わせて道路の整備を行います。	整備件数・整備延長が、若干増えています。	協議後、区に整備依頼の連絡がないまま建築主側の工事が完了してしまい、既存の側溝等が残って未整備になるケースがあります。	A	—	現状維持	後退部分が確実に道路形態となるよう協議・指導します。
	223	災害時要援護者の支援		災害発生時に自力避難が難しい災害時要援護者について名簿を作成し、区と関係機関での情報共有体制の構築を図ります。	災害時に自分の身を守ることや避難することが困難で、災害時の避難誘導及び安否確認を希望する方を対象に、災害時要援護者名簿への登録を行い、区はあらかじめ登録者を管轄する警察署、消防署、区民防災組織、民生・児童委員等の関係機関へ名簿を提供します。 また、名簿登録者に対して、家具転倒防止対策事業等の促進を図るため個別訪問を計画的に実施します。	災害時要援護者名簿の中で、緊急度が高い「要介護2」以上の方を対象に、消防署と合同で個別訪問を開始しました。また、個別訪問先で、家具転倒防止の啓発に努めました。	災害対策基本法改正に伴う、災害時要援護者名簿制度自体の見直しが必要になるため、福祉部と協力して、制度の構築を図る必要があります。	—	—	現状維持	名簿登録者に対して、家具転倒防止対策事業等の促進を図るため、個別訪問を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	224	災害ボランティア体制の整備		災害時に設置する「災害ボランティアセンター」の体制を整備し、ボランティアの力と地域住民の支援ニーズをコーディネートし、地域住民が自力では復旧・復興できない部分、行政が取り込むことができない部分の復旧・復興支援を行うことを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、災害ボランティアセンタースタッフ養成のための講座、立上げ訓練、定期的なネットワーク会議等を実施し、平常時から「災害ボランティアセンター」の組織化をするとともに、区や関係機関等との連携強化を図り、発災時に機能する体制づくりを進めます。	・災害ボランティアスタッフ養成講座（中級編）を開催し、翌年度の同講座上級編およびスタッフ登録に向けての準備ができました。また、受講生を募集する際には関係機関等に広く呼びかけをし、今後のネットワーク形成へとつなげることができました。 ・職員を被災地（東京都大島町）の災害ボランティアセンターへと派遣し、職員の専門性の向上を図りました。	・避難所運営協議会や町会等、自治住民組織との連携をし、地域住民の支援ニーズを引き出す仕組みづくりをする必要があります。 ・活動範囲が文京区に限らない、広域活動をしている団体との連携を持ち、災害ボランティアセンターの組織強化をする必要があります。	—	—	拡充	①多様な団体に講習の受講やネットワークへの参加を促していきます。 ②立上げ訓練に実証されたマニュアルの改訂作業を行っていきます。
	225	災害協定の拡充		災害対策の支援体制の充実・強化を目指します。	民間事業者や他自治体と災害時協力協定を締結し、災害時に備えます。	新規に2団体と協力協定を締結し、帰宅困難者支援のための一時滞在施設として位置づけました。また、協定団体に対して東京都の助成による備蓄物資等の整備を支援しました。 また、既存の協定先について、日中・夜間それぞれの緊急連絡先の確認を行い、緊急時の連絡体制の構築、強化に努めました。	年度途中に連絡先等が変更になった場合の情報共有体制が未完成であるため、共有方法の検討が必要です。今後一時滞在施設の確保等更なる協定拡充に努めます。	—	—	拡充	現行の協定内容の確認、連絡体制の強化を図ります。 一時滞在施設の拡充を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	226	災害時医療の確保	文京区地域防災計画、文京区地域福祉保健計画（保健医療計画）	大規模災害の発生に備え、災害医療救護体制の整備充実を図ります。	大規模地震等の発災時に使用する災害用医療資材及び医薬品を備蓄、管理するとともに、区内医療関係機関との連携を図るため、災害医療運営連絡会を開催します。また、三師会等と協力し文京区避難所総合訓練に参加します。	年次計画に基づき、災害用医療資材を更新するとともに、新たに医療救護所で使用する災害用医薬品の購入及び管理法について検討しました。 災害医療運営連絡会では、区内関係機関と文京区の災害医療体制について協議しました。また、二次医療圏ごとの地域災害医療連携会議に参加し、広域的な連携について協議しました。 文京区総合防災訓練では、医療救護班、救護衛生班等と連携し、救護所におけるトリアージ方法等について訓練しました。 これらの複合的な取組みにより、災害医療救護体制の充実に努めました。	災害用医療資材については、より実態に即したものとなるよう見直しを進める必要があります。 災害医療運営連絡会では、中等症者への対応等具体的な事項について、区内大学病院等と検討していく必要があります。 文京区避難所総合訓練では、災害時における医療救護活動マニュアルを作成したことを踏まえ、マニュアルに基づいた、より実践的な医療救護訓練を実施する必要があります。	A	—	拡充	災害用備蓄医薬品を新たに購入します。また、文京区避難所総合訓練における医療救護活動訓練について、三師会と協力し年4回実施します。
	227	防災啓発資料の充実		小・中学生の防災意識啓発、自助意識の醸成を図ります。	小・中学生向けの防災啓発パンフレットを作成し、また防災教育用ライブラリを更新することにより、防災に関する知識等の普及に努めます。			—	—	現状維持	防災啓発パンフレットと防災教育用DVDにより、小・中学生の防災意識啓発に努めます。
	228	安全対策推進		安全で安心して暮らすことができる地域社会をつくります。	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全対策を推進することで、安全で安心なまちづくりの実現を目指し、区内の犯罪発生抑止のため、青色防犯パトロールの実施及び防犯ボランティアへの支援を行います。	○安全・安心まちづくり推進地区の指定は、通学路の安全対策を推進する地区1地区、防犯対策を推進する地区6地区の計7地区となりました。また、防犯カメラの設置費用の助成により、防犯カメラは6地区で計53台の設置となっています。 ○安心・防災メールの登録者は8,627人となり、防犯等安心情報の配信により区民に注意喚起を行いました。 ○区内4警察署と合意書を締結し、警察との連携を一層強化して安全・安心なまちづくり推進への取組を行いました。	○地域で防犯カメラを設置する場合、地域活動団体から推進地区への指定申請を受け、区の指定を経た上で、東京都の補助金を活用して助成を行うため、手続きに時間を要します。 ○振り込め詐欺や振り込め類似詐欺といった特殊詐欺の被害防止に取り組むためにも、警察・防犯協会・区との更なる連携の強化が必要です。	—	B	現状維持	防犯活動用資器材の整備・助成及び防犯パトロール用資器材の貸出、「文の京」安心・防災メールの配信

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	229	文京区空き家等対策事業		区内における管理不全な状態にある空き家等について、除却の促進、跡地の有効活用等を行うことにより、災害、事故及び犯罪に対する備えを進めるとともに、生活環境の向上及び良好な景観の保全に努め、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現及び地域コミュニティのより一層の醸成を図ることを目的とする。	管理不全のため老朽化して危険な状態となっている空き家等について、所有者の申請に基づく区の助成（上限200万円）により除却等を行い、区が跡地を原則として10年間借り受け、行政目的で使用する。ただし、継続して使用できる空き家等については、所有者の意向を確認し、地域課題に取り組むNPO等へ物件情報を提供する。この他、空き家相談会を行い、管理不全の解消に向けて問題解決を図る。			—	—	現状維持	管理不全空き家等の除却に伴う補助金の交付、空き家相談会の開催
	230	交通安全普及広報活動	第10次文京区交通安全計画	区民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルール及びマナーを身につけることで、交通事故発生件数を減少させます。	区報、CATV等の広報媒体での広報活動とともに、春・秋の全国交通安全運動期間中の街頭キャンペーンを行います。また、学校・警察・交通安全協会等と連携し、交通安全協議会、交通安全区民のつどい、自転車実技講習会、模擬交通事故再現体験、交通安全ポスターコンクール等を実施します。	平成24年853人であった交通事故死傷者数は675人となり第10次文京区交通安全計画の目標値（1年の交通事故死傷者数800人以下）を達成しました。更なる死傷者数の減少に向け、警察署等と連携して交通安全意識の普及・浸透を図っていきます。区内の小学校等で実施した自転車実技講習は4回、免許証等の発行数は218件でした。	文京区の自転車乗車中の交通事故死傷者数は、平成23年242人、平成24年223人、平成25年187人と減少傾向ですが、死傷者に占める16歳以上の割合が166人（88%）であり、これらの年齢層に対する安全講習等の効果的な実施方法の検討が必要です。	B	—	現状維持	警察署等と連携し、自転車実技講習会の開催日を土日等とすることにより、仕事や学校で平日の参加が困難な成人層に対し、参加を働きかけていきます。
	231	総合的自転車対策の推進		自転車の安全利用を促進するとともに、放置自転車を抑制し、快適な歩行者空間の確保を図ります。	放置自転車の警告・撤去により安全な歩行者空間の確保を図るとともに、レンタサイクル事業、自転車駐車場の運営・整備により、自転車利用を促進します。	①豊島区が新大塚駅周辺自転車駐車場開設したことと連携し、新大塚駅周辺を放置禁止地区に指定しました。 東京都において聖橋の改修工事が予定されたため、御茶ノ水周辺の自転車駐車場整備は聖橋竣工後に再検討することとなりました。 ②放置自転車撤去台数は平成24年度8,639台から平成25年度7,699台と11%減少しました。	①駅前周辺の自転車駐車場用地を設定することが困難な状況です。 ②放置自転車撤去を強化することにより、駅周辺の歩行者空間を確保する必要があります。	B	—	拡充	放置自転車撤去を強化するとともに、放置禁止地区の追加指定を検討していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	232	コミュニティ道路整備	コミュニティ道路整備計画	歩行者が、安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を行います。	区民とともに地域の特性を反映した整備計画を策定し、歩道の拡幅や交差点の明確化、車両の速度抑制を図るための整備を行います。	○白山・千石コミュニティ・ゾーン整備計画に基づき、白山三丁目7番～白山二丁目36番先（小石川植物園周辺道路整備工事（第二期））及び千石二丁目20～29番先外（区道第850号外）にて道路工事を行いました。 ○向丘・弥生・根津・千駄木地区において、平成25年度に区民参画の協議会を開催し、コミュニティ・ゾーン整備に向けた基本計画を取りまとめました。	○白山・千石地区の小石川植物園が国の名勝及び史跡に指定されたことで、調査及び施工方法が難化するため、整備に時間を要します。 ○向丘・弥生・根津・千駄木地区整備計画の策定にあたり、地元住民の多様な意見を集約し、効果的な整備を進めるために、十分な検討や関係機関等との調整が必要となります。	A	—	現状維持	白山・千石地区のコミュニティ・ゾーン整備計画に基づき、工事を実施します。向丘・弥生・根津・千駄木地区のコミュニティ・ゾーン整備計画を策定します。
	233	橋梁アセットマネジメント整備	橋梁アセットマネジメント基本計画	橋梁の予防保全的な修繕を行い、長寿命化を図るとともに、計画的な架け替えによる維持管理費の縮減・平準化を図ります。	橋梁アセットマネジメント基本計画に基づいた維持管理を行います。	清水橋架替実施設計により、橋の構造や材質、コスト、工期等、工事の実施に必要な詳細事項を決定しました。 なお、デザインについては、町会の意向を一部取り入れたものを採用しています。	今後、架替工事の実施にあたり、事前に支障となる下水道、水道、ガス、電柱等の移設が必要です。 各事業者が対応する予定ですが、移設先の用地確保等の問題から長期化した場合は、架替工事の着工時期が遅れる可能性があります。	—	A	現状維持	橋梁アセットマネジメント基本計画に基づき、事業を推進します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
行財政運営	234	職員育成の推進	文京区職員育成基本方針	「文京区職員育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの能力開発と意識改革を推進し、文京区が目指す職員像である「課題に気づき解決に向けて、自ら考え行動できる、改革志向の職員」を育成するとともに、職員の行動様式として現場主義の醸成を図っていきます。	自己啓発及びOJTに加え、区の研修として、職層ごとに求められる意識や能力の修得を目指す「職層研修」、実務処理能力や専門的知識・技術の向上を図る「実務・専門研修」、自治体職員として求められる幅広い知識等を学ぶ「サポート研修」を実施するとともに、特別区職員研修所及び第2ブロック等の研修を職員に受講させることにより、職員一人ひとりの能力開発と意識改革を行います。	①新任職員から係長級職員まで、協働に関する基礎的な知識や社会起業家の視点で企画・立案できる能力等を段階的に修得しました。 ②「政策創生塾」では、区政課題を考察することにより、政策立案に必要な課題発見力、課題解決力及び説明力等を向上させました。 ③従来より実施してきた接客サービス向上研修の継続により、職員の接遇意識及び能力の向上を図りました。	①ジョブローテーションの拡大やキャリアデザインにより、職務を通した自己実現を図れるようにする必要があります。 ②積極的な課題解決型の組織を創出するために、成果を共有できる職場風土づくりや、現場主義に立脚した職場のチーム力の向上を図る必要があります。 ③職場活性化の鍵となる管理監督者の組織マネジメント能力を向上させる取組や体制の充実が必要です。	—	A	改善・見直し	平成26年1月に改定した文京区職員育成基本方針に基づき、「課題に気づき解決に向けて、自ら考え行動できる、改革志向の職員」を育成していきます。
	235	ITの活用による利便性の高い区民サービスの実現		ITの活用により、区民にとって一層利便性の高い行政サービスの実現を目指します。	「いつでも」「どこからでも」サービスを受けることが可能なシステムを構築し、また、住民情報システムの安定運用を図ります。	・電子申請サービスについては、平成25年度に6手続を追加し計34手続としました。 ・仮想化技術を利用し、リソースを有効活用することで、複数サーバの統合化を図り、機器にかかわる経費、設置スペースや消費電力の削減を図りました。 ・税や国保年金等の適切なシステム改修により、制度改正への対応が図られました。	①電子申請サービスは、手続数を増やすとともに、区民が利用しやすい手続を作成する必要があります。 ②仮想化基盤を安定的に運用するため、システムの負荷状況を管理し、リソース不足によるシステム障害を未然に防ぐ必要があります。 ③住民情報システムは、法改正に確実に対応することが必要です。	—	A	拡充	IT技術を活用し、区民の求めるサービスを提供していきます。
	236	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入		社会保障及び税務分野等において、より公平で正確な給付及び税負担を実現します。 また、社会保障給付等の手続きにおける添付書類の簡素化等により、負担の軽減や行政サービスの向上を図ります。	平成28年1月からの個人番号利用開始に向け、個人番号通知の準備を進めるとともに、関係部署との連携を図り、庁内の情報システムを個人番号制度に対応できるよう改修します。また、個人情報については、個人の権利利益の保護という観点から適切な措置を行います。			—	—	現状維持	法令による各事務への影響を検討していくとともに、システム改修や特定個人情報保護評価の実施に向けて、準備を進めていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
行財政運営	237	通訳クラウドサービス活用による外国人相談等		日本語が堪能でない外国人を対象に、日常生活全般の困りごとや各種手続き等の相談を受け、日本での生活が円滑に行えるよう支援します。	これまで2名の相談員（英語・中国語）が各言語週2回相談を受けていましたが、通訳クラウドサービスを導入し、区民相談員が外国人相談を兼務することで、5か国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）、月～金曜日、相談を受ける体制を整えました。また、庁内にも通訳タブレットを貸し出し、各窓口での活用も図ります。			—	—	現状維持	相談者の目的は概ね達成されており、内容的には好評ですが、まだ、利用者数が少ない状況です。必要な方が相談を受けられるよう、区報等での周知に努めます。
	238	わかりやすいホームページの構築		ホームページを閲覧するすべての利用者を対象に、最新の情報をわかりやすくかつ迅速に提供します。また、区政に対する意見収集を行うことで、利用者の満足度の高いホームページを目指します。	ホームページの充実を図るために、平成26年12月に全面リニューアルを行います。リニューアルに当たっては、アクセスログの解析や利用者アンケートなどに基づき、利用者の視点に立ったホームページに再構築します。また、障害時や災害時でも安定して運用できる体制を整備するとともに、リニューアル後も質の高いホームページを維持するために職員研修を行います。	①職員を対象としたホームページ作成方法やアクセシビリティに関する研修を行い、コンテンツ作成に関するスキルや知識向上を図りました。 ②メディアパートナー（公募委員）とともに、ホームページの必要機能などに関する意見交換を行いました。 ③専門業者の支援によりCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）のパッケージ調査やアクセスログの解析などを行い、現状の課題とリニューアルの方向性を整理しました。	①利用者にとって、わかりやすく探しやすいホームページにするためには、情報分類を「組織別」から「分野別」に再構築する必要があります。 ②スマートフォンやタブレット端末でも支障なく利用できるよう設計することが必要です。 ③不正アクセスが原因と思われるシステム障害も発生しており、安定運用ができる体制整備が必要です。	A	—	拡充	情報分類の見直しや必要機能の実装などのリニューアル業務を円滑に進め、利用者満足度の視点から、質の高いホームページづくりを進めていきます。
	239	有線テレビ広報活動		広報番組を制作・放送し、区からの情報をテレビの特性を活かして区民に提供していきます。また、番組制作を通じて地域コミュニティの活性化を促進します。	制作した番組を有線テレビで放送することにより、映像を使用した広報活動を行います。また、放送済みの番組について、インターネットによる動画配信を行います。	区民の求める情報を、より分かりやすくタイムリーに伝える番組内容とするために、メディアパートナーからの意見等を反映させるよう努めました。また、住民の方が地域で行っている活動についても積極的に採り上げるように努めました。その結果、「地域の団体の活動を紹介してもらったことで多くの区民の方に知っていただくことができた」、学校などを取材した番組では、「子どもたちの普段の姿を知る機会となった」等のご意見を頂きました。	ボランティアやメディアパートナーといった区民との協働による番組制作を行うとともに、世論調査や広報メディアに関する意識調査、並びに区民の声として寄せられた意見・感想やメディアパートナーからの意見聴取結果を十分に分析し、番組制作に反映させていく必要があります。	—	A	現状維持	番組の制作に際し、新しく正確な情報を区民にわかりやすく伝えることに引き続き努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
行財政運営	240	教育センター等建て替え整備事業	文京区教育振興基本計画、教育センター等建物基本プラン	施設を有効的・効率的に活用し、地域の特性と区民ニーズを踏まえて、教育センター、福祉センター療育部門、青少年プラザを複合施設として一体的に整備します。	「教育センター等建物基本プラン」を基に作成した基本設計及び実施設計により、平成25年9月から建設工事に着手し、平成27年2月末日竣工、平成27年4月に開館する予定です。	旧総合体育館建物の解体工事及び新教育センター建設工事を、埋蔵文化財発掘調査と並行して実施し、台風等による影響が若干ありましたが、ほぼ予定通りに進行しました。 また、移転・廃棄物品や初度調弁の物品についての精査、設置予定の設備についての調整を進めました。	平成27年4月開館に向けて、教育センターはじめ福祉センター療育部門や青少年プラザとの複合施設であることから、事業運営やセキュリティ等の管理運営上の取り決めを行う必要があります。 また、短期間で、移転及び使用施設の撤収を行わなければならないため、詳細な移転手順を作成する必要があります。	A	—	終了確定	具体的な運営方法等を整備し、各施設の共有使用を進め、複合施設としての利点を発揮できるようにします。
	241	元町公園の保全及び旧元町小学校の利活用	文京区基本構想実施計画、行財政改革推進計画	元町公園及び旧元町小学校について、その歴史性等に配慮しながら、保全及び有効活用を図ります。	学識経験者等で構成する会議体を設置し、利活用の方向性について提言を受けた後、当該提言をもとに検討し、整備・活用を進めます。			—	—	現状維持	検討会議の提言を踏まえ、具体的な整備・活用に向けて準備を進めます。
	242	シビックセンター改修基本計画の策定	文京区区有施設の中長期改修計画	竣工後20年を経過した、シビックセンターの社会的劣化・物理的劣化等へ対応する改修工事を計画的、効率的に進めるため、シビックセンター改修基本計画を策定します。また、東日本大震災による外装等への影響の調査と外装等の改修工事を実施します。	地震による外装等への影響調査と同時に、物理的劣化がみられる屋根及び外壁等防水、外部鉄部塗装改修工事を平成26年度から平成27年度にかけて実施します。 また、シビックセンター改修方針に基づき、改修内容、改修実施期間、改修経費などを盛り込んだ改修基本計画を平成27年度から平成28年度にかけて策定していきます。	シビックセンターの改修にあたっての基本的な視点や平成27年度から平成28年度にかけて改修基本計画の策定を行うことを内容とする改修方針を策定しました。 また、シビックセンター外装等調査及び改修工事の実施設計を行いました。	社会的劣化及び物理的劣化に対応した改修工事を効率的、計画的に実施していく必要があります。	B	—	現状維持	シビックセンターの改修基本計画を策定します。 外装等検証及び改修工事を実施します。
	243	財政状況等の継続的な公表		区の財政運営についての区民の理解を深めるため、区財政に係る資料を継続的に公表することで、公正性と透明性を高めます。	歳入・歳出に係る資料、財務諸表、主要事業の予算一覧など区の財政に係る資料を、継続的に公表します。	24年度に引き続き迅速にホームページ等に公表することにより、より一層の透明性を高めることに努めました。	今後も財政状況等を継続的に公表していくとともに、資料の作成に当たっては、区財政の現況と今後の財政運営について、区民の理解を深めていけるように工夫していく必要があります。	—	A	現状維持	25年度と同水準を維持します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
行財政運営	244	効率的な組織体制の構築	行財政改革推進計画	多様な区民ニーズに柔軟に対応し、効果的な施策・事業を展開できるよう、区民にもわかりやすい、簡素で効率的かつ機能的な組織体制の構築を目指します。	社会経済情勢等、区政を取り巻く環境の変化や、各組織の現状と課題を踏まえた上で、必要な組織の見直しを行います。	オリンピック・パラリンピックの開催及び区制70周年記念事業の実施にあたり、推進体制を強化しました。 また、喫緊の課題である認知症総合支援体制の推進構築等のため、組織体制の強化に取り組みました。	子ども部門組織の再編については、平成27年度からの新たな教育委員会制度の動向及び子ども・子育て支援新制度を踏まえることが必要であり、28年度以降を目途に、引き続き検討していきます。	—	A	改善・見直し	子ども部門組織の整備について検討するとともに、行財政改革推進計画に基づいて組織整備を進めていきます。
	245	ITの活用による迅速で効率的な区政の実現	文京区情報システム取組指針	情報基盤を整備し、運用することにより、一層の効率的かつ迅速な行政事務の執行をめざします。	「文京区情報システム取組指針」に基づき、電子自治体の基盤整備・運用を図ります。	・情報基盤について、平成26年度中の稼働に向け、内部情報基盤及び共通仮想化基盤の構築作業に着手しました。 ・情報セキュリティセルフチェックの実施により、職員が情報セキュリティに関する知識及び行動の状況を把握し、普段の行動を見直しました。	①小型機システムの搭載にあたって、技術的な諸問題等を調整する必要があるため、事業者間の調整を行う必要があります。 ②情報セキュリティのきまりをさらに周知し、これらの遵守の必要性を教育・啓発していく必要があります。	—	A	拡充	「文京区情報システム取組指針」に基づき、電子自治体の基盤整備・運用を進める予定です。
	246	職員定数の適正化の推進	行財政改革推進計画	簡素で効率的かつ機能的な組織体制に呼応した職員数を配置するため、組織の見直し及び各部署の事務量の変化に応じて、職員定数の適正化を進めていきます。	各組織の現状と課題をふまえ、既存事業の見直し、増員の抑制等徹底することにより、時代の変化に即した職員定数の適正化を図ります。	24年3月策定の行財政改革推進計画に基づいて、民間活力の活用、既存事業の見直し等を実施し、職員数の削減を行う一方、高度化、複雑化する行政需要に対応するために、組織の見直し及び各部署の事務量に応じた職員数の配置を行いました。	本事業の実施にあたっては、国の制度改正等や行政需要の変化等を適格に捉えながら、各部署の事務量の増減や効率的な庁内体制の構築に呼応した職員数の適正化を推進していく必要があります。また、適正化の推進にあたっては、各部署とりわけ、行政組織を所掌する部署との情報共有や連携を図っていくことが必要です。	—	A	改善・見直し	平成24年3月策定の行財政改革推進計画における「職員数の適正化の基本的な考え方」に基づき、職員定数の適正化を推進していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度（A様式）	達成度（B様式）	方向性	事業の展開内容
行財政運営	247	行政コストの明確化		区民が利用する行政サービスに係る経費等を公表することにより、サービスの内容と区の負担についての区民の理解を深めることで、区民サービスの一層の充実及び区民間の負担の公平を図ります。	事業ごとの行政コスト分析を行い、事業にかかる税負担額を公表するとともに、区民サービスの適切な負担を検討します。	総務省方式改訂モデルに基づく「行政コスト計算書」を作成し、行政コストの性質別割合及び目的別割合で分析を行うとともに、区民1人当たりの行政コスト計算書を作成しました。	現在、財務諸表は普通会計ベースで作成していますが、事業別コストは一般会計ベースで作成します。その際、財務諸表の総行政コストの算定の考え方と事業別コストの算定の考え方を整理する必要があります。また、コスト計算の考え方について、共通ルールを検討する必要があります。	—	B	改善・見直し	財務諸表の総行政コストの算定の考え方と事業別コストの算定の考え等を整理し、適切なコスト分析を目指します。
	248	公有財産の有効活用		公有財産の有効活用により税収外の新たな歳入の確保を図ります。	区有施設内のテナントや余裕のあるスペースについて、民間事業者等への貸付を入札等により行い、業者選定や貸付料を決定します。			—	—	現状維持	入札・契約手続、財産管理等がスムーズに行えるよう、財産所管課を支援し、さらなる歳入確保に取り組みます。
基本構想の進行管理	249	基本構想推進区民協議会の運営	文京区基本構想実施計画	基本構想実施計画の策定及び基本構想の進行管理など基本構想の実現度の審議を、区民参画により実施します。	区民委員及び学識経験者によって構成されている基本構想推進区民協議会を、議論が活発になされ、多様な区民の意見を反映できるように運営します。	・本協議会で、事務事業評価及び基本構想実現度評価に対する多くの意見をいただきました。それにより、審議結果を評価に反映することができ、区民参画による基本構想の進行管理を行うことができました。 ・分野別の指標の内容など、本協議会における意見を踏まえて修正した結果、より区民に分かりやすい基本構想実施計画とすることができました。	26年度は委員改選の時期に当たるため、今後の進行管理を円滑に行うために、新委員に対して丁寧な制度説明を行います。また、効果的に議論が進むよう工夫する必要があります。	—	A	改善・見直し	新委員への制度説明も含めた5回の協議会を通して、事務事業評価及び基本構想実現度評価の結果について審議を行います。